

あり、文は服部南郭の選にして鳥石山人の書なり。而して所藏の古佛像・古文書其の他の寺寶は、哀
微し來れる際に其の多くを散失せしめ、其の一部のみ御室仁和寺に保管せられて紛失を免れしといふ。
然れども尙多くの佛像・古文書ありて、木造多聞天立像壹軀・同持國天立像壹軀・同大日如來像壹
軀は明治三十二年八月一日國寶となる。外に藥師如來立像・胎藏界大日如來像等あり。また古文書の
中には後伏見天皇宸翰・楠正儀の燈油寄進狀・上卿大納言の宣旨等あり。且三佛寺集會着座に關する
左記の如きものあり。

三佛寺集會着座之事

限大川西向連着座

金剛寺在座
觀心寺在座

白川東連着座

觀心寺在座
金剛寺在座

河合寺上横座

右任寺位先例可令並衆會連着座定者也

正平三年五月十一日

河合寺々僧御中

右馬權助

河合寺城址は東北富山にあり。山西の三日市川に臨める半腹は長野遊園地となる、遊園地の上部は
城址にして今は櫟山となる。元弘二年楠正成の設けたる城寨中の一にして、駒留の松は其の馬を繋ぎ

河合城址

しものなりといふ。當時のものは已に枯死して、今あるものは植ゑ繼がれたる稚松に其の名の残れる
なり。黄金塚・箸塚といへるあり、黄金塚は長者の黄金を埋めし所なりと傳へ、箸塚は朝夕の箸を捨
てたるより成れりといふ、共に捏造附會の説にして、古墳ならん。

本地は文祿年間より北條美濃守氏規の領地となり、同氏世襲して相模守氏恭に至り、明治二年六月
上地せり。依て狭山縣の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及
び區畫の變遷は、大字寺元に同じ。

大字鳩原

本地は古來錦部郡に屬し、鳩原村と稱す。村名は續日本紀文武天皇三年三月の條に「甲子、河内國獻
白鳩、詔命錦部郡一年租役」と見ゆる白鳩を獻せし所なるより起れるならん。

川上神社は北方字ハナミヅにあり、もと鳩原神社と稱し、素盞鳴命を祀れり。創建の年月は詳なら
ず。往時より本地及び石見川・小深・太井・鬼住・寺元・河合七ヶ村の産土神たりしも、後、觀心寺
の鎮守として同寺境内に移轉せられし爲め、徳川氏の初期に至りて舊地に復座せしも、氏子の各村は
離れて本地のみ産土神となり。明治五年村社に列し來りしが、同四十年十月十八日大字河合寺字河合
山の村社河合神社(天照皇大神・天兒
居根命・高麗神)・大字鬼住字ヒガヒ谷之上の同天神社(事代主命
菅原道真)・大字寺元字西の宮

川上神社

古墳

の同八坂神社(実蓋)・同大字字堂の上の同寺元神社(大國)・大字小深字コヅノ尾の同小深神社(実蓋)・大字石見川字宮の尾の同御嶽神社(現々神命・木)・大字太井字アサヒの同八幡神社(天照)を合祀し、今の社名に改められて復た本村全部即ち舊七ヶ村の産土神となり、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百貳拾五坪にして、本殿・拜殿及び十藏を存す。例祭は十月十一日なり。

北方字宮林の西隅に古墳あり、封土の高さ五尺にして石を以て之を蓋ひ、老樅一株あり、里俗傳へて僧實惠の墓なりといふ。然れども實惠は道興大師と號し、觀心寺の開山にして墓は同寺にあれば、其の眞否は詳ならず。

本地の村高貳百貳拾壹石六斗壹升七合の内、貳百貳石五升は文祿年間より北條美濃守氏規の領地となり、其の拾九石五斗六升七合は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、兩氏共に世襲し、北條氏の領は相模守氏恭に至り、明治二年六月上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。本多氏の領は主膳正康稷に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第一大區六小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられ、同月第一大區六小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に

屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 太井

本地は古來錦部郡に屬し、太井村と稱す。

本地村高九拾六石九升の内、八拾六石九升は文祿年間より北條美濃守氏規の領地となり、其の拾石は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、兩氏共に世襲し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日小深村と二ヶ村聯合したるの外は、大字鳩原に同じ。

大字 小深

本地は古來錦部郡に屬し、小深村と稱す。字地に北垣外といへるあり、河内志村里の條に「小深屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるならん。

本地村高六拾壹石九斗四合の内、四拾六石六斗貳升は文祿年間より北條美濃守氏規の領地となり、其の拾五石貳斗八升四合は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしも、延寶七年本多伊豫守忠恒の領地となり、兩氏共に世襲し、北條氏領は相模守氏恭に至りて、明治二年六月上地せり、依て狭山藩

の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。本多氏領は伊豫守忠貞に至りて、明治二年六月上地せり、依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日太井村と聯合したるの外は、大字鳩原に同じ。

大字 石見川

本地は古來錦部郡に屬し、石見川郷と呼びしが、後、石見川村と稱す。字地に上手及び下手といへるあり。四面山を負ひ、神福山其の東方に位し、溪水の流れて同山と虎尾山との間に落つるもの、懸りて飛泉となれり、五重瀧といふ。高さ六十尺にして二層をなし、一を箱瀧と呼び、一を釜瀧といふ。下流は流れて石見川となる。

大澤峠
大澤寨址
笹尾山
笹尾寨址

大澤峠は東南大和・河内・紀伊の三國境にあり、紀州の牧野・隅田に至る大澤街道の路線に當る。笹尾山は東北にありて紀和の兩國を展望すべし。前者は大澤寨・後者は笹尾寨の置かれし所にして、寨は何れも元弘二年楠正成の設けし城寨中の一なり。本地村尚六拾石八斗の内、四拾參石は文祿年間より北條美濃守氏規の領地となり、其の拾七石八斗は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、兩氏共に世襲し其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字鳩

原に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年七月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
寺元	一、六七〇	三、九二二	一、七四	四、九三三	二、〇一	一、六六二	一、五五二
鬼住	一、九二五	一、〇〇六	一、七〇	一、〇九一	一、七五		
河合寺	一、四八〇	二、二九一	一、三二	三、六三二	一、五九		
鳩原	三、一七〇	七、九二二	二、七二	八、一〇一	三、五		
太井	四、二〇〇	五、一五二	九	五、九三三	三、三		
小深	六、一〇〇	六、三三二	一一	六、九二〇	三、九		
石見川	六、〇〇〇	六、一五九	一九〇	六、九三三	三、〇一		
計	九、五八〇	四、五〇〇	一、三三	四、九二八	一、五九	一、六六二	一、五五二

第二十五項 金岡村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、金田村・長曾根村の兩村は當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、金岡神社及

び巨勢金岡の故蹟あるに依り、採りて以て金岡村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて八上郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 金田

本地は古來八上郡に屬し、もと八下郷にして、金岡村と呼びしが後、年紀不詳金田村と稱す。字地に金田新田あり。金田は金岡の訛にして、金岡の稱は巨勢金岡より起れり。巨勢金岡は古代畫家の泰斗にして、宇多天皇の御宇寛平年中本地に住せしといふ。されば字地にも巨勢波奈と稱するあり、また金岡淵あり。淵は東方にありて周圍百間の小池なり、金岡筆洗の淵とも呼び、今は灌漑用水たり。

金岡神社は部落の中央にあり、底筒男命・中筒男命・表筒男命・素盞鳴命・大山咋命及び巨勢金岡を祀れり。金岡は本地に住せしといへるを以て、其の靈を配祀せしものなるべし。仁和年間の創建なりと傳へ、もと金田三所大明神と稱し、何れの時よりか宮寺起りて顯正院と號し、眞言律宗高野山末となりて社務を執り來りしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月二十三日南八下村大字小寺字小森の村社菅原神社(菅原道真)、同四十一年一月九日同村大字菩提字森山の同熊野神社(伊邪奈命)・同村大字野尻字東口の同金峰神社(新國押武金日命)・同村大字石原の同八坂神社(素盞鳴命) 同村大字大饗字山の花の同八幡神社(應神天皇・天照大神・春)

金岡神社

藝須牟地會根神社

(日大)、同月十四日同村大字長曾根字中池の同長曾根神社(八幡大神素盞鳴命)、同年四月二十三日同村大字大饗字越が花の同八坂神社(素盞鳴命)・北八下村大字中字宮脇の同八坂神社(素盞鳴命・保食神・武甕槌命・天兒屋根命・比咩大神)・同村大字河合の同河合神社(素盞鳴命・武御饗命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神・事代主大神)・同村大字野遠字森山の同八坂神社(素盞鳴命)・同村大字南花田字東口の同八坂神社(素盞鳴命・保食神・神・品陀別天皇)、同年四月二十三日北八下村大字南花田字川端の同須牟地會根神社を合祀せり。合祀せられたる須牟地會根神社は延喜式内の神社にして、同神名帳に「攝津國住吉郡須牟地會根神社」と見ゆるもの是れなり、須牟地會根命を祀れり、創建の年代は神功皇后攝政六年の頃なりといへども、東成郡住吉神社の神代記に依れば其の以後なるが如し、勝手明神と稱し、大字南花田の産土神なりしが、明治二十八年本殿を焼失し、此に至りて遂に當社に合祀せられしものなり。境内は壹千貳百八拾坪を有し(大字長曾根の南方に當社の舊地なりと里傳せる所あり、社地に遷遷りしものか)、本殿・幣殿・拜殿・神樂所・神輿庫・社務所・客殿・長屋・土藏等を存す。末社に琴平神社・稻荷神社あり。氏地は本村及び南八下村・北八下村にして、例祭は十月十日、夏祭は七月二十日なり。

觀音寺は字大道町にあり、眞言宗御室派延命寺末にして聖觀世音を本尊とす。創立の年月詳ならず。法道の開基なり。境内は貳百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

蓮開寺は同字にあり、寶池山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾貳坪を有し、本堂・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

觀音寺

蓮開寺

長光寺

長光寺は字笠の内にあり、眞宗佛光寺派光園寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。至徳二年元流の開創なり。寛永十六年十二月十六日より寺號を公稱せり。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂・門を存す。

佛源寺

佛源寺は同字にあり、法性山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと辻本道場と稱して法相宗たりしが、應永元年僧源秀之を再興して眞宗に轉じ、寛永二十一年五月十五日寺號の公稱を許さる。境内は壹百四拾參坪を有し、本堂・門を存す。

西光寺

西光寺は字中の町にあり、松樹山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾八坪を有し、本堂・門を存す。

光念寺

光念寺は同字にあり、綠樹山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永十四年正月の創立なり。境内は參百六坪を有し、本堂・門を存す。

金林寺

金林寺は字東御坊にあり、林樹山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。六拾坪の境内に、本堂・庫裏を存す。

光照寺

光照寺は字堂之辻にあり、糸薄山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、天台宗伽藍の舊蹟にして惠信僧都の開基なり。後、登蓮法師留錫糸薄の古蹟なるを以て糸薄山の山號を附し、嘉暦年中兵燹に罹りて住僧止順之を再建す。當時本願寺三世覺如法主百有餘日留錫あり、宗祖眞蹟の名號を與へられて眞宗に轉じ、明應六年本願寺八世蓮如法主來りて留錫

し、後、永祿十二年三好氏・天正六年織田氏の兵燹に罹り、明暦三年に至りて堂宇を再建せり、現在のもの即ち是れなり。天正十一年には本願寺教如法主も曾て留錫せしことありといふ。境内は四百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・書院・客室・廊下・經藏・納家・鐘樓・鼓樓・藥醫門・門を存す。境内に石盃あり、「弘安五年十月二十八日光照寺」の文字及び地藏の像を刻せり、本尊と共に天台宗たりし時の遺物なりといふ。

本地は初の徳川氏代官の支配たりしが、元祿元年に至り村高參千貳百參拾九石貳斗貳升五合(内貳百升七斗)の内、壹千九百九拾壹石五斗貳升六合は秋元但馬守喬知の領地となり、其の壹千貳百四拾四石七斗七升貳合は依然徳川氏代官の支配たりしが、寶永二年に至りまた秋元氏の領地に移りて全村同氏領となり、同氏世襲して但馬守禮朝に至り、明治二年六月上地せり、依て館林藩の支配に移り、同四年七月十四日館林縣に改まり、同年十一月十五日枋本縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる、而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十三區に屬し、同七年一月二十二日第一大區三小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區三小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十六戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字長曾根

本地は古來八上郡に屬し、往時は長櫛村と呼びしが、中古分れて長曾根・黒土の二ヶ村となり、後復た合して一村となり、長曾根村と稱し、黒土村は字地となれり、河内志村里の條に「長曾根屬邑」と記せるは、此の黒土を指せるならん。

善龍寺は舊長曾根村にあり、一に長曾根寺の名あり。法雨山と號し、眞言宗高野派光明院末にして觀世音菩薩を本尊とす。由緒詳ならざれども、河内國名所鑑には「昔は眞正菩薩ましくける清淨光院の舊址なり」と記せり。境内は四百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

當寺内之事得御意相物候障障收放火亂妨礙籍以下堅令停止畢若於進退之族者速可加成就者也仍札帶如件

天正元年十二月七日

柴田勝家 花押

長曾根寺内

正雲寺

正雲寺は舊長曾根村にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾八坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

西向寺

西向寺は舊長曾根村にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正八年十一月六日惠燈の開創なり。境内は壹百九坪を有し、本堂・庫裏・納家・鐘樓・門を存す。

福王寺

福王寺は舊黒土村の字開にあり、淨土宗西山派正法寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。明治七年八月三日廢寺となりしも、同十三年十二月十四日復興せり。境内は五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

秋元但馬守陣屋の址

秋元但馬守陣屋の址は西方にあり。本地附近は秋元氏の領地多かりしを以て、寛延三年秋元涼朝此に陣屋を構へしが、明治二年六月秋元禮朝の版籍を奉還するに及び、同六年之を毀ち、今は僅に貳千百八拾餘坪の地に石垣土墩を存するのみ。

古城址

古城址と稱するもの二あり、一は北方にあり、方一町の平地にして字を城堀といひ、一は南方にあり、また方一町の地にして字を燒野といふ。然れども共に其の遺形の認むべきものなく、かつ其の緣由等も詳ならず。

本地は初の徳川氏代官の支配たりしが、元祿八年秋元但馬守喬知の領地となり、同氏世襲し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區三小區内の一番組に入りし外は、大字金田に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地又別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の人口	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
金田	三、三三〇・三五	二二一・四八	一、七五	二、六七三	一、八七		
長曾根	二、五七九・九〇	二、三三三・五	一、〇六	二、五八六・八	一、二六		
計	五、九一〇・四五	四、六六三・九	二、八一	五、二六〇・三	三、一三		三、一三

第二十六項 南八下村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、菩提村・大饗村・小寺村・石原村・野尻村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域にり一村を設け、其の地の大部は舊八下郷なるに依り、其の郷名を採り且北八下村に對して南八下村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて八上郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字菩提

本地は古來八上郡に屬し、もと八下郷の内にして大饗村と同村たりしが、後分れて菩提村となり、東菩提・西菩提の二ヶ村に分れ來りしも、明治二年復た合併して菩提村と稱す。村名は往時佛刹のありしより起りしものならんか。字地に大饗・引野・金ヶ井といへるあり。

寶珠院は字内山にあり、小出山と號し、眞言宗野中寺の末にして十一面觀世音を本尊とす。所傳に依れば、天平年間光明皇后の建立し給ひし國分尼寺の支坊の一なりといふ。國分尼寺の址は隣地の大

寶珠院

長圓寺

字饗にあり。境内は貳百四拾坪を有し、本堂・庫裏・納屋・廊下・鐘樓を存す。

長圓寺は字東口にあり。無量山と號し、融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、正徳二年秋元但馬守喬知の領地となり、同氏世襲して但馬守禮朝に至り、明治二年六月上地せり、依て館林藩の支配に移り、同四年七月十四日館林縣に屬し、同年十一月十五日栃木縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる、而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十三區に屬し、同七年一月二十二日第一大區三小區に改まりて、同四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區三小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字大饗

本地は古來八上郡に屬し、もと八下郷の内にして菩提村と同村たりしが、後分れて大饗村となり、東大饗村・西大饗村の二ヶ村に分れ來りしも、明治八年五月復た合併して大饗村と稱す。大字小寺は

北に接して丹比行宮のありし所なれば、本地は同行宮の饗庭たりしことあるより起れるの稱ならんか。字地に引野といへるあり。

和
田
氏
の
居
地

和田氏の居り所なり、和田氏の家系に「楠左衛門尉成康之二男太郎親遠、曾從河州移住泉州和田村故號和田、是和田氏之祖也、其子四郎高遠、其子孫三郎正遠也、楠正成之妹、嫁高遠生正遠、故正遠者正成之甥也、其子孫高家・正武等、住同國岸城、曰之岸和田、後歸于河州、與楠之末葉、同住大饗邑」と見ゆる大饗邑は即ち本地なり。中央の字地に城ヶ峰あり、其の地に城岸寺あり、また北方に城岸池あり、共に名を城に取る。思ふに此の地に住する和田氏の居城を構へたりしより残れるの稱ならん。而して城岸池は周圍二町三十間の小池にして、今は灌漑用水となる。

岸
城
寺

岸城寺は字城ヶ峰にあり、無量山と號し、融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。外に地藏堂・辨財天堂あり。

國
分
尼
守
の
址

國分尼寺の址は西方耕地の中にあり、東西貳町・南北五町の地を其れならんといふ。附近には國分東・國分上・國分池の字地あり。寺は天平年中光明皇后の創建して、天竺の僧菩提僧正を開基と爲し給ひしものに係り、明徳の變亂に焚蕩して遂に廢絶せりと傳ふ。今も里人地を穿ちて瓦石を得ることあり。大字菩提の寶珠院は寺の一支坊なりしといふ。

段
の
塚

同寺址の附近に段の塚あり、封土の高さ壹丈・東西十八間・南北十間にして、河内志陵墓の條に段

の塚は東大饗村にありと記せるもの是れなり。茅茨叢生せり。緣由は詳ならず。邑に檀野を姓とするものあり、或は之に關係あるものならんか。

本地は徳川氏の初より同代官の支配にして、東大饗村四百八石四斗壹升壹合・西大饗村參百六拾八石五斗六升七合・合計七百七拾六石九斗七升八合たりしが。正徳二年東西共に秋元但馬守喬知の領地となり、同氏世襲し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字菩提に同じ。

大字小寺

本地は古來八上郡に屬し、もと八下郷の内にして八下村と稱し、一に八下石原とも呼び、後分れて小寺・石原の兩村となれり、本地は其の一なり。傳へいふ、往時長和寺といへる巨刹ありしも、明徳の兵亂に焚蕩せしかば、爾後本地を古寺村と呼び、永祿の頃守護代安見美作守の時、今の文字に改めしと。字地に田地坊といへるあり、河内志村里の條に「小寺屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。而して舊郷名の八下は、和名抄に「丹比郡八下波知」と見ゆるもの是れにして、舊村名の八下は郷名の残りしものならん。

平
松
寺

平松寺は醫王山と號し、眞言宗高野派光臺院末にして藥師如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。外に歡喜天堂あり。

大圓寺

大圓寺は放光山と號し、眞言宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

照林寺

照林寺は金光山と號し、時宗清淨光寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿二年照光の再建なり。境内は壹百八拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

西方寺

西方寺は無量山と號し、融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。明和三年靈鳳之を再建せり。境内は壹百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

丹比行宮の址

丹比行宮の址は北方にあり、東西二十間・南北十五間の所を其れなりといふ。其の一部に長拾壹間・幅參間許の芝地あり、古來靈地として手を觸るゝを恐れ、附近には神殿池・馬場浦等の字地あり。宮は續日本紀稱徳天皇天平神護元年十月の條に「甲申到和泉國日根郡深日行宮、乙酉到同郡新治行宮、丙戌到河内國丹比郡、丁亥到弓削行宮」と見ゆる丹比郡の行宮なり。

古塚

圓塚各所に散點せり、封土の高さは三尺乃至四尺、周圍は一四尺乃至三間なり。即ち字塚田に二箇・同龍寺に二箇・同田地坊裏に一箇・同釜の子に一箇あるもの是れなり、何れも樹木なくして芝生なり、蓋し古墳墓ならん。河内志に「荒墳圓塚七在小寺村」と記せるは、是等の塚を指せるならん。本地は徳川氏の初より同代官の支配たりしが、元祿十三年秋元但馬守喬知の領地となり、同氏世襲し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字菩薩に同じ。

大字石原

本地は古來八上郡に屬し、もと八下郷の内にして八下村と稱し、一に八下石村とも呼びしが、後分れて石原・小寺の兩村となれり、本地は其の一なり。

中仙寺

中仙寺は金寶山と號し、融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと眞言宗なりしが、後融通念佛宗に改む。境内は貳百拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり、地藏堂に安置せる地藏菩薩は、比叡山の沙門叙好なる者、肥前國肥御前に感得して比叡山に安置ありしを、後當國高安の里に移し、享祿年中同地の某なる者石像を負ひて廻國し、更に當寺に納めしものなりといふ。

本地は徳川氏の初より同代官の支配たりしが、元祿十三年秋元但馬守喬知の領地となり、同氏世襲し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字菩提に同じ。

大字野尻

本地は古來和泉國大鳥郡の内にして直尻村と呼びしが、後年紀不詳、當國八上郡に屬し、野尻村と稱す、野尻は直尻の轉訛ならん。姓氏録和泉國神別に「直尻家、大村直同祖、大名章彦命男、稻彌命

之後也」と見ゆれば、直尻氏の居りし所にして、村名は是れより起りしものなるべし。字地に大野及び下の茶屋といへるあり。

報恩寺

報恩寺は謝徳山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、元和年中小田宗慶なるもの楠氏の裔孫より光明本尊の一軸を受け、之を安置せんが爲に別殿を創建せしが、後寛文八年佛光寺に歸して寺名を公稱せり、境内は貳百九坪を有し、本堂のみを存す。

阿彌陀院

阿彌陀院は野尻山と號し、融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四拾坪を有し、本堂・門を存す。

本地は承應元年より大坂東町奉行松平隼人正の役知となり、寛文三年より同石丸石見守定次・延寶七年より同設樂肥前守・貞享三年より同小田切土佐守直利の役知たりしが、元祿四年より徳川氏代官の支配に屬し、同十三年秋元但馬守喬知の領地となり、同氏世襲し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大区三小区内の四番組に入りし外は、大字菩提に同じ。

大	字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口	大正元年正月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
大	菩提	五八・一九〇		三三三	六〇九〇	三〇二	
大	鑿	七六・七六〇		五九五	七三・三三八	五九七	
小	寺	五七・六七〇		四二九	六九・九七三	四四二	

石	原	五二〇・〇〇〇	五・九三三	四〇四	五八・四一七	五七三	
野	尻	三八九・〇〇〇	三・二五九	二六七	五三・五四八	三六四	
計		三三(四七・九五五)	三〇六・六七七	一、八三七	三三三・七三三	九三七	
						二、〇〇一	
						二、二九一	
						二、二一〇	

第二十七項 北八下村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、中村・野遠村・南花田村・河合村の四ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、其の地の大部は舊八下郷なるに依り、其の郷名を採り且南八下村に對して北八下村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて八上郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 中

本地は古來八上郡に屬し、もと八下郷の内にして中村と稱す。字地に北山といへるあり。

大覺寺は眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・門を存す。

大覺寺

大念寺は融通念佛宗來迎寺の末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百七拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は。徳川氏の初の元和年間大坂東町奉行の役知となり、延寶六年新檢の地を得て、同新檢地は徳川氏代官の支配に歸せしが、元祿四年大坂町奉行小田切土佐守直利の時、其の役知を止めて徳川氏代官の支配に併せ、新舊檢地の全部同代官の支配に歸せり、然るに同十二年秋元但馬守喬知の領地となり、同氏世襲して但馬守禮朝に至り、明治二年六月上地せり、依て館林藩の支配に移り、同四年七月十四日館林縣に改まり、同年十一月十五日栃木縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十三區に屬し、同七年一月二十二日第一大區一小區に改まりて、同四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區一小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十年四月一日の町村制施行に至れり。

大字野遠

本地は古來八上郡に屬し、もと八下郷の内にして野遠村と稱す。

西教寺は眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと本地には三大寺ありて南・北・中の三ヶ所に繁榮せしが、當寺は其の北にありしものなりいふ。他の二ヶ寺は荒蕪衰頹して田地の間に釋迦堂の前・堂の後等の名を殘せり。往時は天台宗の巨刹たりしも、僧覺夢なるもの宗風の時に適せざるを見て本宗に轉じ、萬治年間に至り僧教覺更に之を中興せり。境内は貳百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下・太鼓樓・納家・土藏・門を存す。

本地は徳川氏の初めより同代官の支配たりしが、正保三年堺町奉行石河土佐守勝正の役知となり、傳へて同土佐守利正に至りて、寛文四年徳川氏代官の支配に歸し、元祿八年秋元但馬守喬知の領となり、同氏世襲し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字中に同じ。

大字南花田

本地はもと八上郡に屬し、南花田村と稱す。字地に小代といへるあり、河内志村里の條に「南花田屬邑一」と記せるは此の字地を指せるなるべし。北に接して泉北郡五個莊村大字北花田あり、同地はもと攝州住吉郡の五個莊にして、明治四年七月同郡に入りしものなり、國郡を異にして南北村名を同うす、思ふに往時は同邑にして、本地も住吉郡五個莊の内たりしなるべし。北方字川端に鎮座せし須牟地會禰神社(明治四十一年四月二十三日令開村)を、延喜式神名帳に攝津國住吉郡に載せたるに見るも、其の

清泉松井

然るを認むべし、蓋し中古以降國郡界の錯亂せるより、此の變更を來せしものならん。南方字松井に清泉松井あり、周圍九尺・深さ九尺、冬は温かに夏は冷かにして附近の名水なり。

愛染院

愛染院は眞言宗山科派勸修寺末にして聖觀世音菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五百參拾九坪を有し、本堂・庫裏・納家・藥醫門を存す。外に大師堂・地藏堂・護摩堂あり。

蓮花寺

蓮花寺は眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾九坪を有し、本堂・庫裏・表門を存す。

高照寺

高照寺は眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。外に藥師堂あり。

源光寺

源光寺は眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾貳坪を有し、本堂・座敷・太鼓樓・門を存す。外に地藏堂あり。

古塚

東南に二ヶの古塚あり、封土の高さ各一間・周圍五間、相並びて共に茅茨を生せり。土俗傳へいふ、多田藏人及び其の族人の墓なりと。河内國の住人に多田藏人仲兼あり、壽永二年十一月十九日頼朝に屬して義仲と戦へり。然れども其の後も多田藏人と稱する者多ければ、其の果して仲兼の墓なるかは詳ならず。

本地は初の徳川氏代官の支配たりしが、延寶四年より麾下甲斐庄三郎右衛門の采地となり、元祿元

年上地して徳川氏代官の支配に歸し、同八年更に秋元但馬守喬知の領地となり、同氏世襲し、其の後の管轄及び區畫の變遷は大字中に同じ。

大字 河合

本地は古來八上郡に屬し、もと八下郷の内にして、河合村と稱す。

教念寺は眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。弘安六年三月源滿仲の家臣仲光の末裔なる稻岡平右衛門入道來りて一字を建立したるもの當寺の起原なり。貞享二年五月二十五日より今の寺名を公稱せり。境内は八拾七坪を有し。本堂・藥醫門を存す。外に地藏堂あり、堂は字地藏内にありしを、明治六年六月移轉せしものなり。

本地は元和年間村高參百七拾六石九斗八升の内、貳百拾參石九升は麾下片桐某の采地となり、其の壹百六拾參石八斗九升は大坂町奉行の役知となり、延寶年中得たる新檢地の壹百九拾參石八斗七升壹合は徳川氏代官の支配たり。然るに大坂町奉行の役知は元祿四年に至り、小田切土佐守直利の時、徳川氏代官の支配に歸せしが、其の地は同十四年更に秋元但馬守喬知の領地となり、寶永二年徳川氏代官の支配地(新檢分)は分れて、其の壹百四拾四石六斗七升九合は麾下片桐氏の采地となり、其の四拾九石壹斗九升貳合は秋元氏の領地となる、依て村高五百七拾石八斗五升壹合の内、參百五拾七石七斗六升

教念寺

九合は片桐氏の采地、貳百拾參石八斗貳合は秋元氏の領地となれり。爾來兩氏共に世襲し、麾下片桐氏の采地は同鑑三郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄となる。秋元氏の領は但馬守禮朝に至り、明治二年六月上地せり、依て館林藩の支配に移り、同四年七月十四日館林縣に改まり、同年十一月十五日栃木縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月二十三日第一區一小區内の二番組に入りし外は、大字中に同じ。

大字	舊石高		明治八年改正 有租地反別		明治九年一月一日 現在人口		町村制施行 町村制施行 當時の人口		大正元年三月 末日現在人口		大正九年十月二日 國勢調査の人口	
	石	斗	石	斗	男	女	男	女	男	女	男	女
中	一、三	九七〇	六八	五三三	五三六		一、五	六三三	五九六		一、一	七四三
野	六	二、六五〇	四九	三二五	四九〇		五	九三三	五〇六		一、一	七四三
南	一、八	九、五六〇	一五	六三三	一、七	三、〇〇一	八	五三	八五三		一、一	七四三
河	五	七、〇〇〇	五	八、三三	一、〇	一、〇	六	五、〇一五	二二八		一、一	七四三
計	一、三	一、九七〇	一、〇	一、〇〇〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇		一、一	七四三

第二十八項 古市町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、古市村・譽田村・碓井村・輕墓村の四ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる古市村の名を採りて古市村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて古市郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬し、大正五年八月一日より古市町と改稱す。

大字古市

本地は古來古市郡に屬し、もと古市郷の内にして古市里と呼び、古市村と稱す。日本書記には舊市邑と書し、續日本紀には古市里と記せり。即ち日本書紀景行天皇の條に「日本武尊化白鳥、更飛至河内留舊市邑、亦其所作陵、曰白鳥陵」と見え、續日本紀聖武天皇の條に「天平十七年十月辛亥河内國司言、右京人尾張王於部内古市郡古市里田家庭中得白龜一頭、長九分闊七分兩目並赤」と見ゆる是れなり。古市の稱は上古市場のありしより起り、古市郷の名も是れより出で、郡名も是に因れり。市場の舊史に顯はれしものを擧ぐれば日本書紀雄略天皇十三年春三月の條に「天皇使齒田根命資財露置於餅香市邊橋

本之土」と記し、同紀顯宗天皇の條に「吾儂者旨酒餌香市不以直買」と載せ、續日本紀稱徳天皇寶龜元年三月の條に「癸酉以從五位下山口忌寸沙彌麻呂・西市員外令史正八位下民使毗登日理、權任會賀市司」と見ゆるもの是れにして、餌香は上古に於ける本地附近の總稱なり。八雲御抄には、同市のありし所を古市村の北會我川の西とし、河内志も亦之に倣へども、今其の何れの所なりしかは詳ならず。舊郷名は和名抄に「古市郡古市」と記し、姓氏録河内國諸蕃に「古市村主、百濟國虎土之後也」と見ゆれば、古市氏の居りし所ならん。字地に古屋敷・水守といへるあり、河内志村里の條に「古市屬邑二」と記せるは此の字地を指せるなるべし、古屋敷は高屋城の廢後舊邸址に起りし稱なり。又其の一部なる安閑天皇の御陵及び春日山田皇女の御陵並に高屋神社（明治四十一年五月十一日鳥神社に合祀）所在地には高屋の稱あり、日本書紀には高屋丘と書し、古事記には高屋村と記せり。高屋は往古より存せし地名にして、御陵名にも加へられ、社名も之に因み、姓氏録河内國神別に「高屋連、石上朝臣同祖、饒速日命十世孫伊己止足尼大連之後也」と見ゆれば、高屋氏の居りし所なるべし。日本總國風土記に見ゆる高屋郷にして、丘阜の狀を爲して他の平地を四方に俯瞰せり、是れ高屋丘の名の起りし所以ならん。而して本地は往時に於ける志幾の内たりしは已に記せし所の如し。大和川開鑿の附屬工事として大乘川の切違を爲すに際し、反別六反壹畝貳拾六歩・村高八石九斗八升貳合の地は同川敷地となれり。由來本地は御陵と市とを以て夙に其の名著れ、特に應永以後は、畠山氏高屋城に居りて當國の國政を視たりしかば、天正年間迄は

當國の首府として繁昌せし所にして、其の後遊所の如きも存したることありといふ。明治後に至りても同十三年四月十四日古市郡役所を眞蓮寺に設置せられて、石川外六郡を管治し、同十六年一月富田林に移轉する迄は同郡衙の所在地たり。西に皇陵を負ひ、石川は其の東を繞り、竹内街道は東西に通じ、東高野街道は南北に貫き、且大阪鐵道の走れるあり、交通運輸の便備はらざるなく、人家は櫛を連ねて市街を爲し、街名に南町・西町・北町・東町・中町・堂内町等ありて、今もなほ郡内に於ける樞要の地たり。

惠我川

惠我川は石川の一名なり、惠我は上古に於ける本地附近の總稱にして、仲哀天皇の惠我長野陵、應神天皇の惠我藻伏岡陵、允恭天皇の惠賀長野陵等は、皆此の地名の惠我に因めるの稱なり。故に川は舊石川郡より流れ來り、本地の東に沿ひて初めて惠我川の名を爲し、大字碓井を経て北方なる舊志紀、安宿部兩郡の界に入れり。其の名は古來史上に顯れ、特に壬申の亂に當りては、天武天皇の將士等、近江朝廷の軍の丹比・大津の兩道より來れるを邀へて、大に戦ひし所なり。今左に舊史の一二を抄記せん。

日本書紀

崇峻天皇の條 河内國言、於餌香川原有被斬人、計將數百、頭身既爛、姓字雖知、但以衣色收取其身者、爰有櫻井田部連藤原所養之犬、嚼殺身頭伏側固守、使收已至乃起行之。

同

天武天皇元年七月の條 初將軍吹負、向乃樂至神田之日有人曰、自河内軍多至、則遣坂本臣財、長尾直眞鑿、倉地直

麻呂、民直小鮎谷直根麻呂、率三百軍士距於龍田、復遣佐味君少麻呂率數百人屯大坂、遣鴨君蝦夷率數百人守石手道、是日坂本臣財等次于平石野、時聞近江軍在高安城而發之、乃近江軍知、財等來以悉焚秋稅倉皆散亡、仍宿城中會河臨見西方、自大津・丹比兩道軍衆多至、顯見旗幟、有人曰、近江將壹伎史韓國之師也、財等自高安城降以渡衛我河、與韓國戰于河西、財等衆少不能距、先是遣紀臣大音令守懼坂道、於是財等退懼坂而居大音之營、

安閑天皇御陵は高屋丘にあり、古市高屋丘陵と稱す。皇妹神前皇女を合葬せらる。天皇は繼體天皇の御子にして、御母を日子媛命と稱し、宣化天皇の同母兄なり、在位二年にして勾金橋宮に崩じ給へり。兆域は周圍參百四間、濠池之を繞り、陵上には松樹鬱葱せり。

古事記 廣嗣押武金日命、坐勾之金管宮治天下也、此天皇無御子也、御陵在河内之古市高屋村也、

日本書紀 安閑天皇の條 二年冬十二月癸酉朔己丑、天皇崩于勾金橋宮、時年七十、是月葬天皇于河内魯市高屋丘陵、以皇后春

日山田皇女及天皇妹神前皇女、合葬于是陵、

延喜諸陵式 古市高屋丘陵、勾金橋宮御宇安閑天皇、在河内國古市郡、兆域東西一町・南北一町五反、陵戸二烟・守戸二烟、

春日田皇女の御陵は安閑天皇御陵の南にあり、古市高屋陵と稱す。皇女は安閑天皇の皇后なり。兆域は四百貳拾五坪にして一圓丘を爲し、樹木茂生せり。里俗は之を八幡山といふ。

山陵志 安閑春日皇后高屋墓、與山陵（實）自別兆域、史謂之合葬、以地相隣隣之爾、今祀八幡之神是也、

延喜諸陵式 古市高屋墓、春日山田皇女、在河内國古市郡、兆域東西二町・南北二町、守戸二烟、

伯母不動は安閑天皇御陵の南にあり、東西三間・南北四間の封土なり、蓋し古墳ならんも、其の縁

春日田皇女御陵

伯母不動

由は詳ならず。

高屋城址

高屋城址は御陵の傍なる高屋丘にあり。丘は東西五町・南北凡三町にして、其の中には城・中城・大手・矢倉山・小墓・八幡山・東古の内・西古の内・出在家・城新池・不動坂といへる十一の小字を存す。而して城は畠山氏累世の居城なり。南北朝争亂の末期なる元中年間、足利義滿は畠山義深を當國の守護と爲して南方に當らしめ、和田・楠の族は次第に退治せられ、其の被官たりし隅田・甲斐庄以下のものまた多く其の配下に歸しけるに、其の子基國は明德二年山名氏清・同満幸征伐の功に依りて大和を加領せられ、應永二年管領職に補せられ、同六年大内義弘征伐の功に依りて更に紀伊國を加領せしめらる。當城の築かれし年月は詳ならずれども、基國の時代ならんといふ。基國は管領職たりしを以て、其の家臣をして領國守護の任に當らしむ、即ち謂ゆる守護代是れにして、以後累代の例となる。其の子満家（直親）を経て持國（本）に至り、持國に子なかりしかば政長を養ひしり、後義就を生み、義就・政長の兄弟牆に闘きて争ひければ、家臣もまた黨を分ちて互に寇讐を爲せり。義就卒し、其の子義豊は明應二年四月政長を正覺寺に攻め政長自殺せしかば、同八年正月政長の子尚順は義豊を攻めて自殺せしめ、尚順當城に入れり。然るに細川政元之を怒り、赤澤宗益を將として尚順を伐たしめ、同年十二月當城陥落しければ、尚順は紀州に退去し、薙髮して卜山と號せり。依て義豊の子上總介義英は取立てられて當城に入り、當國の守護となりしも、永正元年十二月二十五日公方家の下知に依りて卜山

と和睦し、譽田八幡宮に會し兩家和平の酒宴を催して年來の恨を忘れ、義英は當城をト山に還せり。ト山は當城に入りしも、後其の子植長をして當城を守らしめ、其の身は紀州に赴きて廣城にありしが、天文三年三月南朝の餘燼再燃するに及び、ト山支ふる能はずして淡路に走り、程なくして逝去せり。依て植長は百ヶ日の佛忌を過ぎて紀州に赴き、父の讐を報みんとせしも、所々の暴徒は急速に退治し得られざる爲め、自然延留して還らざりしかば、家臣遊佐長教は衆と議して植長の弟右京亮長經を畠山の家督に立て、主人と仰ぎて當城に居らしめしも、長經は凶暴度なく、天文十年九月家臣に毒殺せられ、家臣木澤左京亮・齋藤山城守・杉原石見守等各其の居城に割據しければ、遊佐長教は紀州より植長を迎へて再任せしめ、長經を毒殺したる逆徒の齋藤を當城の追手なる不動坂に誅し、木澤左京亮を落合川に討て殺し、杉原石見守を逃走流浪せしむ。然るに天文十四年五月十四日植長當城に病死しければ、長教は植長の弟播磨守政國を畠山の家督として當城に居らしめ、長教政務を輔翼し、國民之に信頼せしも、其の後政國隱居して紀州に去り、其の子次郎高政相續しけるに、間もなく長教病死しければ、安見美作守を守護代と爲せしに、奢を極めて高政を蔑如しければ、高政は永祿元年十一月晦日出で、紀州に去り、美作守當城に入りて自ら當國の守護と稱せしに、三好長慶之を聞きて義兵を催し、畠山家譜代の紀州勢も之には加はり、同二年八月一日當城を攻めて美作守を走らせ、高政を當城に入れ湯川直光を守護代たらしめしも、湯川は物荒く諸事疎略にして國人承伏せざるを以て、高政は長慶に

謀らすしく之を退け、再び安見美作守を擧げて守護代となしければ、長慶大に怒りて同三年兵を發して之を攻めけるに、紀州に隱居してありける高政の父政國之を聞きて、當城を心もとなく思ひ紀州より來りて入城し、同三年十月和を請ひ、長慶之を諾して政國・高政を初め安見美作守以下を許し、當國の一圓を三好家の領と爲し、其の弟豊前入道實休に當城を與へ、自ら飯盛城に移りし頗末は、左に掲記せる重篇應仁記に見ゆる所の如し。然るに同四年十二月畠山の族當城を襲ひければ、當守居の三好政成迎へて戦ひしも、玉置某の爲めに獲られて城陥り、同五年三月義賢もまた和泉の久米田に戦死して、其の兵大に潰えしかば、城は高政の有となりしも、同五年五月教興寺の戦に畠山方敗れければ、三好孫七郎康長入城せしも、同七年七月二十四日長慶の飯盛に病死するに及び、翌八年七月左京太夫三好義次は迎へられて當城に入り、三好三人衆の松永久秀と不和を生じ、久秀の畠山高政を取立て遊佐・安見等と相和して堺の津に寄するや、同九年二月三好義次は三好方の大將として當城を出で、堺に進發し、和議成りて六月一日當城に歸りしが、同十年二月攝州富田在留の足利義榮將軍に任せられ、三人衆跋扈せる爲め義次之を不快とせる折柄、三人衆と不和なる松永久秀進言する所ありければ、義次は三人衆を捨て、松永に同心し、同十年二月二十六日當城を出で、堺材木町の木屋が家に入り、同二十一日松永の宿所に移り、松永及び金山駿河守に供せられて、四月十日の夜堺を忍び出で、信貴城に入り、翌十一年一月轉じて津田城に入る。然るに三好康長は其の頃四國より上りて當城にありしが、

同年九月信長の足利義昭を擁し大軍を率ゐて攝州に入るに及び、三好康長は同月二十九日當城を落ちて四國に去り、畠山高政は信長に降りければ、當城に復居せしめられて河内の半國を與へられ、且其の猶子三郎に足利義昭より片諱を與へられて畠山右京太夫昭高と改稱せしめられ、高政の家督と定めて信長の姪婿とせられしが、後に掲記せる惣見記に見ゆるが如き事情ありて、元龜三年四月十五日家老遊佐方のものに攻められて自殺しなければ、遊佐は後室を擁して城主と仰ぎ居りしも、信長の攻むる所となりて遁れ、其の後三好康長入りて楯籠り居たるも、天正三年四月八日信長來り攻め、城兵之を不動坂に支へて戦ひしも遂に陥落し、當城初の當國中の城は一所も残らず破却せらる。

重寶應仁記 畠山高政没落河州退治事

加様に都鄙一統して更に騒動無りし處に、又不慮の亂出來たり、其子細を尋るに、畠山次部高政は去平三好家の武力を以て再度河州高屋の城主と成し事、其武惠世以て通知する事也、然處高政河州の守護代に湯川九郎直光を申付政務を執行し處に、此直光萬端物荒き田舎人にて諸事疎略に仕置しける程に、諸侍國人等不承伏、國中々々、るに物言有て郡郡治り難ければ、國人等上下共に皆先職安見・遊左等を慕けり、安見・遊佐等も其隙を伺て密々救免の義を歎訴す、高政元來征弱故に國人に背かれては身の上如何と懼しく思はれける、故に湯川には念比に云含め名字を免しとらせて畠山宮内少輔直光と名のらせ、河州守護職をば免許して、勞の爲にとて紀州へ歸し遣はされ、安見美作守を救免して元の如く河州の守護代に補せられければ、國人等も今更に思附て騒動も無りけり、此事三好家へ一言も不伺言而相談無りければ、長慶是を怒て高政の舉動心得かたし、抑某が武惠を以て高政河州へ還入しなから、此一大事を當方へ相談無さ上げ向後高政に當家へ敵對すへき人也、且又逆臣の安見を可免許無し、如何せんとも

ける處に、舍弟實休居士大に高政を警言て、是程の僞者を可立置事にあらず、安見は不及云國郡に持あきたる高政共に退治して、河内國をば三好家より治へしとて四國勢を駈催し、同六月廿四日攝州尼崎へ着陣し、頗に長慶をすゝめらる、長慶も松永彈正も尼崎へ參會して河州退治の義既に評議一決しければ、同廿八日長慶に芥川へ歸城して人數を催し、同廿九日兩所より打立て、實休其外四國勢は河内國十七箇所に亂入し、長慶本陣は森口に屯す、日來難義に思はれける八箇所の湖水令年の洪水にて皆滯留りて干瀉と成り路次の難無りければ、畠山家の滅亡此時と見へたり、同七月三日三好方の者共玉柳と云所へ押寄せ、終日戦て畠山方を卅餘人討取り、四國勢は若江と云所へ攻寄せ、同七日若江と云所に陣し、同十九日藤井寺まで攻寄せたり、同廿二日安見美作守父子大窪と云所へ取出、三好と勢戦ひ打負て父子切々に引退く、大和の國人等少々畠山家の一味なれば、是をも攻隨へよとて同月廿六日松永彈正大和路へ亂入し、當國井土の城を攻けるに、當國の住人筒井入道頼照多勢後詰に來りければ、松永一戦に打勝二十餘輩撃取ければ、筒井散散に打負引歸しける程に、城主井土若狭守龍城に日數を送るといへ共重而後詰の味方は無し、同八月廿八日寄手へ援を納れて城を渡し出奔す、此時若狭守城兵を不取亂、日來受して伺たりける黨を籠に入れ眞先へ爲持て少しも不騒、仰るやかに城を出て閑閑と落行けるを皆人神妙なる退口也と褒たり、扱も河州表には同八月六日三好勢等石河郡へ亂入して、畠山方の一揆黨と合戦し、八十餘人討取り殘徒を悉く追拂ふ、此時畠山の家臣木澤大和守も三好家へ降参す、同月十四日安見美作守飯森の城より堀溝と云所へ出張し、三好方の池田兵庫頭等と追合けるか、兵庫頭打勝て諸勢等同月廿九日高屋城へ押寄せ、同九月九日畠山方隨一の者共貴志・丹下・野尻等城の東門原口へ出向、伊丹兵庫頭と戦ければ、是も又貴志・丹下・杉原等悉打負高屋城へ引入たり、于時高政の親父畠山政國入道其比紀州に隠居して居給けるか、我れ隠遁の身なれとも高屋の軍心許無しとて遂々斯に來り給ふ、何れも生膚にて上下纒六十人にてすくくと來られしか、三好方の後陣の勢三百餘騎備へし所へ心ならずばたと行合ふ、政國少しも不騒して足輕一人具足着て供したる其の具足を取て着て、六十餘人を杉なりに立ならへて一度にとつと駈入給ふ、

三好勢今迄は生膚の見物人かと思ひ油断して在けるに、思の外の事なれば立足も無く崩壊さ中を開て通しけり、政國其れより其足を取捨難人に打交て城中へ入らんとするに、伊丹勢の只今書志・丹下等に打勝て城中へ入んとするに又ばたと行違たり、され共政國味方の眞似をして伊丹勢の中を通る、伊丹勢は誠の味方かと思て中を開き通す處に、政國の供の士桃崎一波と云法師武者、懇と政國に向て斯なる坊主は何とて遅くは歩そとて、持鎧の柄を取延べ政國を匂り打擲しければ、彌々激勢心を教して難無く政國虎口を連れて高屋の城へ入給ふ、城中の者共供したる者供も死たる人の蘇生しける心地して互に悦合たりける、同十月八日高山方の木澤新太郎・山中新左衛門・香西越後守等飯森城後詰として山城國杉山口迄攻来るを、三好勢出向て悉追拂ふて五十餘人擧取る、又同月廿五日泉州根來寺の衆徒杉の坊・岩室・泉室等五百餘人斬罷し、是も高屋城へ後詰す、又三好勢出向て一戦に打勝て、寄來る根來勢を八十九人討取七人を生捕て殘徒等悉追拂ふ、於是高屋・飯森城兵等衛計盡果て、政國入道色々懇款の詞を盡し長慶へ和を請給ふ、長慶もさすか政國老人の紀州より來り給て和睦の扱し給ふに、又高政も難敵ならず只不所存を咎し遂也、因茲長慶領掌して河州を以永く三好家の國領とし、政國・高政を始め其臣下安見美作守父子以下不殘一命を助けて和すせらる、於是政國入道は本國紀州へ歸り給ひ、高政は家老安見父子を連れて泉州堺へ落行給ひ、河州は一圓三好家の領地と成り、高屋・飯森兩城を悉開渡されければ、同十一月十三日三好の理大夫長慶即ち飯森へ移り入て永く此城に住せられ、舍弟豐前入道實休居士は今度職功の忠に因て高屋の城を賜ふ當城に移らる、塞に河州退治の表根本實休の發起なれば也、

惣見記 三好高山鉾備高屋城被攻落事

攝州表に如此大方無爲の様なりとも、大和・河内には又々騷亂の事あり、其子細は河内國若江の城主三好左京太義次は公方家の御扶賢なり、去る永祿八年の夏三好三人衆謀叛を起して光源院殿を弑し申しける時、此義次は同心なく、其後、次松永彈正忠久秀と一味し、高山昭高を頼て度々三人衆と合戦に及び、公方家朝土落の比も一番に味方申し、忠功他にことなるか故に河州中

國の守護とは成けるなり、同國高屋の城主高山昭高も無二に公方の味方、其上信長御様者なり、此人は元來三管領の其内にて、叔應仁の亂に一方の棟梁なりける尾張守政長には六代の後胤なり、是も河州半國の守護なりけるか、近年いかなる故に昭高義次不快に成て互に確執に及ぶ、松永久秀父子とも義次に與して時節をまつ、然る處に其比高山の家老遊佐河内守と云者代々の權臣にて武功の者なりければ、郡縣數多切取て却て主人の昭高よりは大身也けりとも、相替らす常に昭高に奉仕し居けり、其比又昭高の臣下に安田と云者出頭して、遊佐を議して昭高と不快に成りけるを、遊佐が家臣に草野肥後守・野尻丹後守・和田和泉守等甲合せ昭高を討んと議しけり、是を聞て安田は我のへに昭高の難儀に及はん事勿體なしとて、段々を申わけ伊國へ逐電しければ、扱は安田が所爲にして昭高には子細なしとて遊佐、怒らしつめければ、三人の家臣等嘯りやますして、内々昭高が家來を相かたりひ皆々味方にして、又若江の城へ人を遣し三好義次を頼みければ、義次是に同心して加勢の人数を合力し、今年四月十五日遊佐方の者とも彼是多勢高屋の城へ押寄せ昭高を攻る、城中には折節無勢にて杉原又太夫・茅原又兵衛・生熊市太夫此外町人青木道繼と云者日比昭高の恩を蒙り此節有合けるか、昭高と主従五人終日戦ひくらし、敵の手にかゝらんよりはとて同日の晩景に五人ともに腹切り死したり、遊佐は高屋の城を取しか後難を存し、昭高の後室信長六の御姪を城主と仰き奉て、河内守は後見として、しばらく高屋に居たりけり、松永彈正是を聞て山口六郎四郎・奥田三河守に三百餘人を相添遊佐方へ加勢に遣し、高屋の城に無置き、近日同國交野の城主安見新七郎を攻めんと評議す、是は昭高の舍弟にて家老安見の家を繼たる人なり、同國鳥帽子形の城には宮崎針太夫・同鹿目助と云者籠れり、先づ是を攻よとて草野肥後守が千苗彌助を大將とし、多勢押寄せ攻取るに、城主そこを退いて三宅志摩守・白井内輔守・伊智地文太夫等をかたりひ、針太夫・鹿目助をかかけしてその夜又鳥帽子形の城へ押寄せ、草野彌助を討取城を取返して先取の耻をす、き悦び居けり、昭高の家臣安田某其比紀州に居たりしか、主人の死計を聞て其まゝ河州に馳來り、人数を盡て高屋の城を攻んと評議す、獨身の計義相調ひかたきか故に、委細を言上して信

長公へ此由を訴申す、又遊佐方より申すは、昭高無道にして謀叛ゆへに討奉れども、後室をば其まゝ立置き却て城主に仰き申す、誰成とも高屋の城主に仰付られ被下候様にと訴申ければ、信長公道理に曲らぬ大將ゆへ、所詮已かためには何にもあれ、主君を討取る不義無道の遊佐なれば一日も指置へからず、急ぎ高屋へ押寄せ攻落し討取れとて、柴田・佐久間を大將とし、蜂屋兵庫頭・山田三左衛門・齋藤新五郎・稻葉伊豫守・氏家左京助・伊賀伊賀守・不破河内守・丸毛兵庫頭・多賀新左衛門・藤野藏・坂井右近か跡目の千、其外公方家御加勢衆被是都合三萬餘人を高屋の城へ指向けられ、安田等が案内者として城をば稻麻竹茶のこどく透間もなく取かこんで、鹿垣をゆひまはし櫓をかきし竹束つけて攻め、仕寄ければ、敵徒叶ひかたくな思けん、或夜風雨しきりなるに城中より鐵砲をそろへて東方へ打出し、切出んとする様になひわかつて、寄手それへ馳集り、西の方は空虚なりしを幸として、城の者とも四の方より忍出て一人も残らず逃失けり、後室をば其まゝ指置き奉りけるを取迎へ奉て、軍勢皆歸落しけり、三好左京大夫義次私の意趣とは申しながら、遊佐に加勢して昭高を討取事罪科のかれかたしとて、御不審を蒙りけれども御敵の色は不立して若江の城に籠籠る、又松永彈正少彌久秀は和州信貴の城に居し、子息右衛門佐久道は同國多門の城に籠り、色々御佗言申上げり、扱も信長公は洛中畿内の御仕置き、めい／＼に仰付られ、五月十九日京都を御立、同く廿日に岐阜に歸城ましくけり、

圓明寺

圓明院は南町の字不動坂にあり、眞言宗醍醐派三寶院末にして十一面觀世音を本尊とす。明和元年四月僧清潤なるもの、今の大阪市北區曾根崎上一丁目字藤の棚なる寒山寺所有の地面を借受けて創立し、天保五年の火災後信徒の協力を以て再建し來りしも、明治四十三年七月三十一日の大火に烏有となりて、大正三年八月六日當所に移轉せり。境内は貳百七拾坪を有し、本堂・向拜・庫裏・表門・裏門を存す。外に大師堂・吒枳尼大堂あり。

眞蓮寺

眞蓮寺は堂内町にあり、光明山寶池院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、もと蓮華台寺と號し眞言宗なりしが、曆仁元年の春宗祖親鸞上人の聖德太子御廟參詣の際寄宿ありしに、住職覺圓同上人の教化に歸依して其の弟子となり、善念坊の法名を與へらる。二世善行を経て三世覺行は厚信篤學にして宗風の宣揚に努め、傍ら丹青に巧なりしかば、祖父善念坊の宗祖に歸依したる入信の徑路を圖畫せり、是れ本宗繪傳の初めなりと稱せらる。本山覺如上人は覺行を招き、該繪傳の由來を聞きて深く歎賞し、本尊阿彌陀如來の像壹軀(佛師作)・當山開基御影壹幅(覺如上)を與へられ、且寺號を眞蓮寺と改稱せしめらる。ついで同上人より特に尊稱の一字を授けられて、覺行と號せり。後同法主の内命に依り、九條殿に參邸して選擇集を講じけるに、深く歸向を蒙り、感賞せらるゝと共に脇女眞手姫を以て覺行に降嫁せしめらる。六世善綽は文明三年の頃其の子善淨及び一族門徒を引率して、本願寺擁護の爲めに身命を惜まざりしが、遂に山僧の横暴を防ぎて父子共に江州に於て戦死す。其の十七回忌に當れる長享二年、蓮如上人は當寺に臨向せられて深く父子の法難に殫れたるを悲み、自ら筆を染めて連座御影像を圖畫して紀念せらる。九世善超は天正六年石山の戦起るや、其の子善正と共に率先して軍に従ひ、決死以て各地に奮戦し、善超は同年八月十日住吉に於て戦死し、善正は同八年三月七日復た泉州貝塚に於て戦死せり。顯如上人は戦後其の功を賞し、當時軍用の銘旗

たりし「本願名號正定業」の旗一旒、并自筆の衰狀二通を與へらる。十一世善叙は東西分派の折柄准如上人より西國に派遣を命ぜられ、極力奔走の功に依りて前住教如上人の黒衣壽像を授けらる。十二世善可の在職中良如上人は和州より大坂に赴かるゝの途次、當寺に立寄りて午餐せられしが、九條公の御遺命に依りて延寶六年四月後往生院殿の位牌安置を命ぜられ、越えて同七年三月祠堂料の思名を以て白銀五百枚并に御紋附提灯・内陣用翠簾を寄せ、表門筋壁を許さる。十六世善哲の時に至り重ねて九條公の遺志に依り、天明七年十二月遍照金剛寺三宮前關白大相國の位牌を安置すべき旨を命ぜられ、同時に兼實公自作祖師眞影其の他古佛畫像等を寄せらる。十八世覺遠は三業惑亂の際に道隱・大瀛等と共に力を宗門の宣揚に努め、信明院文如上人より信明の二字を與へられしが、其の後萬延元年三月二十一日内陣の列座を許され、嘉永年中廣如上人は久寶寺に下向の砌當寺に立寄られ、本山との關係淺からず、法燈繼續して二十三代現住最勝師に至る。境内は五百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・納家・鐘樓・門を存す。寺寶多きが中に傳聖德太子作阿彌陀如來の木像壹軀・傳春日佛師作阿彌陀如來木像壹軀・傳行基作觀世音菩薩木像壹軀・作者不詳釋迦如來木像壹軀・作者不詳阿彌陀如來木像貳軀等は其の重なるものにして、何れも優秀の作なり。

西念寺は西町にあり、高屋山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寶治年間俊海法師の開基にして、四條院より勅額を賜はり、勅願所の宣旨を蒙れる巨利なりしが、南北朝の争亂に遭

西念寺

ひて堂宇悉く烏有に歸しけるに、寶徳二年に至り高屋城主畠山政國は靈跡の空しく廢滅せんことを嘆じ、老臣齋藤山城守忠國をして堂宇の再建を督せしめ、忠國は命に依りて法門に入り、剃髮して覺善坊行恩と法名し、遂に當寺再興の業を全うせり、本堂の廣さは九間四面なりしといふ。行恩の後は其の子了明二代住職となり、爾來繼燈して今に至れるも、本堂は十代不退院唵啼のとき火災に罹りて燒失しければ、今の八間四面の本堂は寶曆八年の再建なり。歷代住職中十三世淨信院道隱は學問該博の魁傑なり、本山に召されて學林の講師となり、學頭智洞の新義を主張して、謂ゆる三業騒動の起るや宗祖の遺訓に遵ひて其の妄を辨じ、其の邪を駁して、同宗の緇徒をして歸嚮する所を知らしめたる法門復古の泰斗なり、其の顛末は河内名流傳に載せらる。境内は五百六拾五坪を有し、前記本堂の外に庫裏・玄關・座敷・門及び鐘樓を存す。鐘樓は當寺七世道句の時、檀越中の寄進せるものにて、刻銘の書は森田四郎左衛門の筆なり、四郎左衛門は即ち今の森田博三氏の先代なり。

河内名流傳

淨信院、名道隱、字諦忍、號薩州、鹿兒島藩士永山盛高之第二子也、蚤喪父母、發心求道、遠尋師輩下、修眞言法、

時昨夢庵主講詳疑論於眞宗學林、道隱聽講感悟、即改轍入眞宗門、後從雪山師於越中數年、及學成奉命住于河内古市驛四念寺、道隱爲人魁傑有智覺、博覽該通無書弗窺、本山召爲學林講師、當此時眞宗法門起一大厄、世稱之三業騒亂、道隱、歷五載而始定、道隱之功居多焉、初有桃花房智洞者、爲本山學頭、才學威望雖視一時、其說宗義也、垂整祖訓主張新義、以誘化覺衆門徒、海内緇素風靡雷同、無復辨正邪者、有反已說者輒恣逐斥違擊焉、法主殿實智洞亡狀、作文告示門下、諭以相承正義、邪徒憤恚、移書詰問、欲圖詆訛說禁、風之所煽煽、群衆譁起、彼此結黨構怨、奸臣乘之、釀成誣正、時享和三年正月、邪徒六百餘人圍閉

入本山、揮刀切法主、暴取一任宗義於智洞之券契、正義之徒聞之、喧怒本山、於此大小吏員皆罷職閉舍、紛亂愈甚、殆不知所
 底止、法燈暗黒如闇夜、道隱介立其間、夙斥新義爲邪、目智洞爲奸、大鳴抗辯、赤手自期、正義之徒始有喜色、相率屬望道
 隱、邪徒深憎道隱、竊謀害之、因姑去京避於堺浦、事聞關東、寺社司監阪安童傳命本山、急促鎮撫、二條公府召正邪僧俗、輪問
 數次未奏効、明年正月道隱・智洞及坊官以下數十人應召赴江戸、安童躬鞠治之使道隱・智洞對詰詰難、道隱一遵宗祖遺訓、旁
 詳舊參嚴諸典稽妄駁邪、語々無所遺、智洞動輒逡巡、遂至發眩暈、安童更命二人各筆其所信宗義開陳之、使法主審判其正邪、法
 主即以道隱所述爲正、以智洞所記爲邪、於此正邪判然、智洞遂伏罪、邪徒皆上回心狀、因處智洞以流罪、適病死于獄中、其餘與
 邪計者皆繫獄有差、時文化元年七月也、多年妖靈滅于此、而佛日再發光輝、海內緇素始知所歸焉、道隱既奏凱還、法主深賞其
 功、特命移住于豐前福島長久寺、十年六月寂、齡七十三、諡曰淨信院、世仰爲法門復故之泰斗矣、安藝有七瀧者亦與道隱同志、
 應召俱赴江都、其復故之功不鮮、而未及觀鎮定而病歿、世惜焉、道隱精力過絕、迨老弗衰、其每夜讀書、懸酒餅于燈火上、且欲
 且讀、倦則倚机坐睡、覺後復讀如初、其所著十五部八十六卷、數行佛祖之遺訓、發揮真宗之教旨、門下多出英匠、其學流傳播於
 海内云、

西琳幸の址は北町にあり、日本書紀に依れば・欽明天皇十三年冬十月、百濟國聖明王使を遣はして
 釋迦佛の金銅像一軀・幡蓋若干及び經論等を獻じければ、之を群臣に諮問あらせられたるに、物部尾
 興・中臣鎌子の排斥せるに反し、蘇我稻目信奉せんことを請ひしかば、天皇は之を稻目に賜ひ、稻目
 は受けて喜び、其の向原の家を捨して寺と爲し、以て佛像を安置せり、是れ當寺の起原にして、向原
 寺と號し、本邦に於ける最初の寺院なり。聖武天皇の御宇西大寺の鑑眞和尚之を修補し、弘法大師も

西琳寺の址

嘗て此に棲止し、建長六年南都西大寺の開山興正僧正之を再興して律宗の淨刹となし、向原山西琳寺
 と改めしといふ。往時は七堂伽藍巍々として頗る壯觀を極め、所藏弘安四年の太政官符に依れば、寺
 邊二里の間は累代殺生を禁せられ、又其の四至は東は飛鳥莊を限り、南は岐子莊を限り、西は尺度莊
 を限り、北は譽田陵を限るとあり、以て其の封境の如何に廣大なりしかを思はしむ。然るに中世屢兵
 火に罹りて燒亡し、寺運衰頽したるも、本堂・庫裏・客殿・茶所・臺所・觀音堂・行者堂・鐘樓・寶庫・
 南門・西門を存し、南門の兩側に小池ありて、西の池中には辨財天の小堂建てられ、之に對する左方
 には五重の石塔あり、同石塔の側には老松縁を爲し、客殿の前には七重松といへる老松更に枝を垂れ、
 行者堂の側には樅の大木繁茂し、本堂には百濟國聖明王より獻上したる、赤梅檀毘首羯摩作長さ五尺
 二寸の釋迦如來を本尊とし、弘法大師作長さ三尺餘の降三世明王と不動明王を脇立となし、外に安阿
 彌作長さ二尺一寸の座像觀音、管丞相作長さ二尺三寸のつき取地藏、及び長さ二尺三寸なる閻浮檀金
 の十一面觀世音を安置す。十一面觀世音は百濟國より渡海の節船中守護の爲め船の舳先に安置したる
 を以て、舳先觀音と稱せられて海上風波の難を救ひ給ふ靈佛と崇められ、梵唄の聲は梵鐘の音と共に
 響き、香煙は附近に燻し、伊岐宮の宮寺となりて法燈を繼續し來りしが、明治維新後の神佛分離に依
 りて全く廢寺となり、住職の所置其の宜しきを得ざりしかば、古文書・什寶等悉く散佚して所在不明と
 なるが中に、一二佛體は大黒村の大黒寺に移り、梵鐘は本地眞蓮寺に轉じ、本尊釋迦牟尼佛は鬼住

村の延命寺に遷れり。延命寺に遷れる本尊の同寺にありて先年國寶となりしは、同寺の條に記せる所の如し。又堂宇も悉く取拂はれて一字を留めず。殆んど正方形を爲して壹町九反貳拾歩の廣さを有せし境内も、私人の所有となりければ、其の大部分は開拓せられて、今は少數の礎石を殘せるのみ。佛法傳來當時創立の舊寺にして、四天王寺・法隆寺・勝軍寺等と並稱せられ、しかも物部守屋の排佛に對して、蘇我稻目の安置して崇信せし所なるを以て、史上有名の伽藍たりしが、前記諸寺の存續して今も尙法燈盛なるに反し、特に營寺の殘礎に依りて往時を追懷せらるゝに至れるは惜むに堪へざると共に、心あるものをして名利再興の人なきを慨せしむ。

太政官符

(今に據る西法寺)

太政官牒河内國西琳寺

雜事參簡條

一應停止四至內殺生事

四 至

東限飛鳥庄

飛鳥子御園下庄
下庄界線より北

西限尺度庄

尺度庄本庄花屋敷
往北界線殺生

南限岐子庄

岐子庄西法寺
往北界線殺生

北限譽田陵

譽田庄西法寺
下庄界線より北

(上)爰當寺者欽明・桓武兩朝之御願、舍那・彌陀兼驗之仁祠也、草創年舊先於天王寺三十箇廻、花構營新、不侵風火水七百餘歲、古今奇瑞不可勝計、其中女人入金堂之時、地忽破裂、姿骸命御儀之夜天變白晝、勝絶之趣翰墨、覃、持律成群、三衣一鉢之

支難乏行業積年、天長地久之勤無怠、加之西多青塚、皆爲上古帝后之陵廟、南有靈囀則留聖靈之芳骨、旁見地勢不便殺戮、則乎寺邊三里之殺生者、聖主累代之禁遺哉、因茲且任上宮之記文、依知識之誘引、土民同心雖停殺生、權門之徒都不謂用、或點諸廟而爲狩獵之場、或卜一河而爲釣漁之區、無慚之至何不炳誠、望請聖斷、永停止四至內殺生之旨被下符者、願仰聖化奉祈實祥者、

正二位行大納言源朝臣定實宣奉勅依請者

弘安四年五月廿六日

新葉集

わかたのむ西の林の花御法の花の種かとそ見る

後村上院

白鳥神社

白鳥神社は北町にあり、伊岐宮と稱し、日本武尊・素盞鳴命、稻田姬命を祀れり。素盞鳴命と稻田姬命は後の配祀にして、社地は復た古墳なるべし。以前は西北に接せる大字輕墓の字伊岐谷(今に并喜谷と稱す)なる現在の白鳥陵上にありしが、應安元年震災の爲め廟祠顛覆せしを以て天明四年此の地に遷座せられ、此の地を以て尊の白鳥御陵なりと稱せしも、明治十三年十二月舊社地なる伊岐谷の現在御陵を以て白鳥陵に明定せらる。當社を伊岐宮といへるは伊岐谷の御陵に祀られたりしに依れるものにて、其の伊岐谷の御陵を白鳥御陵にあらずとせしことのあるは、同地が輕墓の内なるを知りて、往時に於ける古市の域内なるを忘れたるより出でたる謬説たりしなるべし。而して社は舊くより西琳寺の僧侶別當となりて奉仕し來りしが、明治維新の後に至りて分離し、寺は前記の如く廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十一年五月十一日村社の高屋神社を本殿に合祀し、同年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀せられたる高屋神社は延喜式内の舊社にして饒速日命・廣國押武金日命を祀り、高屋城

舊高屋神社

の邊なる字古屋敷にありて、境内は七拾貳坪に過ぎざる小社なりしも、宣化天皇の三年勅命に依りて鎮座ありしものと傳ふ。日本總國風土記に依れば、高屋郷高屋神社の祭神は饒速日命にてし、高屋連は饒速日命十世孫、伊己止足尼大連に出づ、是を此に祭るは即ち其の氏神なるを以てなり、安閑天皇は後人の合祀せしものなりと。境内は壹千七拾參坪を有し、本殿の外に幣殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十五日、夏祭は七月十五日なり。

長圓寺は西町にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永九年三月孝順の開基なり。境内は貳百九坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。地藏堂はもと竹内街道字西口の路傍に安置したりしを、明治五年四月當境内に移轉せしものなり。

本地村高は壹千壹百貳拾四石七斗七升五合參勺内貳百五拾壹石四斗五升六合を古檢方といひ、貳百五石五合參勺を新檢方といひ、六百六拾八石參斗壹升四合を三郎左衛門株といふにして、慶長年間より麾下三好丹波守の采地となり、傳へて同備中守に至り、元和年間同庄左衛門の采地となりしが、寛永十一年徳川氏代官の支配に歸し、明暦元年牧野佐渡守親成の領地に轉じ、寛文八年再び徳川代官の支配に歸し、同九年兩分して其の三郎左衛門株は石川主殿頭憲之の領地に屬し、其餘は依然徳川氏代官の支配たりしが、徳川氏代官の支配地は寶永二年本多伯耆守正永の領地となり、享保十五年徳川代官の支配に歸す。又石川氏の領地は正徳元年松平丹波守光照の領地に移り、享保三年松平左近將監乘邑の領地に轉じ、延享三年また徳川代官の支配に歸す。是に於て全村同代官の支

長圓寺

配となり寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に轉じ、同九年徳川代官の支配に歸し、安永八年大坂城代牧野備後守貞長の役知に移り、寛政二年徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、翌二月大阪裁判所農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十四區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 碓井

本地は古來古市郡に屬し碓井村と稱す、村名は清泉碓井のあるより起れり。寶永元年新大和川開鑿の附屬工事として大乘川の切達あるに際し、反別參畝貳拾九歩・村高四斗五升九合の地は、同川の敷地となれり。

碓井の清水は廢井徳院の境内にあり。傳へいふ、僧正行基の掘れる所にして、寺名の井徳は此の井の

碓井の清水

慶井徳院

徳に因みて名づけしものなりと。寺は正寶山確井寺と號し、眞言宗の古刹なりしも、創建の年月は詳ならず。元祿の頃覺英法師に依りて中興せられたりしが、明治の初年廢せられて跡は今田圃と化せり。井も亦没して認むべからず。

圓光寺

圓光寺は字小安寺にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十五年學門の開基なり。境内は四百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、寛文元年石川播磨守總長の領地となり、傳へて其の孫内膳(後近江守)總茂の時に至り、貞享二年村高五百八拾八石參斗五合の内、四百七拾壹石六斗八升六合を廢し、其餘の壹百拾六石參斗九升九合は、其の弟なる麾下大久保右近忠明(後石川氏)の采地となり、兩氏共に世襲し、大久保右近の采地は石川楨之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移す。石川氏の領は若狹守總管に至り、明治二年六月土地せり、依て下館藩の支配に移り、同四年七月十四日下館縣に改まり、同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に移り、同月二十三日更に堺縣の管轄に移す、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字古市に同じ。

大字譽田

本地はもと志紀郡に屬せしも、後、年紀不詳古市郡に屬す、日本書紀雄略天皇の條に見ゆる餌香長野邑の内にして、譽田の庄とも呼びしが、後、譽田村と稱す。譽田は「ほむだ」と訓す、今の「こむだ」と呼べるは其の訛なり。古事記に品陀眞若王あり、品陀和氣命あり、品陀和氣命は即ち應神天皇にして、日本書紀には品陀を譽田に作る。譽田は本地在來の地名を御名に負はせまらせたるものにて、古事記傳にも、御若かりしほど本地に居住あらせられしを以て、本地住品陀眞若王の女を娶り給ひしものなるべき旨を記せり。同天皇の曾て住居あらせられし所にして、同天皇は崩御の後復た本地の御陵に葬られ給ひ、同天皇と深き因縁を有せるの舊邑なり。字地に西口町・王水町・馬場町・鍛冶町といへるあり。譽田神社所藏承應三年の古文書に、西口村・大水村・高場村・新町と見ゆれば、王水町はもと大水に作り、馬場町はもと高場村と呼びしを知るべし。又新町と見ゆるは今の鍛冶町の本名なり。同町には本地の名物となれる轡と火箸を作れる鍛冶職の住せしより此の名を爲し、同町にありし鍛冶職市口家の傳ふる所に依れば、轡は其の祖甚七なるもの神功皇后三韓征伐のとき、海中に沈める古碇にて作りて獻納したるものは是れ其の初めにして、火箸は慶長五年島津義弘に進上したるに創まれりといふ。

應神天皇御陵は北方にあり、惠我藻伏岡陵と稱す。天皇は仲哀天皇の第四子にして、御母は神功皇后なり。皇后の攝政三年立ちて皇太子となり、即位四十一年二月輕島豐明宮に崩御し給ひて當陵に葬らせらる。仁德天皇の大仙陵に次げる第二の大陵にして、面積は七萬四千七百拾五坪、周圍壹千貳百九拾六間七分、濠池四方を繞り、老松古柏鬱葱として、幽邃清寂の氣は人をして自ら襟を正さしむ。陪塚八あり、其の東にあるものは、曰く二つ塚高さ四間貳尺・周圍壹百八拾八間、曰く東馬塚高さ貳間・周圍四拾五間、曰く粟塚高さ參間半・周圍七拾壹間、北にあるものは、曰く丸山高さ貳間貳尺・周圍壹百七拾六間、西南にあるものは、曰く馬塚高さ四間・周圍五拾八間、曰く向墓山高さ五間・周圍壹百貳拾六間、曰く墓山高さ拾間・周圍參百六拾七間、曰くサンド山高さ壹間壹尺・周圍四拾六間是れなり。向墓山・墓山及びサンド山の所在は、藤井寺村大字野中に屬す。

古事記

應神天皇の段 凡此品陀天皇御年壹百參拾貳、御陵在川内惠賀之靈伏岡也、

日本書紀

應神天皇四十一年春二月甲午朔戊申、天皆摩子明宮、時年一百一十歲、

延喜諸陵式

惠我藻伏岡陵、輕島明宮御宇應神天皇、在河内國志紀郡、兆城東西五町・南北五町、陵戸二間、守戸三間、

陪塚中の西南なる馬塚は河内名所圖會に記せる御駒塚なり。同書には同塚を昔の神馬の塚なりといふと記せり。神馬の事は左記の如く日本書紀雄略天皇九年秋七月の條に見ゆる所なり。今其の要を記すれば、當國飛鳥戸郡の人田邊史伯孫の女は、古市郡書首加龍の妻なり。伯孫は其の女の兒を産みし

を聞き、往きて聳家を賀し、月夜歸路に就きしに、譽田御陵の下にて赤駿に騎れる者に逢へり。其の馬特に駿なりしかば、伯孫視て心に之を欲し、乃ち其の乗れる所の自己の驪馬に鞭ちて之と並馳せしに、彼の疾走には及ばざりき。然るに彼の駿に騎れる者は、伯孫の意のある所を知り、馬を換へて伯孫に與へしかば、伯孫は駿馬を得て歡ぶこと限りなく、急ぎ歸りて厩に入れ、鞍を解き馬に秣ひて眠り、翌朝之を見れば豈圖らんや、赤駿變じて土馬となれり。伯孫之を異とし、復た譽田御陵の下に至りて之を覓ぬしに、驪馬は土馬の間に居りしかば、前夜換へし所の土馬を置きて、其の驪馬を探りしといふ。

日本書紀

雄略天皇九年秋七月壬辰朔河内國言、飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也、伯孫聞女産兒、往賀聳

家而月夜還、於蓬萊丘譽田陵下、見赤駿、遂騎赤駿者、其馬時灌略而龍義、款響撞而鴻驚、異體蓬生、殊相洩發、伯孫就視而心欲之、

乃鞭所乘驪馬、齊頭並轡爾、乃赤駿超塵絕於埃塵驅、驅驚迅於滅沒、於是驪馬後而忘足不可復追、其乘駿者知伯孫所欲、仍停換馬相

辭取別、伯孫得駿甚歡、驛而入厩解鞍秣馬眠之、其明旦赤駿變爲土馬、伯孫心異之、還覓譽田陵、乃見驪馬在於土馬之間、取而代

而置所換土馬、

譽田神社は御陵の下にあり、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后・表筒男命・中筒男命・底筒男命・八后神を祀れり。社は欽明天皇の勅して應神天皇の御廟前に南向の寶殿を造營し、二十年二月十五日臨幸して、初めて天皇及び諸神を祀り給ひしもの當社の起原なり。後厩戸皇子は十六歳のとき、守屋征

討の爲めに參籠し給ひ、役小角は入唐の爲めに祈誓を籠め、僧正行基も祈りて四十九院を成就し、空海は雨を祈り、菅原道真復た參籠して寶劍を受けしが、後冷泉天皇に至りて社殿を南一町許りの所に移して東向に造營し、永承六年二月十五日行幸あらせらる、即ら現社域是れにして、舊地は今の御旅所其れに當れりといふ。後、嘉保年間には堀河天皇、長承元年には崇徳天皇、共に臨幸あらせられ、建久七年には源頼朝二たび社殿を新營し、且伽藍を置きて、神領を方四十町と定め、神輿・長刀・神馬等を寄進し、北條氏・足利氏また頼朝の舊例を襲ひしに、天正年中に至り、織田信長に神領を沒收せられて一時衰運に傾かんとしたるも、同十一年九月十九日豊臣秀吉は、澤田村の内にて二百石を寄附し、同十四年兵燹の爲め社殿其の他の建物悉く焼失し、文祿三年十二月二日社領を古室村に轉換せられしが、慶長十一年四月豊臣秀頼は片桐且元を奉行として社殿等を再營せり、現在の神殿・拜殿即ち是れなり。徳川氏復た元和三年九月七日朱印を與へて、舊の如く社領を寄附せり。往時より僧院十五字・社人十三軒・神子五人ありて奉仕し來りしも、明治維新後の神佛分離に依りて分離し、同四年一月朱印地も上地せられ、同五年府社に列せらる、かくて同四十年十一月十一日大字岨墓字白鳥の村社天照大神社(天照大神・水命・伊弉諾美命)・同月十三日大字碓井字新屋敷の同八坂神社(素戔嗚命)・同月十六日日本地字王水の同當宗神社(不詳)・同四十年四月十一日玉手村大字玉手塚の上の同伯太彦神社(伯太彦命・廣國押武金日命)を境内に移轉合併し、同四十年十一月十八日玉手村大字圓明字垣内山の村社伯太姫神社(伯太姫命・大年神・譽田命・命・子守大神・市杵島比賣命)・

同四十一年六月三日同村大字片山字又堂の同片山神社(八幡)・同年十一月二日志紀村大字田井中の同神劔神社(素戔嗚命・保食神)を本殿に合祀せらる。合祀社中當宗神社・伯太彦神社・伯太姫神社の三社は共に延喜式内の神社にして、伯太姫神社は文徳天皇の天安二年二月官社に預りて、後白山權現と稱し、伯太彦神社は同じく天安二年二月官社に預りて、後玉手の里なる安福寺の鎮守たりしが、明治維新後同寺と分れ、當宗神社は宇多天皇外祖母の氏神として、仁和五年四月十四日に祭を初めて行はせられてより敬甚だ厚く、勅使參向して神事を行はれしこと等は、左に掲記せる所の如し。境内は參千九百九を有し、墻壁之を繞り古木落々社頭を蔽へり。本殿は千鳥唐破風造にして結構宏壯なり。外に拜神饌所・寶庫・神樂所・繪馬舎・門番所・樂車小屋・納屋・土藏・社務所を存し、末社に蛭子社・荷社あり。本殿の傍に蓮池あり、池側に朝鮮國王の貢獻せし石燈籠あり、其の他諸侯の寄附せし石燈籠は賽路の左右に駢列し、蛇文字石・安産木等各所に散點せり。社寶多きが中に紙本着色神功皇后緣起貳卷(永享五年の奥書あり)・絹本着色譽田宗廣緣起參卷(同上)は明治四十三年四月二日・刀劔一口(銘真守)は同四十五年二月八日・髹漆螺鈿鍍金裝神輿壹基は大正四年八月十日國寶となる。氏地は本地及び大字碓井・同輕墓、玉手村全部にして、例祭は九月十五日に行はる。其の他四季の神事中、往時は四月八日と八月十五日とに擧げられしものあり、即ち八月十五日は放生會にして、四月八日は隔年毎に樂車を出して能樂を行へり、能樂は拜殿前の能舞臺にて行ひ、樂車は二臺なり。樂車は村中二派に分れて之を東株・

西株と呼び、藤の根の晒したるものを以て之を結び、中央に高さ八尺・徑十尺餘の大傘を建て、傘の上に櫻の樹幹を建て、紙製櫻の垂枝數十本を括りつけ、傘の縁廻りには紫色の幔幕を打ち廻し、舞臺の四隅に彩色紙製の牡丹・杜若・菊を數多立て連ね、手摺以下には古代史紗模様幕を打ち廻らしたるさま、其美觀譬ふるに物なし、其の裡には稚兒を主とし、儻人其の他を載せ、笛・大鼓にて囃し、警護人之に附添ひ、二十歳以下の壯丁に昇がれ、東門より境内に入り、樂車より神前へ烏帽子狩衣の使者七度半の儀式を了し、二臺共神前に進み、十二の囃子を終りて境内を辭し、更に村中を遊行するの例なり。其の起原は神功皇后の三韓より御凱旋の時、和泉の海濱より上陸還御の古例に倣ひしもので、日本檀輦の權輿なりと傳へ、舊幕時代には之に米二石の扶持を附せられしと。明治十年先帝陛下道明寺に御駐輦の際之を觀覽に供せしといふ。其の今に行はれざるは、之が設備に多くの費用を要するに依れるなるべし。

年中行事秘抄 上西日當宗氏祭事 年頭、寛平御記云、仁和五年四月十四日乙亥、朕(宇多)外祖母當宗氏神、在河内國、自今年可祭祀

之狀仰畢、又世紀云、寛平五年四月戊辰、是日始奉遣河内國志紀郡當宗氏神奉幣帛使、國司一人專當其事、使食鹽等并用國正稅、

永、恒例、當宗社天皇外祖之氏神也、

世俗淺秘抄

寛平天皇(宇多)御外祖母神在河内國、所謂當宗社なり、仍自仁和五平被祭之、或説曰、實御母儀也、御母儀仲野親王

女班(宇多)女王由難記之其年齡頗不可然、爲後見如此難註實當宗氏女也、大觀見寛十御記歟、

諸神本帳 醍醐天皇延喜九年七月官符、以一寮御馬五匹杜本・當宗附社祭(中)社本、件社相去不遠、

本朝世紀

朱雀天皇天慶五年四月八日、此日當宗・杜本木祭日也、然而以昨日件祭使發遣了、仍甘御灌佛之事、

公事根源

當宗、上西の日、是は河内國に侍る神社なり、午の日使立つ、杜本・當宗は程ちかき故に獨の使兩社の祭のために下

向す、宇多御門の御祖母は當宗氏なるに、仁和五年四月十四日に祭をばしめて行はる、

光宗寺

光宗寺は字的場にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百坪を有し、本堂・庫裏・廊下・太鼓樓・門を存す。

道林寺

道林寺は字王水にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明應三年本地八幡宮の神主神原民部大夫兼康の開基なり、兼康は延徳元年本願寺蓮如法主に歸依して祐證と法名せり。境内は壹百壹坪を有し、本堂・庫裏・納屋・門を存す。

勝光寺

勝光寺は字石落にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。楠正光の開基なり。もと眞言宗なりしが、後眞宗に改む。境内は壹百參拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納屋・門を存す。

金田寺

金田寺は字長岸にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。其忍譽の開基なり。境内は四百四拾六坪を有し、本堂・庫裏・納屋・門を存す。外に地藏堂あり。

譽田城址

譽田城のありし所なれども其の遺址等は詳ならず。或は譽田御陵を瀆せしなりともいふ。河内守護代杉原入道之に據り、楠正儀の攻めて取りし所なり。降て明應の頃には、烏山義豊は當城にありて、

同族畠山政長と戦ひ、同二年の春政長の義豊を攻めんとし、將軍義植を擁して正覺寺に楯籠るや、義豊は管領細川政元の應援を得て、政長を正覺寺に圍み、政長を自殺せしめしといへば、畠山氏の高屋城に據りし頃には、同城に附屬して存したるものならん。

薄田兼相の墓は字北畑にあり、畑地の中に一堆の封土を存し、雜草鬱生の裡に一碑を存す。もと小石之を表したりしが、今の碑は明治十八年十月の建設なり。即ち元和元年五月六日此の附近に於ける東軍との戦に際して、討死したる兼相の遺骸を葬りし所なりといふ。

本地は明應元年より牧野佐渡守親成の領地となり、元祿二年永井伊賀守尙富の領地に轉じ、同十五年徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年本多伯耆守正永の領地に移り、享保十五年再び徳川代官の支配に歸し、安永八年大坂城代牧野備後守貞長の役知に轉じ、寛政二年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初の新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區二小區内の五番組に入りし外は、大字古市に同じ。

大字 輕墓

本地は古來古市郡に屬し、輕墓村と稱す。村名は輕皇子の墓あるに因めりといひ、または日本武尊の假墓の轉訛なりとの説あり、其の何れの眞なるかは後考に俟つ。

日本武尊御陵は東方字伊岐谷(今井喜谷)にあり、白鳥陵と稱し、白鳥三陵の一なり。尊は景行天皇の御子にして、西南に東北に武名を輝かし給ひしは、人の普く知れる所なり。而して此の地はもと古市の區域なりしも、後邑里の變遷に依りて本地の所屬となれり。もと陵上に白鳥神社ありしが、慶安元年震災の爲め廟祠顛倒し、天明四年大字古市に遷座せり。然るに邑里變遷のことありしを知らず、古市の名に泥みて其の遷座ありし所を以て御陵と稱せしが、明治十三年十二月更に此の御陵に改定せらる。御陵は前の山と呼び、兆域周圍五百五拾參間にして、濠池之を繞り、陵上には老松盤舞せり。

日本書紀 景行天皇四十年十月癸丑、日本武尊云々、既而崩于能褒野、時年三十、天皇聞之、寢不安席、食不甘味云々、即詔群卿命百寮、仍葬於伊勢國能褒野陵、時日本武尊化白鳥從陵出之、指倭國而飛之、群臣等因以開其棺槨而視之、明衣空留而屍骨無之、於是遣使者追尋白鳥、則停於倭琴彈原、仍於其處造陵焉、白鳥更飛至河內留壽市邑、亦其處作陵、故時人號是三陵、曰白鳥陵、

同 仁德天皇五十八年冬十月、差白鳥時守等宛役了、時天皇臨于役所、爰陵守目杵忽化白鹿以走、於是天皇詔之曰、是陵自本空、故欲除其陵守、而甫差役了、今視是惟者甚懼之、無勿陵守者、則且授土師連等、

西方に峯塚といへる前方後圓の荒陵あり、高さ三丈・周圍參町拾間にして、西南に池あり、塚上に

（本誌輕皇子の墓）

日本武尊御陵

は松樹雜木茂生せり。允恭天皇の皇子木梨輕皇子の墓なりと傳ふれども、同皇子は罪ありて大前宿禰の家に自殺し給ひしといひ、或は伊豫の國へ流され給へりともいひ、墓所不明なるを以て、同皇子の墓なりとは俄に信すべからざれども、輕墓の村名は之れより起れりとの俚傳もあれば、なほ後考を俟つになん。

掘抜石棺

西方埴生山の西麓に古墳あり、半ば破壊せられて石棺露出せり。石棺は俗に煉石と稱する礫灰岩にして、全部一石より成れる掘抜石棺なり。棺の大きは外部にて長さ約八尺貳寸・幅約四尺貳寸・高さ約五尺五寸、棺内の穴は長方形を爲して長さ約七尺壹寸・幅約貳尺九寸・高さ約貳尺壹寸なり。其の形式は他に類例なく、喜田貞吉博士の實測發表せられて以來、考古學の好資料として學界著名のものとなれり。

淨念寺

淨念寺は字白鳥にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

本地は初の徳川氏代官の支配たりしが、天和二年老中板倉内膳正重種の役知となり、同年再び徳川代官の支配に歸し、元祿十二年北條氏朝の領地となり、同氏世襲して相模守氏恭に至り、明治二年六月上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區二小區内の五番組に入りし外は、大字古市に同じ。

大字	古市	確井	岩田	輕墓	計
舊石高	一、二四・七五	五八・〇五	九一・九九	三八・六二	二九六・五三
明治八年改正	一、二八七	六〇・三七	二、六六七	三七・〇〇	三九一・八〇
明治九年一月一日現在人口	一、六四	二二	八二	三七	二、六六
町村制施行	二、一五九	一七六	一、七〇六	四二・二二	四、〇六三
町制施行	一、八五九	一七六	一、七〇六	四二・二二	三、八〇三
大字元平三月末日現在人口	一、八五九	一七六	一、七〇六	四二・二二	三、八〇三
町制施行後人口	一、八五九	一七六	一、七〇六	四二・二二	三、八〇三

第二十九項 西浦村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、西浦村・藏之内村・東坂田村・尺度村・廣瀬村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを以て、其の區域に依り一村を設け、大村たる西浦村の名を採りて西浦村と名づけ、各村は其の大字なり、舊に依りて古市郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 西浦

本地は古來古市郡に屬し、もと尺度郷の内にして西浦村と稱す。字地に新町といへるあり、河内志

村里の條に「西浦屬邑」と記せるは、此の字地を指せるならん。

清寧天皇御陵は北方字白髪にあり、坂門原御陵と稱し、一に白髪山陵といふ。天皇は雄略天皇の第三子、御母は葛城韓媛なり。生れて白髪なりしかば御諱を白髪武廣國押稚日本根子尊と稱す。長ずるに及び臣連を遣はして風俗を巡省せしめ給ひ、外蕃來朝し蝦夷隼人等並に内附せり。即位五年正月崩御あらせられ、同十一月此に葬り奉る。兆域は周圍參百四拾四間にして琵琶形を爲し、老松繁茂し、濠池四方を繞れり。

日本書紀

清寧天皇の條 五年春正月甲戌朔己丑、天皇崩于宮、時年若干、冬十一月庚午朔戊寅、葬于河内坂門原陵、

延喜諸陵式

河内坂門原陵、餘金鑿樂宮御宇清寧天皇、在河内國古市郡、兆域東西二町・南北二町、陵戸四間、

扶桑略記

清寧天皇甲子正月、天啓春三月九朔、葬于河内國古市郡坂門原陵、

日吉神社

日吉神社は西方字山王にあり、大山咋命を祀り、延徳元年六月十九日近江國滋賀郡坂本村日吉神社の分靈を勸請せしものなりといふ。明治五年村社に列し、同四十年十一月十一日大字藏之内字峰の村社日吉神社(大山咋命)を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百貳拾六坪を有し、本殿・拜殿・幣殿・神饌所を存す。末社に天照皇大神社・稻荷神社・琴平神社あり。氏地は本地及び大字藏之内にして、例祭は十月十七日なり。

覺永寺

覺永寺は字田中にあり、法性山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文應元年十月僧了明の開創なり。もと禪宗なりしが、親鸞上人の巡化して當寺に宿せしとき、同上人の徳を慕ひて眞宗に轉じ、上人より六字の名號を授かりしといふ。今も毎年三月二十五日には、名號會を開きて大に賑へり。境内は參百四拾八坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・門を存す。

寶樹寺の址

寶樹寺の址は北方にあり。寺は其の創建の年月を詳にせざれども、黄檗派法雲寺末にして、堂塔伽藍規模頗る大く、阿彌陀佛及び毘沙門天を本尊として世の信仰を受け、寛延年中白堂虛和尚に再建せられたりしが、明治四年廢止せられて、址は耕地と化せり。

小白髪の圓丘
經塚
石の唐戸

清寧天皇御陵の東なる字小白髪に一の圓丘あり、高さ凡壹丈五尺・周圍凡參拾五間なり、其の字地名を小白髪といへるより考ふれば、同陵に關係あるものなるが如くなれども、緣由明ならず。もと民有なりしが、先年宮内省に買収せられて今は陪塚となる。又日吉神社の後方に經塚あり、經卷を埋めし所なりと傳ふ。又西方植生山中に古墳ありて石棺露出し、其の石棺は縦八尺・横四尺餘にして四隅は圓く前方に扉ありしを以て、石の唐戸と呼ばれたりしも、今は礙灰岩の巨石二個を存せるのみ。而して河内志には本地に高冢・鈎冢・平冢・御子冢ありと記すれども今はなく、字地に高塚・神子塚の名あり、蓋し開拓せられて其の形を失ひしものならん。

本地は徳川氏の初め、古檢地の分は年紀不詳麾下土岐圖書(或は兵庫、後大)の采地となりしも、寶永三年分れて其の半は徳川氏代官の支配に歸し、徳川氏代官の支配地は、寶永四年安藤駿河守次誠・正徳三

年山口安房守直重の預所に轉じ(二氏共に京都の奉行にして、當時中興修繕の事あり、因て御陵墓あるの地は往々京都町奉行の所となせり)、同四年再び徳川氏代官の支配に歸し、文化九年更に大久保加賀守忠眞の領地となる。又新檢の分(延寶六年檢地)は元祿十二年分れて一は北條左京(後遠江守)の領・一は寶永二年より本多伯耆守正永の領となりしが、享保十五年徳川氏代官の支配に歸し、文化九年更に大久保加賀守忠眞の領地となる、是に於て本地石高壹千六百拾六石四斗八升壹合は、分れて三氏の領地となれり。即ち北條氏は四百五拾四石八斗四升貳合・土岐氏は五百壹石貳斗四升貳合・大久保氏は六百六拾石參斗九升七合なり。然るに大久保氏の領は加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。土岐氏の采地は同峰次郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。北條氏の領は相模守氏恭に至り、明治二年六月上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十四區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一

日第三十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字藏之内

元勝寺

本地は古來古市郡に屬し、もと尺度郷の内にして藏之内村と稱す。

光福寺

元勝寺は字西の垣外にあり、五明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。正元元年僧西空の開創なり。境内は貳百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・門を存す。

慈光寺

光福寺は字堂の前にあり、惠日山と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾參坪を有し、庫裏・鐘樓を存す。

戸蒔池

慈光寺の址に西方にあり、寺の由緒等は明ならず。今其の地の字を知行司と呼び、耕地となりて遺址の見るべきなし。傳へいふ、元龜年中遊佐の徒此に伏匿し、爲めに織田氏の焼く所となれりと。戸蒔池は南方山間にあり、一に利雁池(かんと)に作り、又利雁戸池とも呼び、東岸堂池に作れるものあり。

弘法大師足形池

今は東西壹町・南北參拾貳間・周圍壹百七拾貳間の池に過ぎざれども、推古天皇十五年の秋田圃灌漑の便を圖りて、依羅池と共に造り給ひし古池なり。又同山中に弘法大師の足形池といへるあり、廣さ拾貳參歩の小池なり、其の狀足の形に似たり。弘法大師の休憩せられし形見なりと里傳せり。

徳樂山の石棺

徳樂山は同山中の一山なり、其の頂上松樹の間に半面を露出せる石棺あり、蓋と身とは別個の石に

狐塚

して、身は復た二個の石を繼合せらる、故に都合三個の石より成り、石は礫灰岩なり。棺の穴は奥行六尺參寸壹分・幅は正面入口にて壹尺七寸五分・作り出しの狭き所にて壹尺四寸五分・内部にて貳尺五分・高きは正面入口にて壹尺四寸四分・作り出しの狭き所にて壹尺貳寸・内部にて壹尺參寸七分なり。構造巧妙を極め、蓋石を載せたる儘に木の寢棺等を挿入して葬りたるものならんといふ。其の構造説明等は喜田貞吉博士の詳細に發表せられたる所にして、石棺研究上の好材料として學界に喧傳せらる。又狐塚といへるあり、四方耕地にして高さ四尺五寸・周圍五間四尺なり。

本地は元和九年より徳川氏代官の支配たりしが、村高四百貳石壹斗壹升貳合の内、貳百七石七升九合は寛文元年より石川播磨守總長の領地となり、其の貳拾七石は同三年より麾下永井某の采地となり、其の壹百六拾八石參升參合は延寶六年より渡邊越中守方綱の領地となり、三氏共に世襲し、永井氏の采地は同庄。耶に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。石川氏の領は若狹守總管に至り、明治二年六月上地せり、依て下館藩の支配に移り、同四年七月十四日下館縣に改まり、同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。渡邊氏の領は丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後

の管轄及び區畫の變遷は、大字西浦に同じ。

大字尺度

本地は古來古市郡に屬し、もと尺度郷の内にして坂田村と呼びしが、元和元年分れて東坂田・西坂田・新家の三村となり、明治十三年十月二十六日西坂田・新家の兩村を合併して尺度村と稱す。舊新家村は喜志村の字新家に對して北新家と呼ばれる。河内志は其の村里の條に同新家村を擧げずして「西坂田屬邑一」と記せり、思ふに其の屬邑と記せるは此の新家村を指せるなるべし。舊郷名は和名抄に古市郡尺度と見ゆるものはこれにして、郷は尺度莊とも呼びしといふ。尺度は坂門なり、山陵志に記せるが如く殖生坂門にして、殖生坂の入口に當れる所なるを以て坂門といひ、坂門原と呼ばれ、坂門原御陵名の如きも之に因み、尺度の郷名も是れより起りしものならん。「さかど」は古來の稱なり、故に今の尺度を「しやくど」と呼べるは、古來の唱へ方にあらずと知るべし。

西北殖生山中に廣田池・中池・鶴ヶ池・萬池あり。廣田池・中池・鶴ヶ池の三池は本地に屬し、萬池は喜志村頭に屬す。廣田池は東西壹百拾貳間・南北七拾五間・周回七町五拾貳間、中池は東西壹百貳拾五間・南北四拾壹間・周回七町拾九間・鶴ヶ池は東西四拾五間・南北參拾壹間・周回參町參拾貳間、萬池は東西拾八間・南北五間・周回參拾貳間にして、何れも東西に長し。其の東西に長き池は長

廣田池・中池・鶴ヶ池・萬池

尺度池

く東西に連りて蜿蜒し、池と池との間は堤防又は道路等にて隔てられ、廣田池と中池とは天正の頃までは一池なりしが、同年間堤防を築きて今の如く兩池となれりといふ。本地及び大字藏之内の共有にして、其の水は兩大字七拾餘町歩の田園を灌漑せり。往時より大蛇之に潜み、里民薪取の爲め池傍に至りて之を見しもの、發熱臥床せしことありと里傳すれば、古より存したる舊池なるべし。之に依りて想起するは尺度池なり、池は續日本紀に「桓武天皇天應元年秋七月丙子、河内國言、尺度池水以今月十八日自巳至酉變爲血色、其晁甚羶、長可二町餘、廣可三丈」と見ゆるもの是れにして、池名は所在の郷名に因みしもの、如くに思はれ、日本地理史料に、尺度池は今尺度村にありと記すれども、本地に尺度池といへるものなし。然れども尺度池の尺度郷にありしものとすれば、之に擬すべきものは此の廣田池等あるのみ、池は其れ或は尺度池の名を逸したるものならんか、後考を俟つ。

西方寺

西方寺は戸雁山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。

利雁神社の
址

利雁神社の址は西坂田の字尺度にあり、社は延喜式内の舊社にして保食神・八幡大神・天兒屋根命を祀り、もと西南に當れる利雁山の上に鎮座し、王の宮と稱し、本州有數の大社たりしが、元龜・天正の丘亂に遭ひて社殿頽廢し、遂に神靈を安ずる能はざるに至りければ、慶長十七年此の地に遷座しまゐらせしも、なほ王の宮と稱し、本地の産土神にして明治五年村社に列し來りしが、神社合併の議あ

るに際し、明治四十年十月十二日喜志村の美具久留御魂神社に合併せらる。

本地村高は西坂田村壹百六拾九石四斗六升九合・新家村壹百貳拾四石參斗六升七合・計貳百九拾參石八斗參升六合にして、元和九年より徳川氏代官の支配たりしが、寛文元年石川播磨守總長の領地となり、同氏世襲して若狭守總管に至り、明治二年六月上地せり。依て下館藩の支配に移り、同四年七月十四日下館縣に改まり、同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字西浦に同じ。

大字 東阪田

本地は古來古市郡に屬し、もと尺度郷の内にして、後坂田村と呼びしが、元和年間分れて東坂田・西坂田・新家の三村となれり、本地は其の一なり。

西向寺

西向寺は字菜畑にあり、西照山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は八拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、寛文元年石川播磨守總長の領地に轉じ、傳へて其の孫内膳總茂の時に至り、貞享二年麾下大久保右近忠朝の采地となり、同氏世襲して石川楨之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同

二年正月二十日河内縣の支配に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十四區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日廣瀨村と一ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 廣瀨

本地は古來古市郡壺井村の内なる石川沿の河原なりしが、大黒村の人清右衛門之ヲ開拓し、元和元年五月壺井村より分れて一村となり、新町村と稱せしが、後、廣瀨村と改む。其の改稱せられたる年月は詳ならざれども、寛文四年改め郡村帳に新町村と記し、河内志村里の條に廣瀨村と記すれば、享保の頃には已に廣瀨村に改められたりしものならん。開拓者清右衛門の裔は今の鹽野英次氏にして、當時の舊記を所藏せり。

南方石川に沿へるの邊は之を土師郷といひ、今井井路とカロウス井路の水源なり。今井井路は古市町、カロウス井路は西浦村大字西浦の灌溉用水路にして、夏時大旱の時に至れば、兩村は各其の井路

土師郷の水

頭なる此の土師郷の石川河原を掘り、水を探りて同川に架せられたる太子街道筋石川橋の下なる溜水を引用せんとして、水論を生ずるを常とせり。其の水論を生じたるは餘程以前よりのことなりしならんも、水論判定の見えしは正平十八年なり。同判定書は左記の如くにして、今も古市町森田博三氏に所藏せらる。水論は其の後もしばしば起りしが、其の最も甚しかりしは、享保年間の水論なり。同水論は享保十六年六月に起り、元文四年四月に至りて終結したりといふ。

請申古市里西浦河今井用水流井溝事

右子細者於土師郷爲請被餘水中籠望上者、古市里用水之時者、一切不可申子細者也、將又觸事稱神境之地成違亂之時者、即可奉被破被井溝、此井溝口五尺之外者不可廣申候、若依此堤邊深田令損亡者可改申被井溝者也、仍爲後日續續請文狀、件

正平十八年六月一日

橋正夏花押

西願寺

心光等

西本願寺は字垣外にあり、光明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は八拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

心光寺は字常照山にあり、常照山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地の管轄及び區畫の變遷は、大字東阪田に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行當時の反別	町村制施行當時の人口	大正元年五月末日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
			有租地反別	町	村	町	村	
大	西浦	一、六六・四〇〇	一四一・七三三	一、〇四	一、五四・五三三	一、〇六一		
	藏之内	四〇二・二〇〇	五・九〇四	三三	五八・五三三	四〇		
	尺度	三三三・八三〇	五・六〇〇	二四	五・五三三	二二七		
	東阪田	一、四四・五〇〇	三・五九六	九	二四・八七六	一〇〇		
	廣瀬	三三八・四九〇	三・六三三	三〇	二五・二二七	三〇		
計	二、七五・四三三	二九六・五九五	六、〇〇六	三三九・七〇二	二二一・六	二、三四六	二、二〇一	

第三十項 駒ヶ谷村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、飛鳥村・駒ヶ谷村・大黒村・壺井村・通法寺村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の管理區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる駒ヶ谷村の名を採りて駒ヶ谷村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて古市郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字飛鳥

本地は古來安宿郡に屬せしが、後年紀不詳、古市郡に屬す。もと賀美郷にして飛鳥郷(日誌)又は飛鳥莊(古市町舊西琳寺所藏弘安四年太政官符)の稱あり、後飛鳥村と稱す。姓氏錄河内國諸蕃に「飛鳥戸造、出自百濟國主比有王男琨伎王也」と見え、又「飛鳥戸造、百濟國末多王之後也」と見ゆれば、已に記せしが如く飛鳥戸氏の居りし所ならん。

近飛鳥
大坂山口

飛鳥の地名の史上に顯はれしは遠く上古にあり、日本書紀履仲天皇の條に飛鳥山の名見え、古事記同天皇の段に近飛鳥の稱見え、兩書ともに大坂山口の名を記せり。飛鳥山は本地附近に於ける山の總名にして、近飛鳥の稱は復た本地附近を稱したるの名なるべし。年所悠久其の路線に變更ありしならんも、往時にありては難波より埴生坂を経て本地に來り、本地より山を越えて更に大和に至るの道路を存し、其の道路は今の岩屋越ならんとの説あり。而して本地附近は其の山路たる大坂の入口に當れるを以て大坂山口と呼びしものならん。仁徳天皇崩御の後、履中天皇未だ即位あらざれざりし時、住吉仲皇子の亂を避けて、埴生坂を経て大和に向ひ、此の大坂山口に來り、少女に問ひて敵兵の山中に滿つるを避け、引返して今の大字駒ヶ谷より當麻徑を経て大和に入り給ひ、皇弟瑞齒別皇子は住吉仲皇子の亂を平げ、大和に上幸のとき、隼人會婆訶理を伴ひ來りて此の大坂山口に假宮を作り、隼人會婆訶理の功を賞したる上、更に其の君を殺せし不義の罪を罰して、其の明日上幸し給ひ、同皇子の明日上幸は遂に地名の飛鳥を爲せり、蓋し明日は飛鳥に通じ、其の近飛鳥といへるは、大和の遠飛

御宇、僧正行基の開基に係り、本尊は和光上人の念せしものなり。然るに星霜を経て一山廢頽し、尊像のみ小堂に残りしを以て、寛永八年宗通の當寺を建つるに及び移して本尊と爲し、寺名を常念寺と名づけ、融通念佛宗に改む。境内は貳百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。外に釋迦堂あり。

千塚

本地より大字駒ヶ谷に互れる山中には古塚累累せり、俗に千塚と呼べり、其の多きをいへるものならん。其の中には石郭の露出せるものなどあり、然れども口碑傳説共になし。

本地は寛文元年より渡邊丹後守吉綱の領地となり、同氏世襲して同丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十四區に屬し、同七年一月二十二日第一大區四小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區四小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字駒ヶ谷

本地は古來安宿部郡に屬せしが、後年紀不詳、古市郡に屬す。もと加美郷にして飛鳥郷又は杜本郷とも呼びしことあり、駒ヶ谷村と稱す。部落は市街の形を爲して東の町・西の町・北の町・中の町・山田町等の名あり。村名の起原に就ては、河内名所圖會に記せる所あり。同書にいふ、傳云推古天皇六年秋九月、聖德太子廿七歳の御時、甲斐の驪駒くらこまに馭し調使丸を具し、扶桑をあまねく巡行し給ふ時、其駒をしばらくこゝに繋がせ給ふ、其地を今に賞して蹶田といふ。此ほとりに蹄の痕ある石今に時々出る、石の性かたくして色青く、硯に製りて可なり。此石を缺破るに、また其中より蹄の痕次第に出る、これ風土の奇といふべし、故に駒ヶ谷といふ。其の蹶田といへる字地は、今も村の東方にあり。又其の馬蹄石は多く出でざれども、其の一は古市町端山常三郎氏之を所藏せりといふ。

北方竹内街道より分れて國分村に通ずる間道あり、遶進として山の端を繞り、同村字五十村いそむらを経て田邊の六軒に至れるは五十村越なり。五十村越は往時の當摩徑踰にして、大字飛鳥の條に記せしが如く、履中天皇の御父仁德天皇の崩御に遇ひて未だ即位し給はざりしとき、住吉仲皇子の亂を免れて飛鳥山の大坂山口に至り、一少女の言を容れ、道を返して過ぎ給ひし間道なり。文化二年堺府通判上條公美は、五十村越の傍に碑を建て、同天皇の山口に於て難を免れ給ひし後詠じ給ひし御製を刻し、且銘を勒せり。

南方竹内街道に沿ひたる田圃の間に一松林あり、反正天皇及び伊波別命・袁登賣命を祀れる石祠あり。

五十村越
當摩徑踰

りしが、明治四十二年杜本神社に合祀せられて今はなし。日谷稚宮森といへるは即ち此の森にして、もと老松古木鬱葱として晝なほ暗かりしも、已に伐採せられて稚松のみとなる。又祠傍には一碑ありて、表面中央に瑞齒別天皇・右側に伊波別命・左側に袁登賣命と題し、裏面に維日谷稚宮者、反正天皇一祓被禊之舊蹟也と刻せられしが、合祀と同時に杜本神社境内に移轉せらる、河内名所圖會にも、瑞齒別尊の曾婆訶理を誅し、明日大倭に幸し給はんとて一夜被禊し給ひし舊蹟なりと記せり。然れども其の被禊し給ひしは、倭の遠。鳥に至りて留り、明日石上の神宮を拜せんとて爲し給ひしものなれば、當所を其の被禊し給ひし所なりとせるは、恐らくは非ならん。

杜本神社

杜本神社は部落の背後なる宮山にあり、延喜式内の神社にして、式には二座と記せり。祭神を大阪府社明細帳には事代主命・經津主命と爲せるも、社に於ては經津主命・經津主姫命と爲せり。貞觀元年正月二十七日正四位下を授かり給ひ、皇室の崇敬深く、しばしば勅使參向ありて神事を行はせられたるは、左に記載する所の如し。社傳に依れば、經津主命十四世の孫伊波別命石川の東邊に住し、此の地は其の祖經津主命の御陵なるを以て同命を祀り、伊波別命の子孫は代々奉仕して當地に住し、弘仁の頃には矢作忌寸と呼びしが、降て、後醍醐天皇は社領を寄せ給ひ、天正年中織田信長の高屋城を攻むるに際し、其の兵燹に罹りて社殿焼失し、同十四年秀吉に社領を沒收せられて社頭衰微せりと。もと社側に金剛輪寺ありて、宮は其の奉仕せる所なりしが、明治後神佛の分離に依りて寺は同四年七

月廢寺となり、社は同五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は七百參拾八坪を有し、本殿・拜殿・神樂所・社務所を存し、末社に天照皇大神社・菅原神社及び南木神社あり。南木神社は楠正行の其の父正成の像を自ら刻して此に鎮祭せしものなりといふ。氏は本地一圓にして、往時は四月上の申の日に祭祀を挙げ來りしも、中古より九月八日となり、明治四十二年以後は陽曆の十月八日に改めらる。

三代實錄

清和天皇貞觀元年正月廿七日、奉授河内國日谷五位下杜本神正四位下、同七月十四日丁卯遣使詣社、奉神饗幣帛、少納言兼侍從五位下具峯朝臣經世爲杜本社使、

諸神本懐

醍醐天皇延喜九年七月、官管以一寮御馬、五供杜本・當宗兩社祭由杜本、西日當宗、件社相去不遠、

本朝世紀

朱雀天皇天慶十一年被定依祓延、今月五日率川・杜本・當宗等祭之由、
同五年四月八日、此日當・杜本祭日也、然而以昨日件祭使發遣了、仍有御灌漑之事、

諸社根元記

杜本祭 文德仁壽三癸酉、公家遣内藏察使令使祭事、祭自此時始之、或云仁和五始之、午日使立、

公事根源

當宗、上西の日、是日河内國に侍る神社なり、午の日使立つ、杜本・當宗は程近きか故に、獨の使兩社の祭のために下向す、宇多御門の御祖父に當宗社なるに、仁、仁和五年四月十四日に祭を始めて行る、

舊金剛輪寺

社傍にありし金剛輪寺は、十六山安養院と號し、眞言宗の古刹にして本尊は釋迦牟尼佛なり。所傳に依れば、聖德太子の驪駒に乗りて諸國を巡り、此の地を過ぎ給ひて其の靈場なるを認め、宣して梵刹

覺峯阿闍梨

を創建し、附近は前王后妃の陵墓累々として四々を雙べたるを以て、十六山安養院と號せしめ給ひしものなりといふ、一に近飛鳥寺ともいへり。降りて後醍醐天皇は天下清平御禱の爲め宸筆の御製を寄せ給ひ、後村上天皇は金剛輪寺の名を勅賜あらせられ、攝津國葦屋莊を寄せ給ひしも、天正年中に至り前記の如く社と共に兵燹に罹りて寺門舊に復せず、漸次衰頽して僅に釋迦・觀音の二堂を存するのみなりしが、寶曆八年覺峯阿闍梨の入るに及びて中興せらる。阿闍梨は浪速三村甚右衛門親政の子なり、享保十四年二月二日を以て生れ、初の仁藏と呼び、後、秋親と改む、十九歳にして東成郡今里村妙法寺の大空和尚に就き、落飾して名を眞如と改め、佛門の人となりしが、後、猪飼野に庵を結びて修行せしも、其の俗塵を厭ひて當寺に入り、先住梅室院戒蓮師の後を繼げり、時に年三十歳なり。入山後は世と交を絶ち、常に國風を詠じ、國史を研究し、餘暇には山下の食堂に出で、兒童に句讀書方を教へたりしも、後丘上に一室を建て、ついで食堂をも移して村家の塵囂を避け、駒谷仙と號し、別に四々山人又は麥飯仙と號せり。麥飯仙といへるは麥飯を常用せしを以て號し、四々山人といへるは寺の山號十六山に因みて稱せしものならん。當寺の荒敗を慨きて之を回復せんと欲し、當寺傳來の書類又は寶物の散亂せるもの、蒐集に努む、博學にして國史經籍に達し、國風に通じ、其の手に成りしもの甚だ多きが中に、高津宮舊蹟考・高津宮並大郡小郡考・比賣許會神社考・白鳥三陵考・駒谷夜話・杜本神社祭禮儀式・金剛輪寺緣起註釋・日本書紀竟宴歌解・飛鳥川考・石山參詣紀行等あり。高津宮舊蹟

考は其の代表作ともいふべきものにして、蒲生秀實之が序文を書せり。又算數・測量術にも通じて、遠積町見秘算・同秘圖追加の著あり。其の外狂體文に堪能なりしと見え、滑稽なる自傳の如きもの等あり。又晩年に及びては一絃琴を再興して、其の居を一絃仙窟と稱し、花晨月夕彈玩して措かず、一絃琴の門人多かりしといふ、かく多藝多能の人なりしが、文化十二年四月八拾七歳を以て遷化せり、墓は後掲正成塔の西下にあり。阿闍梨の生存中蒲生秀實は、其の山陵巡拜中來りて訪問し、且阿闍梨の高津宮舊蹟考に序文を書せり、阿闍梨の厚意に酬むものならん。又秋里籬島の河内名所圖會を著せるに際し阿闍梨の助力せしは、籬島の自ら當寺の條下に記せる所なり。阿闍梨の後は本明順應阿闍梨を経て、智猛覺應和上に至り、明治四年七月廢寺となる。

同寺本尊釋迦牟尼佛は聖德太子の作なりと傳へ、今は觀音堂に安置せらる、觀音堂は廢寺後の破却を免れて現存せるものなり。觀音堂の觀世音は十一面觀世音にして、楠正成の持念佛なりしと傳へ、正成戰死の後其の所持せし經卷並に未來記の寫を添へて正行の納めしものなりしが、天正の兵亂に逸して大和神南備の三室にありしを、貞享年中夢告に依りて住僧春慧阿闍梨の迎へ還りしものなりと。堂は丘の頂上にあり、丘は平地の間に隆起せる孤丘なるを以て風光の美なるは勿論、老松は挺立し古松は鬱茂せり。社殿の前面兩側に隼人石と稱せらる、二個の板石あり、何れも高さ約三尺・幅約一尺五六寸にして人面獸身の像を刻せらる。

清少納言墳
藤原永手墓

楠正成塔

清少納言墳・楠正成塔及び藤原永手の墓なりといへるもの所々に散點せり。永手の墓といへるは社務所の後方にありて、高さ貳尺一寸の自然石なり、永手は長岡に居りしを以て長岡大臣と稱し、寶龜二年五十八歳を以て薨じたる人なり、其の此に墓のある所以は詳ならず。また楠正成の塔は觀音堂の西下であり、中央に五輪の石塔を置き、裏面に玄光寺の三字を刻し、石の玉垣之を繞り、前面の小池に石缸を架して通せしめらる。延元元年楠氏の族和田正遠は、同寺の南朝に縁故あるを以て同寺の方丈に託して之を建立し、以て公の冥福を祈りしが、降りて弘化年間に至り、其の裔たる徳川氏の麾下甲斐庄喜右衛門正誼は、例歳玄米三俵を寄せて春秋の祭資に供せしといふ。玉垣も當時に建てられたるものなるべし、維時弘化二歳次乙巳仲夏之月二十有五日遠裔孝孫甲斐庄正誼成之と刻せり。而して和田正遠の此の塔を建立するに際し、同寺方丈に贈りし書翰は左記の如くにして、なほ外に後醍醐天皇薄墨繪旨、後村上天皇薄墨繪旨、後龜山天皇の宣旨、楠正儀の消息及び集古十種に載せられたる徑八寸許の土鏡あり。土鏡は二面にして、其の一面には表に日輪と雲とを刻し、裏に經津神寶、以天香山之士造、天平二年三月朔日の十九字と寶劍とを毛彫となし、他の一面には表に月輪と浪とを彫み、裏に經津神寶、天平二年三月三日矢作造の十五字と寶劍とを毛彫と爲し、兩面とも面に布目あり、何れも傳へられて今は杜本神社の寶物となる。

一輪令啓達候、御寺内無別條珍重奉存候、然者判官殿中院最早今少相成候、就夫於豐寺石碑相建申度旨息沙汰被申候得共、御

存之通城 暨殿候故其候及延引候、貴院へ御願可申間、高五尺五寸斗之五輪に被御付御建可給候、高き之儀も文明院殿石碑より高きは難致らん歟と沙汰申候、其旨御意得可給候、右之儀者自貴寺東之山内より爲引可申候、石工之共明日より指遣可申候、宜御指圖奉願候 恐惶謹言

安養院 方丈

七月三日

將監 正遠 花押

西應寺

西應寺は字西の町の谷田にあり、紫光山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、應永十二年善空の開創なり。境内は貳百五拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・納屋を存す。堂側に柀の古木あり、周圍約六尺にして九葉の柀と稱せらる。其の藥木には普通の柀と同じく針を生ずれども、本幹には針なし。其の針なきは、昔聖徳太子の馬を繋ぎ給ひし時に、摩り切られたる當時の形を残せるものにして、もと字厩田にありしを移植せしものなりと傳へ、此の地方の名木たり。

願永寺

願永寺は字中の町にあり、三寶山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿三年正西の開創なり。境内は壹百九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛文元年より渡邊丹後守吉綱の領となり、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字飛鳥に同じ。

大字 大黒

本地は古來石川郡に屬せしが、後古市郡に屬す。もと大國郷にして小黒村と呼び、後大黒村と稱す、

大黒寺

大國郷の遺稱ならん。舊郷名は和名抄に「石川郡大國」と記せるもの是れなり。
大黒寺は字丸尾にあり、天堂山と號し、加賀國石川郡寺地村曹洞宗大乘寺の末なり。もと南方大黒坂の上なる眞言宗の巨利大寺の側にありしが、後現在の所に移轉せり。所傳に依れば、役小角の創建にして、本尊は日本最初の大黒天なりと稱せらる。小角嘗て葛城山の巖穴に參籠して、末世の衆生を濟度せんことを祈願せしに、一日全山震動して天地晦暝となり、一線の光明天の一角に煌くと、もに、大黒天は五色の彩雲中に出現し、小角に福壽增長如意寶珠の秘法を授けて乾位に飛行せり。時に天智天皇の四年乙丑正月甲子の日にして、小角は其の後を逐ひ、此の地に來りて其の形を失へり。依て其の告示の如く櫻樹を以て出現の尊像を刻み、茲に安置せりと。爾來日本無比の靈驗と稱して、毎年甲子の日は祈福の賽者頗る多し。一の自然石あり、形狀大黒天像の如し、傳へ云ふ、金剛山より流れ來りて甲子の日當寺の前に止まりしものなりと。境内は四百拾五坪を有し、本堂・庫裏・茶所・納家・鐘樓・門を存す。丘陵の半腹に靠れ、石川に臨みて風致に富み、寺寶に寶杓子・行者像・木造十一面觀音像・緣起等あり。尙舊地大寺の上部山中には古墳多く存して、高塚の墳と呼ばる。

高塚の古墳
大善寺

大善寺は字垣内にあり、清涼山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。もと善覺寺と稱せしが、明治四十一年四月二十八日字上の段の同宗大永寺を當寺に合併し、兩寺名の各一字を採りて今の寺名に改め、舊大永寺の本尊を本堂に安置せり。由緒は兩寺とも詳ならず。境内は壹百四

拾五坪を有し、本堂・庫裏・倉庫・門を存す。外に觀音堂あり。

本地の管轄及び區畫の邊遷は、大字飛鳥に同じ。

大字壺井

源賴信・賴
義・義家住
居の所

本地は古來古市郡に屬し、壺井郷と呼び、後壺井村と稱す。壺井の名は冷泉壺井のあるより起れり。元和八年字新町を割きて新町村を置く、今の西浦村大字廣瀬是れなり。後復た元祿十三年社寺領の分屬に依り、通法寺村を分置す。而して此の舊壺井郷の地は、源氏に深き關係を有せり。源賴信は多田滿仲の子なり、後一條天皇の寛仁四年當國の守護となり、此の地の香爐峰に館舎を設けて、同年九月十日より此に居住し、後朱雀天皇の長久四年九月五日通法寺を建立せしが、其の老ゆるに及び、永承三年八月二十一日攝州多田の廟所に參詣して、一七日間亡父滿仲・亡兄賴光の法要を營み、果して二十八日此の地に歸り、九月一日七十四歳を以て薨じ、通法寺の巽の山上に葬らる。其の子の賴義は引繼ぎて此に居り、康平六年壺井を穿ち、香爐峰を壺井と改め、翌七年五月十五日には壺井の山上に八幡神社を勸請し、永寶二年十一月三日七十九歳を以て此の地に病歿し、通法寺の本堂の下に葬らる。是より先、其の子義家は、後朱雀天皇の長曆二年七月十四日を以て此の地に生れ、長治二年八月十八日六十八歳を以て京都に終り、此の地に於ける賴信の廟に並びて墳墓を築かる(以上前太平記)、其の後義家の

孫武藏權守入道義基、子息石川判官義清に至り、治承五年二月九日平氏の爲めに滅ぼされて城は墟となれり。其の頼信といひ、頼義といひ、將た義家といひ、何れも源氏の嫡流にして國家の重鎮、武門の典型として世の仰望する所、其の事蹟は載せて史上に炳焉たり。しかも此に住し此に其の骨を埋む、殊に義家は此の地の産なり、其の深き關係を存するは實に之が爲めなり。而して其の館舎のありし所は、八幡神社附近一帯の地なりといふ。然れども今は遺跡の見るべきものなし、憾むべし。

八幡神社

八幡神社は中央字別宮にあり、地は古の香爐峰・後の壺井の山にして、神功皇后攝政の時、夢告に依りて茲に二陵を築き、御魂の陵と呼びし所なりといふ。今もなほ西方の崖上に瓢形の封土を存せり。東北南の三方は峯巒縈紆して西方に開け、眼下に石川の清流を臨み、頗る風景に富み、且要害の地たり。境内に一大樟樹あり、周圍四丈に餘り、府下有數の巨木として數へらる、復た以て社域の古きを知るべし。社は天喜四年後冷泉天皇の勅を奉じて、奥州安部頼時征伐の出陣に臨み、頼義の其の祖八幡宮に戰勝を祈願し、遂に征討の功を奏して凱旋せしを以て、石清水の神靈を此に勸請せしものなり。仲哀天皇・神功皇后・玉織姫・武内宿禰を配祀し、神像は義家の自ら刻みし所にして、相州鶴ヶ岡八幡宮の神像と同時の作なりといふ。徳川綱吉深く當社を崇敬して、元祿十三年に社殿を修理し、かつ社領八拾石(内參拾石は壺井八幡社領、五拾石は壺井權現領なりといふ)を寄附せしが、明治四年一月上地し、社は同五年村社に列し、同時に壺井神社を攝社とし、同四十年十月十一日大字通法寺字延壽谷の村社石丸神社(天照大神・武甕槌命・經津主命・天兒孫根命)

攝社壺井神社

(比咩大神・譽田別命)・同年十一月十六日西浦村大字廣瀬字乾の無格社神明神社(詳不)・同月十八日大字大黒字丸尾の同太祁於賀美神社(高禰神)の祭神を合祀し、同四十年十一月十六日西浦村大字廣瀬字鳩ヶ岡の村社八幡神社(品陀別天皇)・同四十一年四月二十日大字飛鳥字塙山の同飛鳥戸神社(百濟夷伎土)を境内に合併移轉し、同年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。社司は代々高木氏にして、氏は源氏の裔なりといふ。社資の内には源家累代の重寶たる無楯鎧・源氏の白旗・滿仲以來相傳の太刀天光丸・丸木の御弓・驛路の鈴等、源家に關するもの頗る多し。攝社壺井神社は天仁二年八月源家の創營にして、頼信・頼義・義家の神靈を移し、通法寺の鎮守として三社の宗廟と崇められ、加茂次郎義綱・新羅三郎義光を配祀せり。徳川綱吉の奏請に依り、元祿十四年九月三日坪井權現の宣下あり、ついで同年十一月二十三日正一位を賜はりて、勅使左兵衛權佐卜部兼章參向せり。爾來八幡社と並立し來りしが、明治五年攝社となれり。境内は九百九拾貳坪を有し、本殿・神饌所・寶藏・納家を存す。氏地は從來本地のみなりしも、合祀に依りて新に大字通法寺・同飛鳥・同大黒・西浦村大字廣瀬を加ふ。例祭は十月十七日なり。

一、飛鳥戸神社は延喜式内の神社にして、大字飛鳥の産土神なり、式には載せて宍宿郡にあり、同郡に住したる飛鳥戸造の其の祖を祭りしものならん、貞觀元年八月十五日正四位下に授けられ、同二年十月十五日官社に列せられ、元慶四年八月二十九日田登町を賜ひて春秋祭禮の費に充てらる、もと宮寺ありて常林寺と稱し、寺は僧正行基の間基にて聖武天皆の勅願所なりしが、今はなし。

一、太祁於賀美神社は延喜式内の神社にして、大字大黒の産土神なり、式には載せて石川郡にあり、蓋し祭神は水神なれば、石川の

水害を攘はんが爲め祀りしものならん。

一、石丸神社は、永承年中頼義の奥羽を征討して凱旋するに及び、勸請して一社を建てしものなりと、後通法寺の鎮守となり、屢兵襲に罹りて灰燼となりしが、元祿八年に至り徳川氏に柳澤出羽守保明に命じて修葺せしめたりといふ。

壺井

壺井は八幡社石階の下にあり、前九年の役に安部頼時の衣川城を攻めんとして、天喜五年六月七日加美川合戦の時、官軍渴すること甚しかりしを、頼義の丹祈に依り其の弓弰を以て穿ちしに、岩壁より清水忽ち湧出し、爲めに人々喉を潤し以て大勝を得ければ、吉瑞なりとて凱旋の砌り、其の水を壺に灌へて携へ歸り、此處に井を掘りて底に入置きしに、靈泉更に湧出でしかば、之を壺井と號けしとなん。水は清冽にして今も附近民家の飲料たり。昔は病者服すれば快癒すと稱して之を尊重し、請ふ者あるも一杓の外は與へざりしといふ。古來此の水を用ひて糯粉を製し、明治維新前までは徳川家に納めしが、今は弘く給與せり。

本地村高はもと七百五拾壹石五斗なりしも、元和八年字新町の地壹百七拾八石四斗九升四合・明暦元年六拾石・合計貳百參拾八石四斗九升四合を割きて新町村を置きしを以て、減じて五百拾參石六合となりしが、寛文元年より渡邊丹守波吉綱の領地となり、傳へて渡邊備中守基綱に至りたるに、徳川氏の收むる所となり、元祿十三年其の貳百石を以て通法寺領となし、八拾石を以て壺井神社領となし、七拾七石貳斗五升六合は徳川氏代官之を支配せり、(此の通法寺領・壺井神社領・徳川氏代官支配地を合せて參百五拾七石貳斗五升六合となるを以て、之を以前の渡邊氏領の石高に比

すれば、尙壹百五拾五石七斗五升少きも、)同年復た通法寺領貳百石の内九拾參石貳斗參升四合九勺は之を割きて別に一村を設け、通法寺村となる、因て本地の村高は通法寺領壹百六石七斗六升五合壹勺・壺井神社領八拾石、及び徳川氏代官支配地七拾七石貳斗五升六合、計貳百六拾四石貳升壹合壹勺となりしが、壺井神社及び通法寺の領は明治元年五月十日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬す。又徳川代官の支配地は同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同七月南司農局の支配となる、是に於て全村同一管治に歸せり。同二年正月二十日河内縣の支配に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區四小區内の三番組に入りし外は、大字飛鳥に同じ。

大字通法寺

本地は古來古市郡に屬し、壺井郷と呼びて、大字壺井と同村たりしが、元祿十三年分れて一村となり通法寺村と稱す、村名は通法寺のあるより起れり。享保八年西方石川の傍を開鑿して石川新田と稱し、本地に合併す。大字壺井の條に記せしが如く、源氏に深き關係を有するの地なり。

通法寺の址は中央にあり、寺は石丸山と號し、一に花林寺といひ、眞言宗大和長谷寺の末たり。長

通法寺の址

久四年の頃源頼信の一日其の館舎を出で、東北なる山中仁海上人の舊蹟といへる仁海谷に獵せしに、谷中霊光の赫々たるものあり、近づきて之を見れば千手観音の靈像なりしかば、歡喜の餘り自ら像を負ひて歸り、精舎を創建して其の靈像を本尊とせしものに係る。然るに平家の天下となるに及び、源家は全く零落せしを以て、同家に由緒ある當寺の如きも衰頽して、法燈遂に明ならず、僅に相承け來りけるに、元祿年中に至り、僧隆光之を中興し、同十三年徳川綱吉は其の祖廟たるの故を以て諸堂宇の建營に努め、本堂には定朝作の阿彌陀佛・觀音・勢至の三尊を安じ、觀音堂には頼義感得の金銅觀音佛を置き、堂中に頼義の廟舎を入れ、輪奐初めて舊に復し、かつ寺領貳百石を寄附して修補の資となさしめたりしも、明治四年一月寺領を上地したる爲め、維持の産を失ひ、同六年遂に廢寺となりて、其の阿彌陀佛・觀音・勢至の三尊は專光寺に轉安せられ、堂塔の礎石のみを殘せり。

源頼義の墓は通法寺の址にあり、何等の見るべきものなく、東西五間・南北七間・高さ三尺五寸許の垣平なる封土の上に、更に横貳間半・縦參間・高さ五尺の石柵を繞らし、裡に一坏の盛土を存し、傍に壹丈餘の石を建て、源頼義朝臣之墓と刻して之を表せり。墓前には其の上段と下段の左右に、各一對の石燈籠あり、一は天保十三年十一月十七日岡部美濃守・一は同十四年十二月十七日武州川越城主の寄進なり。而して頼義には大正四年十一月十日正三位を追贈あらせらる。

源頼信及び同義家の墓は、通法寺の南御廟谷の上なる宇南山にあり。地は頗る景勝に富み、眺望の美

源頼義の墓

源頼信及び
義家の墓

專光寺

玉手山に譲らず、一度登れば漫ろに英雄未眠の靈境たるの感を深からしむるものあり。墓は相距ること六拾間許、山上の埴地に圓形の封土を爲し、共に高さ貳間許・周圍參拾間許にして、何れも上に方貳間半高さ五尺許の玉垣を繞らし老松繁茂せり。義家には大正四年十一月十日正三位を追贈あらせらる。

專光寺は字寺本にあり、香爐山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和六年本地住人小路七郎兵衛なるもの、本願寺の准如法主に歸依して道場を創立し、寛永十七年正月に至りて寺號を公稱せり。明治六年三月廢寺となり、同十一年十二月二十五日復興せり。境内は壹百八拾四坪を有し、本堂・納家・門を存す。

本地村高は九拾參石貳斗參升四合九勺にして、通法寺の領たりしも、後、享保八年より石川流作新田石高七拾八石九升五合は同年より徳川氏代官之を支配し、村高は壹百七拾壹石參斗貳升九合九勺となりしが、通法寺領は明治元年五月十日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬す。又徳川氏代官の支配地は同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配となり、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同七月南司農局に屬す。是に於て全村同一管治に歸せり、同二年正月二十日河内縣の管轄に移り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區四小區内の三番組に入りし外は、大字飛鳥に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
飛鳥	三、五五〇	六、四三三	三、六三三	八、四九二	四、五五		
駒ヶ谷	四、〇〇〇	六、四〇一	六、八〇	七、〇三三	七、四三		
大黒	三、八〇〇	五、三〇八	二、五二	八、〇五七	五、六		
壺井	二、四〇〇	五、三三三	一、九二	七、〇八三	二、三		
通法寺	一、七三九	一、五九七	三、四	三、六二九	三、七		
計	一、五六、五三	二七、四三三	一、五〇	三三、五〇〇	一、六二	三、五三	二、四三三

第三十一項 國分村

本村は古來安宿郡に屬し、國分村と稱す、村名は國分寺のありしより起れり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し獨立して一村を設け、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。村内は本部落たる國分の外に田邊・六軒・東條の三部落あり、河内志村里の條に「國分屬邑三」と記せるは此の三部落を指せるなるべし。本部落たる國分は市街の形を爲して、西新町・東新町・中の町・馬谷・乾町・二軒屋・市場・裏山といへるあり。又田邊は田邊氏の居りし所なり、田邊氏は日本書紀雄略天皇九年秋

七月の條に「飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也」と見ゆる田邊氏にして、姓氏錄左京皇別に「上毛野朝臣、下毛野朝臣同祖、豐城入彦五世孫多奇波世君之後也、大泊瀨幼武天皇諡雄略御世、努賀君男百尊日本書紀には伯孫に作る爲阿女產向聲家、犯夜而歸、於應神天皇御陵邊、逢騎馬人相共語話、換馬而別、明日看所換馬是土馬也、因賜姓陵邊君、百尊男德尊孫斯羅論皇極御世賜河内山下田、以贈文書、爲田邊史、寶字稱德孝謙皇帝天平勝寶二年改賜上毛野公、今上弘仁元年改賜朝臣姓」と見ゆるもの是れなり。現時は此の四部落なれども、里傳には國分千軒・杜本千軒・原山千軒といへるあり。原山は田邊の東にありて畑地なれども古瓦等を出し、杜本は東條の東にありて復た畑地なれども同じく古瓦を出すことあり、是れに依れば、往時部落を存したりしも、世變に依りて何れの時にか他に轉じたるものなるべし。尙其の外に西條・北條・南代といへる字地あり、其の名は東條部落の其れに對する名なるかの如くに見えて、部落の所在たらざりしかを推想せしむると共に、本地は其の部落に變遷ありしものと思はる。而して其の地は明治維新後鐵道開通以前にありては、後に記するが如く大和・河内の交通線に當りて、本部落たる國分は奈良・大阪間の中央に位置せるを以て、人馬中繼の所となり、且寶永元年新大和川の轉鑿後は、十三間川・大和川を利用して大坂との間に劔先船を通じければ、西新町の西邊なる國豐橋の南詰は同運送店の所在となり、倉庫等は建てられ、貨物出入の巷と化して繁榮を助けしは、柏原船の柏原村に於けるが如くなりしが、明治維新後鐵道の開通するに及び、貨客の輸送

は總て之に依ること、なりしかば、陸路は交通の人馬を減じ、劔先船も形を潜めて、運送業者は去り倉庫等は撤却せられ、單に濱の名を残して、當年の繁榮は見るべからざるに至れり。

奈良街道は大和川の北邊を過ぎて東方大和の奈良に向ひ、長尾街道は同街道より分れ田邊を経て大和の田尻・穴虫・長尾に至る。是れ現時に於ける本地通過の改修道路なれども、其の改修以前に於ては龜ヶ瀬越・關屋越・田尻越・龍田道・五十村越等ありて各地に聯絡せり。其の舊路線を検すれば、龜ヶ瀬越は西方國府より來り、本部落なる國分を貫き、龜ヶ瀬峠を経て大和の奈良に向ひ、田尻越は西新町の下手にて龜ヶ瀬街道より分れ、田邊を経て大和の田尻に通じ、五十村越は駒ヶ谷村大字駒ヶ谷より本地の字五十村を通り、田邊に來りて田尻越を貫き、六軒に至りて二派となる、即ち龍田道及び關屋越是れなり。龍田道は六軒より東條を経、字川端にて龜ヶ瀬越を貫き大和川を渡りて今の中河内郡堅下村大字峠を通りて大和の龍田に通じ、關屋越は字六軒より東に向ひて大和の關屋に至れり。故に田邊は田尻越・五十村越の交叉點に當り、六軒は關屋越と龍田道の分岐點となり、本部落たる國分は田尻越の分岐點にして龜ヶ瀬街道の通路なり。然るに其の路線には多少の變更ありしならんも、龜ヶ瀬越と田尻越は改修せられて、前者は奈良街道、後者は長尾街道と改稱せられ、以て専ら交通往來の街道となりしかば、他の舊道路たりし五十村越は其の儘存すれども、龍田道及び關屋越は殆ど廢道となりて人の往來するものなし。而して其の舊道中の關屋越の山中は之を大峠といひ、田尻越の山中は

現時及び往時に於ける道路の聯絡

古峯といひ、五十村越は復た往時に於ける當麻徑路に當れる舊道なり。履中天皇の飛鳥山の坂坂山口に於て一少女の言を容れ、道を返して過ぎ給ひし間道の此の五十村越なるべきは、駒ヶ谷村大字飛鳥及び同駒ヶ谷の條下に記せし所の如くなれども、其の五十村越を経て本地に出でし後に採り給ひし道の何れなるかは明ならず、思ふに其の通過し給ひし道路は、此の舊關屋越ならんか。

國分寺の址

國分寺は、聖武天皇の詔勅に依りて成り、延喜式に國分寺料一千束と見ゆる國分寺是れなり。かゝる名利たりしも、後何れの時にか廢絶し、明治維新の後までは字機ヶ辻に觀音堂及び地藏の石像ありて、其の址なりと里傳せられたるも、明治六年に至りて廢寺となり、其の藥師佛と地藏の石像とは阿彌陀寺に保管せらる。河内志には國分寺の舊跡に地藏の石像ありと記し、河内名所圖會にも國分寺の舊跡に石像地藏あり、今觀音堂あり、弘法大師作の正觀音を安置すと記せるは、共に同所を指せるものなるべきも、其の同所を國分寺のありし所なりとせしは、徳川時代に國分寺の址を調査せるに際し、寺跡の明ならざるを以て、東條・西條・北條及び南代といへる字地の中央に當れる同所を以て之に擬し、其れより小堂を建て、國分寺の址なりと傳へしとの説あるのみならず、其の地は芝山の下を穿てる長さ壹百貳拾間の田輪樋(開設年月不詳、庄東野據左衛門の造りしもの傳ふ)に依りて悪水の排除を爲せる田圃中にあり、明治十八年及び同三十六年の洪水には、大和川の堤防決潰して附近一帶に濁流汎濫せしといへば、堤防の修築全からざる往時にありては、其の被害を蒙りしこと一層甚しかりしものと見ざるべからざれば、同

所の國分寺所在たらざりしは明なり。故に國分寺の址は他に求めざるべからず、之に對して田邊の部落附近には堂山・鎮守・辻堂山・堂の本・明戸などいへる字地ありて、古瓦を出し堂塔の礎石も亦残れるものあり、且其の地は已記の如く、道路四通の所なるを以て、國分寺の舊址にあらざるかとの説あり。然れども田邊は田邊氏の舊地にして、異動なく其の名を傳へ來れる所なれば、單に其れのみにて國分寺の址なりと斷じ難かるべし。云ふ迄もなく寺名は正しく地名を爲して本部落に残れば、寺は本部落の中にありしものと見ざるべからざるも、前にも記したるが如く本地は其の部落に變遷ありしものなるかの加くに見ゆるを以て、寺址を求めんとするには部落の變遷を討尋し、古書舊記を捜査し、且地形及び古瓦舊礎等にも顧るの要あらん。

西法寺

西法寺は中の町にあり、鹽出山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、用明天皇の御宇聖德太子の創建にして放光寺と稱し、枯栖山下なる杜本神社の側にありて、眞言宗に屬したりしが、寶龜三年火災に罹りて堂宇悉く焼失せしかば、小利を營みて僅に法燈を繼續し、初住實言より相嗣ぎて五十三世の住僧實弘に至りけるに、實弘は其の兄善正と本願寺八世蓮如上人の宗風を欽慕し、文明八年眞宗に轉じて現在の所に移轉せり、故に實弘の兄善正を以て開基一世とす。五世善久に至り、慶長十二年本山十二世准如上人より寺號を授けられて西法寺と改め、以て今に至る。境内は六百六拾坪を有し、本堂・玄關・茶所・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

立教館の址

同町なる今の國分尋常小學校のある所は、舊妙圓寺の境内にして立教館のありし所なり。立教館は拓植宮熙の子第を教養せし學堂なり。常熙字は君績、通稱は卓馬、葛城山人と號す、拓植常彰の長子なり。幼にして穎悟、初め中井竹山の門に入りて學び、文政二年の春京都頼山陽の塾に遊びて學業大に進み、同門下四天王の一を以て稱せらる。山陽は其の偉才を愛し、儒を以て世に立たしめんと欲し、勸奨する所ありしも、父祖の業を失ふを憂ひて之を謝し、醫術を小石玄瑞に受け、修業三年にして文政十二年の冬家に歸り、父祖の醫業を襲ぎて病客雲集せるも、文教頹廢して道義の地に墜ちたるを憂ひ、同十三年兵右衛門・猪右衛門の二人と謀り、資を捐て家屋を購入して此の地に移り、經史百家の書を講じて子弟の教養に着手せしものはれ當館の起原にして、好學の風大に起り、風教に補益する所少からざりしかば、嘉永六年大坂鈴木町勤務代官設樂八三郎は金員を寄せて之を推賞せり。年を経ると共に來學者加はり、屋舎の狹隘を告ぐに及びければ、文久三年西尾直彥・西尾直策・園田忠夫・堅山新七等と謀りて更に學寮を新建し、文武兩道の修養を圖り、文を講ずると共に武を練り、學徒は益多きを加へ、常に六七十人を算するの盛況を呈して繼續し、明治四年堺縣令稅所篤は當館を視察し、館生に授賞せられしが、同五年學制の發布あるや、常熙は欣然として吾が志達せりと爲し、翌六年三月費舎を擧げて堺縣に獻納せり。かくて創立以來四十三年に亘りて繼續し、以て風教に補益したる同館は其の名を沒せしも、同館舎の一部は残りて小學校舎の一部を爲し、立教館の額面は其の楣間に存

して當時を語り。因にいふ、常照の父常彰、字は叔順、中務と稱し、龍州と號す、儒學を中井竹山に受け、醫を洛の淺井圖南に學び、醫名の盛なると共に詩文を能くし、著書に溫泉論・曼難錄ありて世に行はる。常照に傷寒論古義・老子訓釋・救荒私言・時務策・醫案・詩文集等あり。常照の長子常肇、字は敏侯・芝嶂と號す、人と爲り明敏にして銳氣煥發、經史に通じ詩文を能くし、國事を思ふの概ありて、深く將來を期待せられたりしが、不幸二十一歳を以て逝きしは惜むべし。三人とも河内名流傳に載せらる、今の拓植三悅氏は其の裔なり。

明治四年縣令稅所萬公來館之時賦一詩以奉呈

兒童披册座簾櫺 一畝靈舍深樹中 寒風炎雨數不倦 呬唔聲裡出英雄

常 照

西光寺

西光寺は馬谷にあり、日天山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして三尊阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寺記に依れば、もと眞言宗無本寺なりしも、寛文十一年融通念佛宗に轉じて大念佛寺の末となる。曾て本地の人西尾五良右衛門老後隱遁して淨音と法名し、當寺に入りて住せしが、其の子五郎兵衛は本山四十六世大通上人に従ひ、天和二年三月得度して淨貞と法名し、元祿二年入りて住職となり、堂宇を建營し、佛像佛器什物を具備し、田畑山林を寄附して永世の保存に資せり、故に同淨貞を中興とす。爾來法燈連綿として繼續せり、今の西尾壽作氏は西尾五良右衛門の裔なり。境

國分神社

内は壹百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・鐘樓・土藏・納家・門を存す。

國分神社は字美山にあり、大國主大神・少彥名命・飛鳥大神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月二十五日字水谷の無格社杜本神社(不詳)を合祀せらる。境内は參百貳拾壹坪を有し、本殿・拜殿・神樂所を併し、末社に天照皇大神社・熊野神社・八幡神社・稻荷神社・住吉神社あり。氏地は田邊を除ける全部にして、例祭は十月十七日なり。

船氏の墓

船氏の墓なりといへるは社後の山頂にあり。山は美山と俗稱すれども、其の本名は船岡山なり、故に船岡山の古墳を以て稱せらる。墳は山頂にあるもの最大にして、其の東なる貳個の古墳は開拓せられて今は桃林となる。寛永六年四月二十八日平野屋勘三郎なるもの、此の山にて古鏡を發掘せし外、曾ては墳上より王後の墓誌を出せりといふ。其の古鏡は漢式にして、一は漢鳳馬鏡、表徑四寸七分・重量百七十八匁、一は四神四獸八乳鏡、表徑七寸六分五厘・重量三百六拾五匁、一は四神二獸四乳鏡、表徑七寸四分・重量二百五拾二匁にして、四方枠内に君宣商管の句を配し、古色蒼然稀有の優品にして國分神社の寶物となる。又王後の墓誌は銅版にして、長さ九寸七分・潤さ貳寸貳分、背面に左記の文を刻せらる。もと古市西樹寺の有なりしが、今は東京三井源右衛門氏の所藏となる。然れども同墓誌の何れの墳より出しか不明なるを以て、王後の墓の何れなるかもまた明ならざれども、喜田貞吉

芝山・南山
油山の群集
古墳

博士は、山頂の大なるものは船氏の祖王辰爾の墓ならんかとせらる。同墳は堺縣令税所氏の時代に發掘したりと傳へ、石棺の蓋石露出せるが上に塔婆の如き圓石建てられ、石棺の南北に高さ約五尺・幅約四尺の板石の建てるありて、石の中央部に約貳寸乃至五寸の穴を穿たる、石棺を埋める際に用ひたる石にして、穴は繩を懸けしものならんといふ。喜田貞吉博士の調査發表に依りて、本邦學界に於ける唯一無二の好資料となる。而して同墳の所在なる船岡山の東北に連れる芝山、及び東條南方の南山、關屋越北方の油山には何れも古墳累々として群集せり。

惟船氏故王後首者、是船氏中祖王智仁首兒、利浦故首之子也、生於于婆陀宮天下天皇之世、奉仕於等由羅宮治天下天皇之朝、至於阿須御宮治天下天皇之朝、天皇照見知才、異仕有功勳、勅賜官位大仁品爲第三、嘔亡於阿須御宮治天下天皇之末歲次辛丑十二月三日庚寅、故戊辰年十二月癸亥葬於松丘山上、其婦安理故能刀自同葬、其大兄刀羅古首之墓並作墓也、卽爲安理萬代之靈墓、牢固永却之實地也。

阿彌陀寺

阿彌陀寺は六軒にあり、歸命山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。天文二十二年四月の再建なり。境内は參百七拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・鐘樓・土藏・門を存す。寺寶に傳惠心僧都作木彫十一面觀世音像あり。

春日神社

春日神社は田邊にあり、武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神・天照皇大神・表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帶比賣命を祀れり。創建の年月等は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十

舊岩谷神社
及び田邊伯
孫の墓

年十二月十五日村社岩谷稻荷神社を合祀し、大正四年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹百六拾貳坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存し、末社に八幡神社・嚴島神社あり。氏地は田邊にして、例祭は十月十七日・夏祭は七月十七日に行はる。而して合祀せられたる岩谷稻荷神社の祭神は田邊伯孫なり。舊社地は部落の南端なる古墳にして、里俗にも伯孫の墳なりと傳へらる。伯孫は此の地に住みし人なれば、傳ふるが如く其の墳にして、社は其の靈を墳上に祀りしものならん。然るに墳は其の一部崩壞して石室露出しければ、岩谷稻荷神社と呼ばれ、明治五年村社に列せられしも、神社合併の議あるに及びて當社に合祀せられ、墳は漸次壞敗し、大正二年頃まで石室の東壁及び奥壁の大石を殘したりしも、私人の有たりしが爲め、其の後全部破壞せられて、今は一物をも留めざるに至りしは惜むべし。

本地は元和三年より徳川氏代官の支配たりしが、寛永八年大坂城代稻垣攝津守長茂の役知に轉じ、慶安四年再び徳川代官の支配に歸し、明暦元年大坂城代牧野佐渡守親成の役知に屬し(寛文四年改帳牧野佐渡守領地に國分村の内とあり、然らば牧野氏は本地の郷部を領し、其餘は地頭と異にせしものならん、村記に依り姑く本條の如く記載す)、寛文七年三たび徳川代官の支配に歸し、同十年京都所司代永井伊賀守尙庸の役知に換り、元祿十五年四たび徳川代官の支配に屬し、寶永二年本多伯耆守正永の領地に轉せしが、享保十五年本多豊前守正矩駿州田中に移封せられて上地し、五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預

けとなりしも、同年六月二十二日大坂府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同年二月河内國第二十四區に屬し、同七年一月二十二日第一大區四小區に改まりて、同四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區四小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大坂府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 町村制施行	大正元年三月 未日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
國分村	一、四八〇	三、四〇七	二、六二七	三、二六三	二、八〇〇	二、五〇六

第三十二項 玉手村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、玉手村・圓明村・片山村の三ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、玉手村は歴史上著名の名稱なるに依り、之を保存せんが爲め其の名を採りて玉手村と名づけ、各村は

其の大字となり、舊に依りて安宿郡郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字玉手

本地は古來安宿郡郡に屬し、玉手村と稱す。北は大字片山・南は同圓明と共に、大和川及び石川に包まれ、東南に山を負ひ、謂ゆる片敷山の地にして、古來山水の明媚を以て稱せらる。

古今六 河内野や片敷山の片岸に雪か花かと浪そよせくる

讀人しらす

石川の流域中玉手村に沿へる一部の流は、古の伯太川又博多川にして、稱徳天皇の宴遊し給ひし所なり。續日本紀に「稱徳天皇寶龜元年二月庚申、車駕行幸由義宮、三月丙寅、車駕臨博多川以宴遊焉、是日百官文人及大學生等各上曲水之詩」と見ゆるもの是れなり。當時由義宮は今の中河内郡曙川村大字八尾木にありて西京と稱せられし時なれば、乃ち同宮より此に一日の清遊を試み給ひしものならん。

續日本紀 淵も瀬も清くさやけし博多川千歳をまちて澄める川かも

玉手山は東方にありて一に國見山と呼べり、泉・河・攝・播の連峯より城和の翠巒を障裡に收め絶景佳色筆紙の盡す所にあらず。山中八景の稱あり、曰く玉峯秋月・花城晚暉・菅廟香雲・西海帆影・南郊菜花・石川水禽・葛城春瀟・福林鐘聲是れにして、各景みな詩あり。今其の一部は遊園地となる、安

福寺の所有山林なり。寺は其の溪間宇風呂の谷にありて、浄土宗京都恩知院の末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の開基にて、後久しく荒廢し、たゞ一字の草堂を存するのみなりしが、寛文十年浄土宗の珂憶上人來りて錫を此の地に留め、官允を得て土を拓き、佛舎を建立して更に中興の開基となれり。當時尾張大納言光友も深く和尚の學徳に歸依し、佛舍利・三國無双曼荼羅及び什寶數十點と寺田若干とを寄附し、堂舎の建立多くは其の資助に成れるものにて、其の屋梁を低くして柱を太くし、以て萬世不易を期せるは俗に聖徳太子の式なりといふ。又同大納言は寺後の山頂に父子三人の廟を營み、ついで繼友の代に及び祠田を改の香花料として毎歲六拾金を贈りしが、明治二年に至りて此事止めり。珂憶上人以後法燈繼續して今日に至れる南河の巨刹にして、境内は六百五拾九坪を有し、本堂・庫裏・廊下・座敷・居間・玄關・下部屋・浴室・土藏・納冢、及び三天堂・骨堂・經堂・壽世堂・曼荼羅堂・開山堂・行者堂等を存し、庭中に尾侯寄附の龍眼肉樹あり、又車松といへるあり。寺寶頗る多きが中に山水蒔繪硯箱壹個(徳川光友寄附)・菩提樹蒔繪香箱壹個(同上)・牡丹蒔繪硯箱壹個(同上)は明治三十二年八月一日、刀劔一口(系拵依房作の銘あり)は大正五年五月二十四日國寶となる。

寺後の山頂なる尾州侯の廟所は、四方に石の玉垣を繞らされて、三基の寶篋印塔を建てらる。中央は光友卿の塔にして瑞龍院殿二品前亞相天蓮社順譽源正大居士、左は夫人の塔にして松濤院殿順譽圓山大禪定尼、右は光友卿の子にして淨源院殿義譽勇嚴徹心大居士と刻せらる。廟所のある所は一個の

古墳なり。墳は前方後圓式にして廟所は其の前方部にあり、後圓部には一個の供養塔を建てらる。塔は慶長の役に於て此の附近の戦に討死したる勇士供養の爲め、安福寺の中興珂憶上人の建てしものに係る。其の續きなる北方に無名の圓塚あり、大正八年開墾せられたるに、石棺現はれ馬形の埴輪出で、其の北なる勝松の前方後圓式の古墳よりも、先年亦石棺出で、石棺の蓋は安福寺の境内に移されて手洗鉢に代用せらる。破竹状にして長さ八尺四寸・幅貳尺六寸なり、考考學上他に類例なきものなりといふ。又其の北なる本地の共同墓地も前方後圓式の古墳なるのみならず、玉手の部落より安福寺の一の門に至る間は、兩側高く谷の形を爲して兩側に横穴あり。横穴は南側に九個・北側の竹林中に六個ありて順次相並び、中には破壊せられて原形を存せざるものあれども、亦完全なるものもあり、曾て其のあるものより陶棺の破片を出せりといふ。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、享保三年麾下竹中彦八郎の采地となり、同氏世襲して同鐘五郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十四區に屬し、同七年一月二十二日第一大區四小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區四小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府

の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十六年三月一日圓明村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字圓明

本地は古來安宿郡に屬し、圓明寺村と呼びしが、後年紀不詳分れて南圓明・北圓明の兩村となり來りしも、明治八年五月合併して圓明村と稱す。村名は往時圓明寺のありしより起り、寺址は北部にありて今も圓明寺址と稱せらる。字地に與五郎畑といへるあり。

西教寺は字里中にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿四年四月の再興なり。境内は五拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

圓光寺は字稻葉にあり、稻葉山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。外に地藏堂あり。

黄金塚は東南玉手山の續きなる大谷山にあり、大字玉手安福寺の後山なる尾州侯廟所を距る南一町ばかり、圓形の古墳にして、埴輪圓筒は四重に並列し、以前已に發掘せられたるかの痕跡あり。

本地は明暦元年より大坂城代牧野佐渡守親成の役知となり、寛文七年上地の後は所管詳ならず(寛文改帳に只圓明村とあり、寶曆二年詞に貳百四拾四石八斗七升七合北圓明村・百八拾貳石五斗八升九合海圓)。文化元年徳川氏代明村とあり、是れ延寶六年松地の時より地頭領主二派に分れ、自ら南北に分れしものか、詳ならず。

西教寺

圓光寺

黄金塚

官の支配に歸し、同十年大久保加賀守忠眞の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りし外は、大字玉手に同じ。

大字片山

本地は古來安宿郡に屬し、片山村と稱す。村名は片敷山の略ならんといふ。片敷山の本地に屬する部分は小松山と呼ぶる、即ち大字圓明より同玉手を経て來れる片敷山の最北にして、山の東邊は國分村なり。元和元年五月六日大和路を経て國分村より進める東軍の先鋒と、平野より道明寺を経て進める西軍の先鋒は、此の小松山を争ひて戰端を開き、本村より道明寺村大字道明寺、古市町大字譽田、藤井寺村大字藤井寺・同野中附近は、東西兩軍の大に戰ひて西軍の將後藤基次・薄田兼相以下の戰歿せし古戰場なり。戰況の大體は載せて大阪市史にあるを以て、左に之を抄記せん。

大阪市史

是日(五月廿)水野勝成は大和諸將と共に奈良を發し、晡時國分に舍營し、勝成自ら前曲なる小松山に上りて地勢を偵察

しぬ、國分は關屋越・龜瀬越兩路の交叉點に當り大和川の支流なる石川を隔て、道明寺に通ず、國分及石川の間には南北に走れ

る丘陵あり、片山村・玉手村・圓明村皆之に位し、その片山村にある丘陵を小松山といふ、已にして本多忠政・松平忠明・伊達

元和元年五月に於ける東西兩軍の古戰場

政宗の三隊相次いで至り、順次水野隊の左に連り、政宗の先鋒片倉重綱(重光)進んで小松山の東南麓に迫り陣す、兵合して凡そ二萬二千六百、獨り松平忠輝の本隊一萬二千は奈良に舍營して未だ到らず、又河内口にありては藤堂高虎陣み千塚に移し、井伊直孝樂音寺に陣せり、

城中に於ては東軍の大和路より来るを知り、國分の狹隘を扼して其先頭を破らば、後軍は必ず奈良郡山に退却し、再び追撃し来るには數日を費すべく、其間更に機宜に適するの策あるべしとし、後藤基次・薄田兼相・山川賢信・北川宣勝・檜島重利等前軍と爲り、兵凡そ六千四百人、五月朔日出で、平野に舍營し、眞田幸村・毛利吉政・渡邊胤等の兵凡そ一萬二千は後軍と爲りて天王寺に陣せり、五日幸村吉政平野に來り、基次と面談し、明日鶴鳴道明寺に會し、國分の狹路に於て東軍を迎撃し、兩將軍の首級を獲るか、我等の死を送るか、二者其一に決せんと約し、訣別して去る、是に於て基次夜半平野を發し、炬火を列れて大和街道を行進し、藤井寺に達して後軍を待ちしも至らず、因て獨り發し譽田を過ぎて黎明道明寺に達し、斥候を放ちて前路を偵察せしめ、敵兵已に國分に屯するを知れり、是に於て基次先頭百澤四郎兵衛・山田外記に小松山の占領を命じ、外記の旗幟山上に翻るを見るや、本隊を招きて之に次ぎ、先頭は更に山を下りて大和諸隊と戦ふ、水野勝成・片倉重綱奮戦して小松山を恢復し、敵を山下に驅逐し、忠明・忠政の諸隊と並ひ進んで基次の本隊を圍み、敵味方入り亂れて互に勝よと呼はり、激戦卯ノ刻より巳ノ下刻に及び、基次・外記・四郎兵衛以下戦死し、餘衆道明寺に向ひ退却せり、時に薄田兼相・山川賢信等石川畷に達し、後藤隊の殘兵を收容し、又追撃の敵に當り、奮闘甚だ努むと雖も遂に支ふる能はず、兼相戦死し、賢信等返戦數回にして道明寺を退き、譽田森に據りぬ、毛利吉政は六日拂曉兵三千を率ゐ、天王寺を出で藤井寺に至れば、後藤・薄田の諸隊既に敗れ、殘兵の道明寺口より退却し来る者相踵ぐを以て、軍を整へて幸村の來會を待ちしに、巳ノ刻過眞田隊三千住吉街道巴引野(はひの)より譽田陵の南に出で、直に伊達隊と衝突し、一進一退兩軍終に交戦せり、幸村伊達氏の兵の騎戦に長するを知り、兵に令して折敷かじめ、敵

騎の突進し来るを待ち、槍を並べて之を迎へしめしかば、伊達隊大に之に苦めりといふ、是時に當り東軍は道明寺より譽田に連り、西軍は譽田の西より藤井寺の前に連る、水野勝成毛利隊の藤井寺にあるを見、之を伐たんと欲すれども、幸村の側撃を慮り、使を政宗の隊に遣して追撃を勧むること再三、政宗士卒皆疲勞して復戦不能はずと辭し、忠政・忠明等亦逡巡して進まず、西軍にては幸村・吉政相會し、今曉濃霧の爲に行進の期を誤りたるといひ、基次兼相を救ふ能はざりしといひ、何事も相子の違候事、秀頼公の御運之盡る所也」と慨歎し、一死以て戦友に泉下に見えんと決せしが、未の刻大野治長の急使至り、八尾・若江の敗報を傳へて、速に退軍を命ぜしかば、薄暮火を附近の民家に放ち、烟に紛れて退却しき、大和口總督松平忠輝は最も遅れて奈良を發し、午ノ刻過國分を経て片山に達し、其戦期に遅れたるを悔恨し、政宗に代りて進戦せんことを欲したるも、政宗戦争は今日に限る可からずと諫止せるが爲、已むを得ずして圓明村に屯し、遂に本日役に加はるを得ざりき、

奥田三郎右衛門忠一の墓は小松山の中なる字石塔山にあり、奥田三郎右衛門は元和元年五月六日、大和路を経て來れる東軍の先鋒に加はり、同日の曉天より山際なる小川を前に控へて屯したるに、黎明小松山の上より後藤基次火砲五六十挺を以て連發しければ、奥田忠一は山上を指して進み、譽ある下野道二・岡本嘉助・御子田四郎兵衛・阿波猪兵衛(鳴渡之助)等の浪客を従へて先登したるに、岡本先づ火砲に中りて死せしかば、奥田堪へ兼ねて道二・四郎兵衛等と共に奮然に蒐りて何れも討死したりといふ。碑は高さ八尺五寸にして奥田三郎右衛門墓の八字を刻し、餘は僅に下野及び仁の三字を認め得るのみ、蓋し其の從士たる下野道二等を合葬せしものなるべし。又其の北方には山田十郎兵衛の碑あり、東軍方なる當日の戦死者なり。

奥田三郎右衛門の墓

古墳

奥田三郎右衛門墓のある所は、一個の古墳なり、墳は前方後圓式にして、其の前方部にあるは即ち此の墓なり、後圓部には本地の共同墓地を設けらる。而して其の北方に藥師堂あり、堂前に大なる礎石の残れるあり、曾て其の邊より古瓦の出でしこともありといへば、寺院のありし所ならんも、口碑傳説共になし。里人は俗に其の地をゴンボ山と呼べり。

了雲寺

了雲寺は字文珠にあり、廣河山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。貞和五年八月教頓の開創なり。境内は壹百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓を存す。

本地は明暦元年より大坂城代牧野佐渡守親成の役知となり、寛文七年上地の後は所管詳ならず。文化元年の頃徳川氏代官の支配に屬し、同十年大久保加賀守忠眞の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十四區に屬し、同七年一月二十二日第一大區四小區に改まりて、同四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區四小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌二月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 町制施行 當時の反別	町制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年五月一日 國勢調査の人口
玉手	三三・〇〇〇	五五・七四	三三	二六六		
圓明	四三・〇〇〇	八五・三三	三三	三三		
片山	三九・〇〇〇	三六・九二	二七〇	三〇		
計	一一・〇〇〇	一八〇・〇〇	八九	九〇		四五〇

第三十三項 道明寺村

本村は明治二十三年四月一日道明寺村・澤田村の兩村を合併して設立せしものなり。而して此の道明寺及び澤田の兩村は、前年四月一日町村制の施行に際し、道明寺村は道明寺・國府・船橋・北條・大井の五ヶ村を、澤田村は古室・澤田・林の三ヶ村を各合併して一村を設け、合併村中に於ける著名かつ大村の名を探りて一は道明寺村・一は澤田村と名づけ、舊村は各其の大字となり、舊に依りて志紀郡所屬たりしも、自治の目的を達するには兩村分立の不利なるを認め、更に兩村を合併し、大村たる道明寺村の名を探りて、道明寺村と名づけしもの即ち本村にして、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字道明寺

本地は古來志紀郡に屬し、もと土師郷にして土師里と呼び、道明寺村と稱す。河内志には又の名秋篠と記せり。村名の道明寺は道明寺(土師)の所在地なるより起り、舊郷名は和名抄に「志紀郡土師」と記し、其の稱は復た土師氏に因めり。土師氏は日本書紀垂仁天皇の條に「三十二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命薨、臨葬有日焉、天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可、今此行之葬、奈之爲何、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人是不良也、豈得傳後葉乎、願令將議使事而奏之、則遣使者、喚上出雲國之土部壹百人、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後以是土物、更易生人樹於陵墓、爲後葉之法則、天皇於是大喜之、詔野見宿禰曰、汝之使議、寔洽朕心、則其土物始立于日葉酢媛命之墓、仍號是土物謂埴輪、亦名立物也、仍下令曰、自今以後陵墓必樹是土物、無傷人焉、天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部職、因改本姓、謂土部臣。是土部連等、主天皇喪葬之緣也、所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也」と見え、姓氏錄右京神別に「土師宿禰、天穗日命十二世孫、可美乾飯根命之後也、光仁天皇天應元年、改土師賜菅原氏」と見ゆるものは是れなり。即ち野見宿禰の土師姓を授かり居りし所にして、土師の稱は是れより起れり。江談抄には、本地は土師氏の本邑にして、其の他は屬隸校別の地なりとせり。其の土師氏の居地たりしを以て、土師氏即ち後の菅原

土師神社及
び道明寺

氏に深き關係を有す。而して其の重なるものは、土師神社及び土師寺即ち後の道明寺是れなり。社寺共に緣起の徑路に關聯するものあるを以て、今便宜の爲め之を併記し、其の終りに於て分記せん。

垂仁天皇の三十二年七月、皇后日葉酢媛命の薨じ給ひしとき、勅問に對し、野見宿禰土師偶を作りて殉死に代へんことを奏請せしに、天皇嘉納し給ひ、其の功を賞して土師の姓を賜ひ、且此の地を所領となさしめ給ひしかば、宿禰は其の遠祖たる天穗日命を北丘に勸請して、毎年八月朔日神事を行ひしものは是れ土師神社の權輿なり。後敏達天皇の御宇、厩戸皇太子の尼寺を本州に建設し給ふに當り、其の後裔土師八島連其の宅を捐て、精舎と爲し、以て土師寺を創建せり。後、天慶四年道明寺と改稱す。山號を蓮土山と稱し、今の土師神社の本門と南大門との間に於ける左右の地は悉く其の寺域にして、堂塔壯麗を極め、神護景雲三年に至り若江郡稻葉・若江の二邑及び本地を寺領として下賜せられ、土師氏は世々大檀越たり。後光仁天皇の天應元年土師古人に菅原の姓を賜ひ、其の子清公・孫是善に至る、是善は道眞の父なり。然るに清公の女是善の妹即ち道眞の叔母たる覺壽法尼は、幼にして脫塵の志ありしが、出家して此に住職せり。故を以て道眞も公務の餘暇には時々訪問し、且寺境の清寂を愛して詩を賦し歌を詠じ、時には滯留十餘日に及び、陽成天皇の元慶四年には一夏九旬の間此の寺に安居し、同八年再び來りて四月より七月に至り、其の間に五部の大乘經を書寫し、光孝天皇の仁和二年また來りて一夏阿字觀を修し、醍醐天皇の延喜元年筑紫へ左遷の時も、朝廷より一夜の許を得て訪ね

來り、叔母に別を告げ、且其の請に依りて自ら像を刻して之を留め、「鳴けはこそ別れも憂けれ雞の音のなからん里の曉もかな」と詠じて、繾綣の情を残して去れり。されば村民は今も尙雞を養ふを忌むとなん。而して西帆途に還らず、延喜三年配所に薨せり。尋で天變頻りに起りしかば、天慶四年勅して諸國に廟を建て、祭を致して公の靈を慰め給ふに及び、公の自刻に成れる尊像を北丘天穗日命祠に合祀せり、依て爾後道明寺天神の稱起れり。爾來神德昭々たり。特に此の神域は公の祖先の邸宅にして、また公の屢遊息せられし所なるのみならず、神體は公の自作に係れるを以て、菅家に縁故の深きもの天下此の地に過ぐるはなし。以來社は道明寺住尼の管する所たりしが、正親町天皇の元龜三年高屋城の兵燹に罹りし時、社殿・寺院共に亦焼失し、尊像のみ災を免れ、越えて天正三年織田信長社殿を再營し、寺領百石を寄附し、秀吉に至りても寺領舊の如く、文祿三年寺領檢地せられて百七拾四石貳斗となり、家康に至りても亦同じ。依て社・寺共に稍舊觀に復し來りしが、寛永十年洪水の害を避けて、寺は神社の境内に移り、明治四年正月寺領を上地し、同五年四月神佛の分離に依り、同年六月土師神社と改稱せられければ、寺坊の内一の室・二の室は止まりて神職となり、三の室及び松壽院は西方字乾堂に移りて法燈を繼げり。

土師神社は天穗日命・菅原道眞及び覺壽尼を祀り、明治五年郷社に列し、同十年先帝陛下大和行幸の砌り、二月十二日當社へ行幸、同夜御駐輦あらせらる。同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せら

土師神社

れ、同年十二月廿七日志紀村大字老原字西口の村社白山神社(白山)・同四十一年一月十六日同村同大字々石川の同御劔神社(素盞)・同年十二月廿七日同村同大字々村中の同杵築神社(天神・白山姫命・尊土翁・兒孫根命・素盞鳥命)の祭神を合祀せらる。神域は古の惠我長野土師丘にして、六千參百九拾參坪餘の封境を有し、其の廣濶なることは他に多く其の比を見ず。高燥清閑、松樹錯落、雜木鬱葱として、遠く之を望めば一大森林の觀あり。社は其の丘北に位置し、碧瓦丹楹構造甚だ壯麗なり。今境内外の概要を記せんに、社前の右側に神樂所あり、西北に寶庫あり、順次南に接して神饌所あり、寶物陳列館あり、其の名の如く什寶を陳列せり。中に最も著名なるは八葉神鏡なり、道眞の常に神相を照せしものにして、花園天皇の延慶三年六月和州室生山に於て傳法灌頂ありしとき、古市西琳寺の僧鑿阿上人導師たりしが、菅神の影向ありて、道明寺の八葉鏡は我が神體なり、猥りに諸人の手に汚すべからず、宜しく之を閉封すべしとの神告ありしかば、鑿阿謹みて神託の旨を奏聞せしに、乃ち勅封を賜ひしといふ。爾來靈元天皇・中御門天皇・孝明天皇の勅封あり、明治五年九月先帝陛下もまた勅封を賜へり。其の他阿字鏡・寶劔・硯等道眞の手澤を存せるもの多し。陳列館の西に攝社白太夫社あり、神輿庫及び神器庫を過ぎて復た攝社あり(河内志には天夷鳥命の神祠と記し、同名所圖會には天穗日命社と載す)、今は天夷鳥命・大國主命・野見宿禰を祀れるも、明治維新前迄は天夷鳥命・天穗日命・大國主命・野見宿禰を祀り、文德實錄に「天安三年三月壬戌朔癸未、在河内國天夷鳥命神授從五位下」と見え、本地の氏神たりしが、其の後堺縣の命に依り、天穗日命及び覺壽尼

公を菅原大神の相殿に祀りて氏神とし、元の氏神の社は攝社となれりと。次に社務所あり、即ち舊尼寺の坊中一の室・二の室にして、其の前に梅樹あり、昔何某なるもの深く天満宮を信じ、筑紫に下りて飛梅を受け、銳錐を以て核を鑿ち、之を其の庭に埋め祈誓すらく、此の實に芽を生せば、我が念願必ず成就せんと、後果して芽を生じて木を爲せしが、念願亦成就せり、依て梅樹を此の神垣の下に納めしが、爾來花を開き實を結ぶに至り、其の核には必ず一貫の穴あり、依て成就梅と名づくこと、世に傳へて災難除或は雷除とし、核子を封して梅守と稱せり。社後の東北に文庫あり、大成殿に模し、裡に孔夫子を祭る。北東に稻荷社あり、更に東して繪馬所・能樂堂あり。東南は神苑なり、苑中に龍ヶ池あり、森下涌水とも呼べり、河内志の謂ゆる土師泉にして、往昔龍の躍出せし所なりといひ、清泉常に湧き、雨を祈れば靈驗ありと稱し、名蹟たり。本門外に出れば東に夏井水あり、一に硯水とも呼び、元慶八年の夏道眞の五部の大乘經を書寫せしとき、二人の天童來り淨水を汲みて硯に注ぎ、寫經の業を守護せりと。西方に土師窯の跡あり、面積四拾坪許り、野見宿禰の土偶を作りし址なりと傳へ、松樹下の一碑は道明寺住尼超蓮の建てしものなり。其の南に當り、南大門内の西に攝社西の宮神社あり、三社神祠と稱し、有名なる木櫛樹あり、道眞の書寫せし五部の大乘經を埋没せし所より生せし靈木なりと傳へ、往時は其の實を念珠に繋ぎ、寺は百疋を以て之を諸人に頒ちしといふ。

字乾堂に移りし道明寺は、境内貳千壹百拾九坪にして、本堂・廊下・鐘樓の外に三の室・松壽院を

存したりしが、三の室・松壽院は本坊に合併せられ、本堂は又改築せられて、大正八年三月十八日遷佛式を挙げ、山門のみ舊時の佛を殘せり。眞言宗の無本寺なりしも、明治六年一月十五日京都仁和寺の末となる、其の尼寺たるは昔の如し。本尊は丈け三尺の十一面觀世音にして、像は陽成天皇の元慶四年道眞の一夏九旬安居の際に於ける一刀三禮の刻なりと傳へ、道眞の試作なりと傳ふる試の觀音と共に、明治三十二年八月一日國寶となる。其の他什寶としては興正菩薩座像・厨子入觀音・阿彌陀座像・涅槃像等の多くを所藏せり。有名なる道明寺権は坊中にて之を製し來りしが、今も社・寺雙方にて盛に製出せらる。姓氏録に依れば、土師氏の祖に乾飯根命といへる人あり、此の權に因みあるものならんか。

宗善寺は同字にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文四年山城國伏見の人心譽宗安なるもの念佛行者となりて諸國を行脚し、道明寺の門前に宿泊しける際、夢告に依りて吉野天の川の辻堂に安置の本尊を奉筭し來り、有信の協力を得て一字を造營せしものは是れ當寺の起原なり、故に同宗安を開祖とす。境内は貳百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・藥醫門を存す。外に大師堂ありて弘法大師及び地藏尊を安置せり。弘仁年中弘法大師京都より紀伊の高野山に通行の際、道明寺舊伽藍の西方路傍の大石に憩ひしを以て、其の石を大師腰掛石と呼び、後其の上に一堂を造りて同大師の石像を安置せしより、民衆の信仰するもの絶えざりしが、明治五年當境内に移轉し、同時に土師

眞光寺

神社の門前にありし地藏尊を併せて安置せしものなり。

眞光寺は字鍛冶町にあり、大悲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。外に地藏堂あり、堂はもと字東口の路傍にありしを、明治五年常境内に移せしものなり。

八島塚

助太山

西方大字澤田仲媛皇后御陵の南東邊に古塚三あり、其の東なるは俗に八島塚といひ、高さ五間・周圍百五十間・面積貳反貳畝貳拾七步、其の中間なるは中山といひ、高さ五間・周圍百參拾間・面積貳反四畝四步、其の西なるは助太山といひ、高さ貳丈壹尺・周圍七拾壹間・面積壹反貳拾步なり。助太

山は雜木を生せるのみなれども、他の二塚には松樹繁茂せり。土俗には此の三塚を併せて三ツ丸と稱し來りしが、其の八島塚と中山とはもと土師神社の所有に屬したるも、仲媛皇后御陵の陪塚となりて上地せり。又同御陵の南西古市町大字譽田の應神天皇御陵との中間なる大字古室所屬栗塚・大鳥塚の東邊に丸山あり、高さ參丈貳尺・周圍九拾間・面積壹反五畝拾參步、其の北に西山塚あり、高さ參間・周圍四十五間・面積七畝五步、其の西に西の山あり、高さ參間・周圍四拾間・面積四畝拾五步、西の山の西に西山塚あり、高さ壹間・周圍貳拾間・面積壹畝貳拾貳步にして、何れも雜木を生せり。河内志に「惠我長野北陵畔塚十三、其三在道明寺」と記せるは、蓋し此等諸塚を指せるものならん。

八島の碑は道明寺の西邊字番田にあり、土師神社の所屬畑地なり。碑は二個を存し、其の一は高さ

丸山

西山塚

西の山

西山塚

八島の碑

壹丈にして「土師連八島君之廟窟」の九字を刻し、他の一は高さ八尺にして「河州志紀郡道明寺領地建于八島君之冢上」の十八字を刻して、元文五年道明寺住尼超雲の建てしものなり。然れども是れ眞の墓地にあらず、もと今の仲媛皇后御陵の陪塚となれる八島塚にありしも、同塚は陪塚と認められたるを以て此の地に移せしものなり。而して其の陪塚となりし八島塚に八島の碑を存せし事に就ては里傳あり、之に依れば、土師神社の東を通ずる小川までは古の社域なりしが、後開墾せられて社領地となる、八島の墓の存せしは其の地なりしも、洪水の爲めに流亡せしを以て、後、碑を陪塚上に建て、遂に八島塚と稱するに至りしものなりといふ。

本地は徳川氏の初めより道明寺領（道明寺領に在り、織田氏の時寺領百石を寄附し文禄三庚午年十二月二日并開且元禄）にして同寺繼襲し來りしが、明治元年五月十日の公市に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まりて、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日吉市郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 大井

本地は古來志紀郡に屬し、もと大井郷とも呼び、後、大井村と稱す。寶永元年新大和川の開鑿に際し、反別拾四町九畝貳拾貳歩、村高貳百參拾七石五斗九升六合の地は同川敷地となる。

誓願寺

誓願寺は字堂の後にあり、大悲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。もと石川郡山田村にありて佛陀寺と稱し、眞言宗たりしが、住僧盛光に至りて眞宗に轉じ、萬治二年十世祐閑當所に移轉して盛光寺と改め、元祿六年故ありて更に今の寺名に改稱せり。境内は參百參拾參坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・太鼓樓を存す。外に中祖堂ありて蓮如上人を本尊とす。當寺先代盛光の見眞大師に歸依せしより、代々本願寺に昵近せるが中にも、照俊は蓮如上人に從ひて殊に厚遇せられ、上人は宗祖大師の眞骨と畫像を與へ、且遺命して其の遺骨を當寺に收めて子孫に傳へしめらる、是れ此の堂を營みて同上人を安置せる所以なり。爾來今に至るまで代々本山上人眞骨の分配に與れりといふ。

正念寺

正念寺は字辻堂にあり、紫雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百四拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

入信寺

入信寺は字佃にあり、徳母山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、入信庵と稱し來りしが、明治十五年五月二十六日寺號を公稱せり。境内は壹百五拾六坪を有

し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛文元年より渡邊丹後守吉綱の領地となり、同氏世襲して丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まりて、同四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 國府

本地は古來志紀郡に屬し、國府莊の稱ありしが、後國府村と稱す。國府の稱は古國府のありしより起る。大阪府地誌には本地を志紀郷なりと記せり、郷は和名抄に「志紀郡志紀」と載せ、續日本後紀に「仁明天皇承和六年五月壬辰、河内國阿志紀郡志紀郷百姓志紀松取宅中所生橘樹、其高僅二寸餘而花發者、植于土器進之」と見ゆるは即ち此の郷なり。石川は其の東邊を流れて、萬葉集の歌に見ゆる片足羽川といへるは、同川の本地附近に於ける古名なりといふ。

片足羽川

河内の大橋を獨り行く娘子を見て詠める歌一首並短歌

しなてる片足羽の　さに塗りの大橋の上ゆ紅の赤裳裾引き　山麓もて摺れる衣着て　唯ひとりい渡らす
兒は若草の夫かあるらむ　かしの實の獨りかぬらむ　聞はまくの欲しき我妹か　家の知らなく

返歌

大橋の詰に家あらば心悲しく獨り行く子に宿食さました

國府の址

國府の址は志貴縣主神社の東南部なる高燥の域にして、田圃又は果樹園となりて何等の認むべきものなきも、舞臺などいへる字地を殘せり。在府當時にありては國政も此の地より出で、國司の官舎も此に存し、代々の長官は任に就き、河内一國の中樞となりて繁榮したる所ならん。左に掲記せる大江佐國の詩序に「府下即事」と見ゆるは、此の國府廳所在にありての作、又中河内郡堅下村大字高井田の舊普光寺の條に掲記せる同人の詩序に、「遊普光寺在河州府東」と見ゆる河州府は、此の國府を指せるなり。佐國は後朱雀・後冷泉・後三條・白河の四朝に仕へし人にして詩文を能くせしが、曾て此の地に遊びて知友と會飲せしものと知らる。國府の何れの頃まで此に存したるかは明ならざれども、國府の下に土着たりし住民四散して、當時の傍を語るべき遺物の少しも存せざるまでに替りて、僅に佐國の殘せる一首の詩に依りて、當時を偲ぶの已むなきに至りし、桑滄の變驚くべし。而して此の國府の址より東方に當れる畑地に、古來より骨地と呼べるあり。是れならん石器時代の遺蹟地にして、

骨地

古代の骨・石器・裝飾具等は發掘せられ、人類學・考古學の研究上に有力なる資料とせらる。

府下即事

大江佐國

河州底事屬相歡　爲是詩朋會遇難　酒酌十分樽下醉　歌傳五袴境中寬　佗細秋暮行衣薄　旅館曉來落月寒
華洛欲歸君勿駐　每思堂上淚闌干

志貴縣主神社

志貴縣主神社は北方字藤の木にあり、延喜式内の神社にして神八井耳命・天照皇大神・武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神・表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帶姫命を祀れり。創建の年月は詳ならず。姓氏録河内國皇別に「志紀縣主、多朝臣同祖、神八井耳命之後也」と見ゆれば、同縣主等の其の祖神を祀りしものなるべし。社は一に總社と稱せられ、其の所在部落も總社といひ、俗に出郷と呼べる、河内志に「國府屬邑一」と記するものは即ち此の地にして、其の地名を總社といへるは國府の總社即ち當社の所在地なるに依る。楠正成の祈願所にして當時は社頭莊嚴なりしが、同氏の衰微に伴ひて祠廟頽廢し、ついで兵燹に罹り、祠堂市部太夫神軀を奉じて吉野に通れ、亂定の後歸りて奉祀したるも往時の觀に復するに至らず。前庭に橘樹ありて里人は之を楠公橘と呼べり。明治五年村社に列せらる。境内は四百五拾參坪を有し、本殿・拜殿・繪馬舎を存す。氏地は字總社にして、例祭は十月九日なり。

允恭天皇御陵

允恭天皇御陵は西北字市野山にあり、惠我長野北陵と稱す。天皇は仁德天皇の御子、反正天皇の同母

弟にして、大和の遠飛鳥宮に宮居あらせられしが、在位四十二年にして崩御し給ひ、冬十月茲に葬らる。兆域は周圍五百七拾貳間にして、古松雜樹繁茂し、濠池之を繞り、陪塚三箇ありて御陵を護れり。

古事記

元恭天皇の段 天皇御年漆拾捌歳、御陵在河内之惠賀長枝也、

日本書紀

元恭天皇の條 四十二年春正月乙亥朔戊子天皇崩、時年若干、(略)冬十月庚午朔己卯、葬天皇於河内長野原陵、

延喜諸陵式

惠賀長枝北陵、遠飛鳥宮御宇元恭天皇、在河内國志紀郡、兆域東西三丁・南北二丁、陵戸一楹・守戸四楹、

衣縫塚
宮の南
御僧子
孝女衣縫氏の
の碑

同陵に屬する陪塚中の一個は王子塚と呼びて、陵の西北大字林の字瀬ヶ井にあり。殘れる二個は衣縫塚及び宮の南と稱して本地に屬す、共に陵の東なり。衣縫塚は俗に御塚御前又は乙子塚と呼び、字衣縫千軒町にありて高さ九尺・周圍貳拾七間・面積壹畝貳拾步、宮の南は字衣縫千軒町の南に接して高さ參間・周圍四拾間・面積九畝壹步なり。宮の南は明治十五六年の頃、衣縫塚は其の後に何れも陪塚となる。又陵の南に當りて一塚あり、御僧子といふ、高さ貳間・周圍七拾間・面積は壹反壹畝八步にして禿山なれども、前記陪塚には雜木を存せり。

孝女衣縫氏の墓碑は潮音寺の境内にありて、孝女絹縫氏墓の六字を刻せり。然れども是れ眞の墓地にあらず、同氏の墓はもと前記の衣縫塚を其れなりと傳へ、其の地には衣縫千軒町の字名をも生じ、享保年中丹波の人並河五一郎畿内志を修めんと欲して來りし時該碑を建てしが、同塚は前記の如く陪塚となりしを以て、同寺境内に移されしものなり。其の碑に刻せる絹縫の文字は石工の誤りて書せし

ものなりといふ。衣縫氏は仁明天皇の宇の人なり、事は載せて續日本後紀に詳なり。其の記する所に依れば、氏は右京の人衣縫造金繼の女にして、當國志紀郡に住し、十二歳にして父を失ひ、泣血成人に過ぎたり。服闋りて後母親嫁を許せしに、窈に出で、父の墓に住し、且夕哀慟せしかば、母復た嫁事を云はず、其の後還りて定省し父の忌日毎に齋食讀經し、年を累ねて息まず、冬節に至れば母子雜材を買ひ假橋を惠我川に架して人に便せり。かくすること總て十五年なりしが、母の八十歳を以て歿するに及び哀聲絶えず、常に墳墓を守り、深く佛法を信じ、燒香供花毫も怠ることなかりしかば、勅して位三級を賜ひ、身を終るまで戸内の租を免じ、門閭に旌表して衆庶に知らしめられしといふ。

續日本後紀

承和八年三月右京人孝女衣縫造金繼女、居住河内國志紀郡、年十二歳始失親父泣血過人、服闋之後親母許嫁、而竊出

住於父墓、且夕哀慟母不復謂嫁事、其後還來定省、每父忌日齋食讀經累年不息、至於冬節則母子買雜材惠我河橋假橋、惣十五ヶ

年、母年八十而死、哀聲不絶、常守墳墓、深信佛法焚香送終、勅叙三階、終身免戸内租、旌表門閭令衆庶知、

潮音寺

潮音寺は字アラヒにあり、海雲山と號し、臨濟宗永源寺末にして十一面觀世音を本尊とす。後醍醐

天皇元徳元年楠正成の其の持念佛を納めしものなりといふ。後火災に罹りて堂宇燒失し、寛永十一年本寺永源寺の前住獨長和尚之を再建せり。境内は貳百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

蓮休寺

蓮休寺は字三王にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百

六拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

了信寺

了信寺は字藤の木にあり、高野山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は明暦年間には徳川氏代官の支配たりしが、寛文元年に至り渡邊丹後守吉綱の領地となり、同氏世襲し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字大井に同じ。

大字北條

本地は古來志紀郡に屬し、國府莊の稱ありしが、後北條村と稱す。寶永元年新大和川の開鑿に際し、反別九町六反九畝六歩・村高壹百六拾五石八斗五升九合の地は同川敷地となる。

黒田神社

黒田神社は西南字馬場にあり、延喜式内の神社にして今は天王と稱し、天御中尊・天照皇大神・武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神を祀りて邑の産土神なり。境内は九百貳拾六坪にして本殿・幣殿・繪馬舎等を存し、末社に天押雲根神社・八幡神社・稻荷神社あり。明治五年村社に列じ、

同四十年九月十九日大字船橋字西口の村社大山昨神社(大山)・柏原村大字柏原字古町の無格社春日神社(建御雷命・齋主神・天兒屋根命・姫大神)・同村同大字々々今町の同鹽殿神社(鹽土)・元太田村大字沼字和佐田の村社寶殿神社(七日命・櫻田別命・表筒男命・中筒男命・底筒男命・貞長)・同十月一日柏原村大字柏原字東出口の同御劔神社(素戔)・同月二十四日大字大井字藥師の同志疑神社(素戔)・同十二月二十三日大字國府字ワラヒの同八幡神社(素戔)

志疑社神

(品陀別天皇)を合祀のこととなる。合祀社中に於ける志疑神社は延喜式内の神社にして天王と稱し、大字大井の産土神なり。

寶城寺

寶城寺は字堂後にあり、法香山と號し、眞宗東西兩本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は八拾坪を有し、本堂・門を存す。

本地は年紀不詳石丸時太郎の采地(大府府誌には寛文三年大府町奉行石丸石見守定次の采地となり、以後寛永年間より町奉行の交代采地となり、元祿四年小田切土佐守直利の時之を傳む、土地に此時ならん、其後領主地頭の沿革詳ならず。明治維新の際には代官多羅尾の支配とせり。然れども今調査の結果之を採らず尙後考を俟つ。)となり、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日船橋村と二ヶ村聯合したるの外は、大字大井に同じ。

大字船橋

本地は古來志紀郡に屬し、船橋村と稱す。傳へいふ、同郡柏原村と一村たりしも、後分れて兩村となれりと、村名は往時渡津のありしより起りしものならん。寶永元年新大和川の開鑿に際し、反別四町參反四畝參歩、村高六拾壹石四斗參升貳合の地は同川敷地となる。

善源寺

善源寺は字西口にあり、英松山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は

詳ならず。境内は壹百四拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、安永六年堀田相模守正順の領地となり、(後藤論議に明和元年四月堀田相模守正順に領地一萬石加賜の事を記す、又同氏は天明七年大坂城代となりたり。)文化十年更に大久保加賀守忠眞の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月没收せられて翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日堺縣の管轄となる。而して其の後
の管轄の及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日北條村と二ヶ村聯合したるの外は、大字大井に同じ。

大字澤田

本地は古來志紀郡に屬し、もと長野郷の内にして澤田村と稱す、字地に小林といへるあり、河内志村里の條に「澤田屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。

仲媛命の御陵は南方仲津山にあり仲津山陵と稱す。命は應神天皇の御子稚沼毛二俣皇子の女、允恭天皇の皇后にして安康天皇の御母なり。兆域は周圍六百貳間にて稚松叢生し、古松二株陵上に盤舞せり。古來傳へて皇后の陵と呼びしが、明治十六年初めて御陵と確定せり。陪塚二あり、大字道明寺に屬せる舊八島塚・同中山と稱するもの是れなり。

同陵の東北邊大字國府允恭天皇御陵との間に古塚五あり、曰く具足塚高さ壹丈八尺・周圍壹町拾壹

仲媛命御陵

具足塚・小

足塚・唐櫃塚
八幡塚

間・面積壹反壹畝歩、曰く小具足塚高さ八尺・周圍參拾六間・面積四畝九歩、曰く唐櫃塚(俗に長持山といふ)高さ壹丈五尺・周圍壹町貳拾六間・面積壹反五畝貳拾六歩、曰く高塚高さ壹丈七尺・周圍壹町貳拾九間・面積貳反壹畝貳拾壹歩、曰く鍋塚高さ壹丈八尺・周圍壹町參拾貳間・面積參反五畝歩なり。各塚は小具足塚を中にして梅花形に排列せり、即ち具足塚は小具足塚の北、唐櫃塚は東、高塚は西、鍋塚は南にあり。鍋塚は雜木あれども他の四塚には稚松を存し、唐櫃塚には石棺露出せり。河内志に「惠我長野北陵畔塚十三、其七在澤田村」と記せるは、此等の塚を指せるものならん。

八幡神社は南方字上の段にあり、品陀別天皇を祀る。創立の年月詳ならず、明治五年村社に列せらる。境内は四百五拾四坪にして、本殿・拜殿を存し、氏地は本地一圓、例祭は十月九日に行はる。

八幡神社は東方字小林の内畑にあり、品陀別天皇を祀る。由緒は詳ならず。境内は八拾五坪を有し、本殿・拜殿・土藏を存す。氏地は字小林にして、例祭は前社と同じく十月九日なり。

宗徳寺は同字にあり、藤島山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。明治六年二月廢寺となりしも、同十一年十二月十二日復興せり。境内は壹百五拾坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

極樂寺は字屋敷中にあり、仲津山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、九條師輔十二世の裔助秀は、豊後本多の里に住せしを以て本多を姓と爲し、其の子助定は足利尊

極樂寺

宗徳寺

八幡神社

八幡神社

氏に仕へしが、六世を経て忠正に至り、三河國に移住して松平氏に仕へ、其の四世の孫本多權右衛門正次なるもの徳川家康に仕へ、秀忠の息女豊臣氏に入興の際侍臣として従ひ、後夫人と共に關東に赴きしも、ついで致仕して剃髮し、東本願寺教如上人の弟子となりて道願と法名し、慶長十七年本地に一字の精舎を建立したるもの即ち當寺にして、道願の嫡子道證に至りて寛文七年西本願寺に轉せり。境内は七百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・鐘樓・土藏・藥醫門を存す。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、享保十五年土岐丹後守頼稔の領地となり、(續修神代卷に土岐伊豫守頼稔、元祿四年正月十一日大坂城代に補せられ、所領を増加して地を攝津・河内・越前等の内に移し賜ふと記せるも、今村説に據る)同氏世襲して山城守頼知に至り、明治二年八月土地せり、依て沼田藩の支配に移り、同四年七月十四日沼田縣に改まり、同年十一月十五日群馬縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は大字道明寺に同じ。

大字古室

本地は古來志紀郡に屬し、もと長野郷の内にして、古室村と稱す。

八幡神社は字南口にあり、品陀別天皇を祀れり。由緒は詳ならず、明治五年村社に列せらる。境内は四百拾貳坪にして、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓、例祭は十月九日なり。

妙雲寺は字垣外にあり、藤岡山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳なら

八幡神社

妙雲寺

栗塚

船山
法樂山

大鳥塚

狼塚
赤面塚

す。境内は壹百七拾九坪を有し、本堂・庫裏・座敷・藥醫門を存す。

栗塚は南方、大字澤田の仲媛命御陵の西邊にあり、高さ六丈・周圍貳百五拾間半にして面積壹町六反五畝貳拾五歩を有し、前方後圓の丘陵を爲し、四圍に濠池の趾を存す。其の半には松樹あれども、其の半は開拓せられて桃林となる。其の東に船山あり、高さ壹間半・周圍七拾八間・面積壹反壹畝七歩にして松樹あり。栗塚の北に法樂山あり、高さ貳間・周圍四拾間・面積六畝六歩にして藪をなせり。又栗塚の南に大鳥塚あり、古市町大字譽田の應神天皇御陵の北邊なり、高さ參丈六尺・周圍壹百七拾七間・面積四反九畝歩を有し、前方後圓の丘陵を爲して松樹茂生し、四圍には濠池の址歴然たり。同塚外四圍五畝拾九歩の山地は林を爲して、之を狼塚と總稱せり。其の北に赤面塚あり、高さ壹間半・周圍參拾九間・面積壹畝貳拾六歩にして同じく松樹あり。河内志に「惠我長野北陵畔冢十三、其三在古室村」と記せるは、蓋し此等の内を指せるものならん。

本地村高參百拾石參斗四合の内、貳百石は元和年間より譽田八幡社の領(或は、いふ、豊臣氏の時已に社領貳百石を附せりと)となり、其の壹百拾石參斗四合は徳川氏代官の支配たりしが、譽田八幡社領は明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。徳川代官支配地は元祿十四年渡邊備中守基綱の領地となり、同氏世襲して丹後守章綱に至り、明治二年六月土地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯

太縣に改まり、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字道明寺に同じ。

大字林

本地は古來志紀郡に屬し、もと拜志郷にして、郷名廢して拜志村と稱し、後拜志を林に改む。舊郷名は和名抄に「志紀郡拜志」と載せ、往時林氏の居りし所なり。林氏に數流あり、姓氏錄河内國皇別に「林朝臣、道守朝臣同祖、武内宿禰之後也」と見え、又同神別に「林宿禰、大伴宿禰同祖、室屋大連公男御物宿禰之後也」と見え、又同諸蕃に「林連、出自百濟國直支王」と見ゆるものは是れなり。字地に瀨ヶ井といへるあり、瀨ヶ井の名は瀨ヶ井のあるより起れり。井は行基の掘鑿せしものと傳へ、清水湧出して、今も同部落全部の飲用水たり。

伴林氏神社は北方字宮山にあり、延喜式内の神社にて道臣命・天押日命を祀れり。創建の年月は詳ならず、林氏の祖神なれば、同氏の祀りしものならん。三代實錄に依れば、清和天皇の貞觀九年二月廿六日官社に預り給へり、本地の産土神にして明治五年村社に列せらる。境内は五百四拾九坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地にして、例祭は十月九日なり。

尊光寺は字屋敷にあり、慈眼山と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。

伴林氏神社

瀨ヶ井

尊光寺
(伴林氏神社の寺)

善正寺

王子塚

赤子塚

机山

境内は壹百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。伴林光平出生の寺なり。

善正寺は字右衛門南にあり、松井山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・廊下・座敷・納家・門を存す。

王子塚は字瀨ヶ井の東端にあり、高さ九尺・周圍貳拾六間・面積貳畝拾歩の封土にして、今は大字國府に屬する允恭天皇の陪塚となる。同塚の西に當れる所に二塚あり、一は赤子塚といひ、高さ參間・周圍八拾貳間・面積貳畝四歩、一は机山と呼び、高さ貳間半・周圍七拾八間・面積壹反四畝拾參歩なり。各塚ともに松樹あり。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、元祿十四年渡邊備中守基綱の領地となり、同氏世襲して丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字道明寺に同じ。

大字	道明寺	大井	國府	北條
道明寺	一七、七三六	五〇、四五〇	四三、二二二	二五、一三七
大井	四九、一一一	三三、〇〇一	五、一三三	一三、四七九
國府	六五	八五	二五	一一
北條	七三、七三六	三六、八三五	六六、八一三	二六、九三一
道明寺	七〇〇	六八一	三三	一八

明治八年改正
有租地反別
明治九年一月一日現在人口
町村別施行
當時の人口
大正元年三月一日現在人口
大正九年十月一日
大正九年十月一日
大正九年十月一日

大字	石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	大正元年三月末日現在人口	大正九年一月一日
		有租地反別	町制施行	町村制施行	町村制施行	町制施行	町制施行
船橋	六九、五〇一	一、〇七九	一八一	三、九四四	一八七		
澤田	四七、五〇六	六、〇九元	六二	四、四九二	六九		
古室	三〇、〇四〇	三、二七七	三二	四、六一八	二九		
林	四三、〇五〇	三、〇三三	六一	三、九四四	三二		
計	一八〇、〇九七	三、四六三	三三〇	一六、五三二	三、九三	四、六二	四、六二

第三十四項 柏原町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、柏原村及び市村新田の兩村は、同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる柏原村の名を採りて柏原村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて志紀郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬し、大正四年一月一日柏原町と改稱す。

大字 柏原

本地は古來志紀郡に屬し、柏原村と稱す。部落は分れて本郷・古町及び今町となる、河内志村里の

條に「柏原屬邑二」と記せるは、此の古町と今町を指せるものならん。其の地今は大和川の北岸にあるれども、同川の轉鑿以前にありては、石川の大和川に會注せる所の西岸に位置して、本郷及び新町の二部落なりしが、後掲柏原船の條に見ゆるが如く、元和六年及び寛永十年の洪水に依れる被害回復の爲めに取立てられたる柏原船の通するに及び、柏原組船持の家屋は同十三年より同十四年に亘りて新町の西側に建てられて、新町出來しければ、從來の新町は古新町と稱せられ、同十四年本郷は字高濱なる現在の所に移轉せり。本郷の舊地は志紀村大字弓削の境近くにありて古屋敷と呼ばる。然るに同十七年に至り柏原船大阪組船持の家屋を新町の續きに建てられて、新町に坂井町の名を附せられしも、同町は正保四年本郷前なる埋立地に移轉せしめられて更に今町と稱せしかば、古新町も之に對して復た單に古町と改稱せらる。今町の舊地即ち坂井町の址には、本郷の舊址と同じく古屋敷の名あり。是れ本地部落變遷の徑路にして、其の詳細は後掲柏原船の條に見ゆる所の如し。寶永元年大和川の轉鑿に依りて、反別壹町四反參畝歩・村高貳拾壹石四斗參升壹合の地は同川敷に没し、地形は變じて同川新古兩派の股間となる。而して東南大和川堤に青地樋あり、水は流れて了意井路となり、中河内郡龍華村大字竹淵を経て竹淵川となり、東成郡平野郷町大字市に沿ひて初めて平野川と呼ばれ、同郡北百濟村大字今林・鶴橋町大字猪飼野を經、大阪市に入りて淀川に注げり。是れなん代官末吉孫左衛門の本地の開發を圖り、本地をして今日あるに至らしめたる柏原船の通せし水路にして、同船の沿革は本地の

沿革に關係せり。

柏原船

柏原船は本地と大坂間を通行しだる貨物輸送の船なり。是れより先同水路を利用して兩地間の輸送に便し、以て利益を收めんが爲めに、大坂落城前河州久寶寺村の人了意なる者、澁川郡龜井村馬ヶ淵（同村墓所の南方狭山東陸川と了意井路筋）平野表川より大坂まで五里の間を普請して船を通はし、貨物の上下を爲したることあるも、出貨の少かりしが爲め收支償はず一兩年にして廢止せり、了意井路は其の名を傳ふるものなりといふ。柏原船は同水路に依りて兩地間の貨物輸送に使用するは勿論なるも、其主たる目的は、之に依りて利益せる商人即ち船持をして本地の水害に依れる荒地を開拓せしめ、以て本地の復舊繁榮を圖らんとするにありて、豫期の如くに其の目的を達せしものなり。而して之を發意完成せしめたるは、當時志紀郡の代官たりし末吉孫左衛門なり。孫左衛門は孫左衛門吉康の子にして長方と名乗り、吉康の後を襲ひて代官たり。其の裔平野郷町末吉勘四郎氏及び本地三田猪太郎氏・松本竹三郎氏所藏の舊記に依れば、元和六年五月二十日大和川に洪水あり、本地の堤防決潰して淵川砂山となりしかば、其の荒地は開拓せざるべからざるも、之を開拓するは百姓の力の能する所にあらざるを以て、孫左衛門は種々思案の末、同堤防下なる用水井路より了意井路・平野川筋にかけて大坂に船を通せしめ、荒地の所に新町を建てさせ、商賣人を有附け、船を持たせ、其の船持共をして荒地を開拓せしむるに如かずと爲し、井路筋の村々並に本地附近の者に相談し、百姓等の意向を探らしめたるに、川

筋を普請せば、心安く船は上下すべく、御藏米の積出し肥料の積送り等、井路筋の村々は勿論附近村落の利益少からざるべしとて歓迎しければ、角倉與市に圖りて其の船を派遣せんことを懸合ひたるに、公儀の御爲め又は百姓の助けとなることならば船を取立つべき旨を答へ、手代を差越さしめて井路筋を見届け、本地の古新町に四五日間も逗留し、大和より日々上下の荷物を付立歸りたるも、はかなく敷埒明かず、爾後再三人を遣はして懸合ひしも要領を得ず、荏苒年月を經過しける内、寛永十年八月十日再び大和川に洪水あり、大和川・石川・西川揉合の爲め本地の堤防參百間・船橋村堤の内參拾間・五拾間宛決潰し、本地は四五十軒・三十六人・六匹の牛馬流死し、先年の決堤に依りて生じたる田畑荒地の開発未だ成らざるが上に、本地の高壹千四百石餘の内、貳百石餘は堤外川敷となり、堤内切口は多く淵川砂山と化し、百姓は難義に及びて亡所の躰たり。依て孫左衛門は國奉行久貝因幡守に面會して、先年來の事歴を述べ、柏原村の田畑は過半荒地となり、度々の水害にて難義に付、所の百姓にて力の及ぶ丈は之に開かせ、其の外は志紀郡在々の百姓共に割付けて開かすべきも、堤の切口淵川砂山となりて百姓の力に及び難き場所は、今度船を取立てなば、其の船持共に家を建てしめて、之に開かせたき旨を述べたるに、同奉行は與市に於てはかくしからざる上は、望次第確實なる者に命すべき旨を告げられしかば、重ねて與市に懸合ひたるも、此の井路筋は與市の承引に及ばざる赴なるを以て、孫左衛門は其の代官所内たる志紀郡の村々に於て人物を選び、大井村の庄屋九右衛門・同治右衛門・本地の

庄屋清兵衛の三人に之を命じ、三人は同十二年の暮より劔先船五艘を拵へ、井路筋を悉く掘り浚へ、船の通行に差支なきを見定めて孫左衛門に報告しければ、孫左衛門は翌十三年の春因幡守に上陳したるに、因幡守は大和・河内の往來人馬の駄賃と船賃とは過半助となり、所は繁昌し、公儀の御爲めといひ百姓の助けといひ、旁以て重寶の事なれば、早々船の通行を命すべしとありしかば、孫左衛門は之を三人の庄屋に傳へ、同年秋より初めて荷物運賃積の舟を通行せしめたるもの、即ち柏原船の起原にして、船は貳拾石積なり。當時本地より北木本村に至る井路筋左右の柳にして、船の逆行に害あるものは、村々の庄屋百姓に命じて伐拂はしめ、爾來年々柳の井路に延び出でたるものは、船仲間より斷り次第村々の百姓より伐採し、若し伐採せざるときは、船仲間並頭に命じて伐拂はしむの慣例となる。

同年より翌十四年に至り、今の本郷より七八町南なる、古新町西側の裏芝地を築立て、側に新町を取立て船數四拾艘を大坂に通はしめ、拾七間樋・青地樋より大和川の水を取込み、井路筋・平野川の大普請を爲せり、平野に船溜の掘られしも當時のことならん。而して之に要する費用は船持仲間にて調達し難きを以て、孫左衛門は自己所有の銀子拾七貫目を兩度に貸與して其の入費に充てしめしが、荷物は豫想の外に多く出で、四拾艘の船にては不足するを以て、大坂天満の國分屋太右衛門の申出に依り、右積餘荷物の輸送を同人に許し、同人は借船を以て積届け、壹駄に貳分宛を出すことに定め、九兵衛・治右衛門・清兵衛の三人は其の手代五左衛門を中道村に置き、手形を取りて通行せしめ、以

て輸送の完全を期し、同年九月より極月までにて銀高七八百目となり、翌十五年之が支拂を請求したるに、太右衛門之に應せざるを以て、之を因幡守に訴へ、其の裁断に依りて太右衛門は支拂を命せられ、且同川筋には該柏原船以外の運賃積船の通行を差止めらる。然るに二三ヶ月を経て上荷茶船貳參拾艘荷物を積み、平野まで通行し來りしかば、三人の庄屋は因幡守に出訴せり。當時柏原船は運賃取の荷物のみを積み、御役船を勤めず、上荷茶船は平野川にて運賃積の通行を禁せられしも、雨水の折には平野まで御役船を勤めしを以て、其の呼出に應じて之が不平を答へければ、孫左衛門に對して其の事實を問はれたる上、因幡守は平野川筋柏原まで五里の内公儀の樋梓杭木は、川掛御代官所よりの御用次第柏原船にて御役を勤むべき旨を仰出され、孫左衛門は之を三人の庄屋に傳へ、以後毎年御役船を勤むることとなる。且同時に上荷茶船の苦情ありしに拘らず、舊來の例に依りて大坂は何れの濱にても、上荷茶船のある所にて荷積差支へなきこととなる。同十四年本地本郷屋敷替の爲め、大坂城米百五拾石を百姓等に拜借せしめて、堤防參百間切れ砂置したる高濱の上に家を引かせ、其の跡は貳町餘の北にありて上田となる。又其の引かせたる本郷下高濱の所も本田となり、拜借米は翌十五年より十七年までの三ヶ年に返納せり。同十六年運賃積せざる國分船貳拾八艘の通行を許せしが、同年春復た上荷茶船の者共、拾艘程宛二三度も平野まで通行したるも、同年二月二十四日孫左衛門長方逝去したる取込に紛れ、翌十七年孫左衛門長明より曾我丹波守に申出で、丹波守の計らひにて毎年五月・

八月の兩月だけ上荷茶船に平野までの通行を許し、其の以外に於て若し通行する時は、其の船を引揚げ置き船頭を搦めて番所に召連れ急度牢舎申付べき旨を、上荷茶船掛仲間並惣代共に申渡され、爾後五月・八月の兩月に限り上荷茶船も平野まで通行することとなる。然るに柏原船を通行せしめたるは、前記の如く去る元和六年本地堤防決潰の結果荒地多く生じたるを以て、此の柏原船を取立て其の力を以て右の荒地を開拓するは、先代孫左衛門の意思なりしに拘らず、船の通行は頻繁となり、之より生ずる運賃のみを取りて荒地の開拓を忽にするは沙汰の限りなるを以て、孫左衛門は三人の庄屋に對し、堺・大坂の商人共に談じて之に船を持たせ、荒地の開拓を遂げて所の繁昌を圖るべし、若しなきに於ては三人は勿論其の外の船持共に至るまで、船家共に取上げたる上にて別人に船の通行を許すべき旨を達しければ、三人の庄屋は大坂に出で車屋四郎兵衛・小橋屋四郎右衛門を訪ひ、兩人は能く志紀郡の様子を存すべければ、近付きの人も談合して本地に家を建て船を持ち、荒地を開くべき旨を申入れけるに、兩人は其の意を諒し、仲間拾四人と申合せて之に應せしかば、三人の庄屋は之を孫左衛門に報答し、孫左衛門は右拾四人の仲間に船參拾艘、及び本地の新町に於て表口六間の屋敷十四ヶ所を許可すべき旨を命じ、且本地の荒地は差圖次第に開發割付し、各自所有の田地となすべく、當霜月中に家を建て、年内に仲間残らず引移るべし、不參の者は其の者に替らざる憾なる者を差置きて商賣場に取立つべし、若し十四人の内一人にても違背せば、十四人に遣はしたる船並に家を取上ぐべき旨を

嚴達し、柏原船定及び法度書を船持共に渡し、之が奥書を取置けり(本文未段に掲記す)、依て柏原船の數は從來の四拾艘に此の參拾艘を加へて七拾艘となる。而して此の新に取立てられたる十四人は大坂組にして、從來の船持は柏原組なり、柏原組に與へられたる四拾艘は、復た其の拾參艘を召上げて拾艘を平野組八人に與へ、參艘を會所附とせられしかば、柏原船の配置は、左記の如く柏原組拾五人貳拾七艘、平野組八人拾艘、大坂組拾四人參拾艘、總仲間會所附參艘となり、同時に大井村庄屋九右衛門・同治右衛門・本地庄屋清兵衛・大坂組の小橋屋四郎右衛門・同車屋四郎兵衛の五人は、孫左衛門より船年寄を命せらる。

柏原組 拾五人 貳拾七艘

(括弧中の「外」とあるは召上げられ、平野組に與へられしものなり)

五艘	大井村	九右衛門	五艘	柏原村	清兵衛
<small>(外)</small> 五艘	大井村	治右衛門	<small>(外)</small> 五艘	柏原村	忠右衛門
<small>(外)</small> 壹艘	北木村	庄兵衛	<small>(外)</small> 壹艘	中道村	典兵衛
<small>(外)</small> 壹艘	平野	庄兵衛	<small>(外)</small> 壹艘	中川村	清藏
壹艘	太田村	茂兵衛	壹艘	太田村	仁兵衛
壹艘	北木村	左兵衛	壹艘	南木村	三郎右衛門
壹艘	京橋	又左衛門	壹艘	柏原村	庄右衛門
壹艘	大坂	米屋忠兵衛	<small>(外)</small> 壹艘		

平野組 八 人 拾 艘

壹艘	平野治郎吉	壹艘	平野治郎兵衛
壹艘	平野彌三郎	壹艘	平野久右衛門
貳艘	平野惣左衛門	壹艘	平野彌右衛門
壹艘	平野長兵衛	貳艘	平野久左衛門

大坂組 拾 四 人 參 拾 艘

貳艘	伏見美町	上文字七左衛門	貳艘	伏見美町	上村屋又右衛門
貳艘	かいの町	河内屋四郎左衛門	貳艘	内本町	龜屋忠兵衛
貳艘	かいふ堀	天満屋三右衛門	貳艘	大豆葉町	油屋新右衛門
貳艘	大豆葉町	車屋五郎兵衛	貳艘	江戸堀	阿波屋治郎右衛門
貳艘	伊丹屋喜兵衛		貳艘	北濱	住吉屋四郎右衛門
壹艘	内本町	野屋四郎左衛門	壹艘	農人橋	播磨屋市左衛門
參艘	伏見美町	車屋四郎兵衛	參艘	内本町	小橋屋四郎左衛門
壹艘	大坂組仲間持		外參艘		總仲間會所附

是に於て船仲間の者は萬事相談を纏め、同年暮に至り本地新町西側の北南へ三丁、九右衛門・治郎兵衛門・清兵衛が去る十四年に建てたる町より北の方へ大坂組十四人の家を兩側に建て連ね、同町北端に

大坂組船持共より表に參拾五間を建設して同町の繁昌を圖り、荒地の外町筋に跨れる個人所有の田地九百參拾八坪半は大坂組に買取り、町筋の川に橋梁四ヶ所を架設し、所々の道を作り淵川を埋め、以後同二十年に至るまで毎年普請を續け、兩町連續兩側にして東側は南北百參拾間、西側は北南百四拾間とも連續となりて坂井町と呼ばれ、寛永十八年極月井路川筋・平野川筋大普請の爲め借用したる拾七貫目は、柏原村井路筋・平野川筋・中道表所々の普請、并に猪飼野村戸關等に關する諸費用に支拂ひ、坂井村を取立て船仲間各自の居屋敷割付成りたるを以て孫左衛門に返済し、同年春孫左衛門は柏原船を殘らず平野に集め、大坂川の内に於て他船と紛れなき爲め柏原船とせる烙印を押して與へ、以後造替へたる時には古板を持參せしめて新造船に烙印せり。然るに本地本郷前なる參百間切れ堤際の淵は、隣地なる弓削村の境に續きて尙も荒地の儘となり、先年命じ置きたる次第もあればとて、正保元年孫左衛門は船年寄五人に之が開拓を促しければ、同年より急に砂取船拾艘を大坂にて新造し、同三年に至る三ヶ年間に於て大分の埋立を爲し、田地を築き立てたるも立毛生育せざるを以て、之を迷惑する由を孫左衛門に報告せり。孫左衛門は之を其の儘に放任するを欲せず、更に去る寛永十七年に取建てたる坂井町を今度築立てたる荒地に引直し家を建つべきことを五人の船年寄に命じければ、船年寄は町人百姓申合せ、今漸く坂井町を取立てたる許りにて未だ五六年も経過せざるに、本郷前の芝地に家の立直を命せらるゝは迷惑なる旨を述べたるも、公儀の御爲めなれば兎に角移轉すべしと命じ、船持

仲間より差出し置ける一札の赴を申聞かせければ、船年寄等も之を諒し、正保四年の春に至り坂井町より七八町北なる本郷前の荒地に坂井町家並の通り引越し、家数も従前より多く、北南の町兩側にて東側百參拾間餘、西側百四拾間餘建續き、今町と呼ばれて坂井町の跡は田地と化し、其の屋敷下又は弓削境までの荒地は残らず開拓せられて年貢地となる。是に於て當初柏原船取立の目的は初めて貫徹し、本地の水害に依りて荒地と變じたる地所は舊に復して繁昌の巷となりしのみならず、貨物は年と共に増加して船持の利潤を多からしめ、組合は毎年幕府に百九拾九匁五分の運上を納め、會所即ち事務所は本地及び天満・平野の三ヶ所にありて、運上及び其の他の費用は船數に應じて負擔し、利益は復た其の船數に分配せり。舟運の頻繁なると共に附近村落は産業の發達を促し、會所附近は特に繁榮し來りしが、後には平野以上は淤塞して船の通行を害するに至りければ、舟運は平野と天満間となりて、明治の後に至るまで繼續し來りしも、車馬の便大に開け、ついで鐵道開通して貨物の輸送は之に托せらるゝに及び、収入は支出を償はざることとなり、且船の所有者も變更して、明治三十二年現在の持株者は左記の如し、しかも持株の名義のみにて船はなく、其の僅に残りし貳艘も同四十年に至り本地三田七九郎より解撤届を提出して、組合も自然消滅せり。而して船會所の址は今町の北端にあり、今は要トミの所有地となる、奈良街道に面して間口拾壹間貳尺參寸、了意川に面せる裏間口は拾間五尺、奥行拾間の地なり。

明治三十二年船株所有者

拾九艘	柏原三田七九郎	拾四艘	柏原寺田七郎平
五艘	平野末吉勘四郎	壹艘	柏原小山玄松
五艘	平野播野新次郎	壹艘	安野安亮三
壹艘	柏原安尾龍次郎	壹艘	平野富隆卯七
五艘	柏原松倉市松	參艘	平野末吉つみ
壹艘	龜井林喜知十郎	貳艘	平野末吉平三郎
參艘	平野津田六藏	壹艘	平野安井四郎右衛門
壹艘	大井眞野政十郎	壹艘	龜井林伊三美
參艘	柏原松本清平	壹艘	船持總代
貳艘	船年寄		

柏原船定之事

一、船數合七拾艘也

右者柏原村之荒地を開き新町取立平野川・了意井路筋を大坂方柏原迄船乗可申旨請合に付如此申付候、以新町致繁昌増舟仕度候に、此方へ斷可有之候、七拾艘の衆中増舟させ可申候、外分壹艘も増舟致させ申間敷候、爲後日如件

寛永十七年辰九月廿九日

末吉孫左衛門

柏原新町衆中

定

- 一、御公儀御法度相背申聞敷事、
- 一、平野川筋積爲上候御公儀御用之種棹杭木其外何に而茂御役舟に積届可申事、
- 一、大坂上荷菜船五月八月には平野川筋運賃積を仕御定に候間右二ヶ月之内は無異議通し可申候、其外之月上り候は、此方に斷可有之候事、
- 一、大坂方柏原迄上り之運賃、石に付壹匁宛、同く下り運賃同前之事、
- 一、大坂方平野庄迄上り運賃、石に付五分五厘宛、同下り運賃五匁之事、
- 一、平野庄柏原村之外運賃者遠近の積を以て取り可申事、
- 一、大坂川の内何れ之積に着け申候共、右定之外運賃多く取申聞敷候事、
- 一、荷物如何様之ものに而も右之積りを以て運賃取り可申事、
- 一、荷物船頭手前を請取舟路にて如在成儀仕誘人於有之に船頭之儀者不及申船主共に曲事可申付候事、
- 一、船遣い候舟持爲衆中大坂に番所を仕何方之荷物成共衆中之内高下なく番手に積可申事、
- 一、平野川筋之外他所に運賃積仕間敷候、并に大坂川之内にて上荷船之積申荷物積申聞敷事、
- 一、柏原船遣候申聞諸事以相談相調可申候、其中壹人に而茂我儘成候申もの有之候は、殘る衆中此方に斷可有之候、

寛永十七年辰十月二日

末吉孫左衛門卿

之に依りて見るも、洪水の害を受けし本地の復舊繁榮せし原因の柏原船にあるを知るべし。而して其

の當初より同船取立の擧に與りし庄屋清兵衛は、今の松本竹三郎氏の祖にして、同家は忠右衛門の家と共に本地の庄屋を勤めて明治の初年に至る、忠右衛門は今の小山玄松氏の祖なり。兩家とも當初より柏原組の船持にして明治の後まで繼續せり。其の他本地に於ける當初よりの船持にして今に其の家の残れるは、此の兩家と柏原組の庄右衛門及び大坂組なる大文字屋七左衛門の家あるのみ、七左衛門は今之三田猪太郎氏・庄右衛門は今の松本種造氏の祖なり。かくて本地は柏原船に依りて繁榮しけるに、寶永元年大和川の轉鑿後、劔先船は大坂の木津川より十三間川を経て大和川に出で、同川を溯りて國分村まで通航し、同地は爲のに賑ひて本地と相似たるものありしが、明治後鐵道の開通するに及び、貨物は之に依りて輸送せられければ、劔先船及び柏原船共に其の影を潜めて國分村は衰微したるも、本地は鐵道停車場の近く大字市村に設けられ、大坂鐵道は之に聯絡して貨物輻輳の巷となりしは、柏原船の汽車化したるの觀あり。民家は檐を聯ねて市坊を爲し、銀行・會社・旅舎・割烹店等備はりて繁榮せり。特に水質良好にして晒業に適しければ、同業は往時より發展して、晒木線は本地の名産となれり。

佛照寺は字本郷にあり、青柳山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百七拾參坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・門を存す

觀音堂は同字にあり、淨土宗鎮西派安福寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内

佛照寺

觀音堂

は八拾八坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。外に地藏堂あり、明治五年村内にありし辻地蔵を併置せり。

雲觀寺

雲觀寺は同字にあり、法輪山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒詳ならず。境内は壹百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・客室・納家・太鼓樓・藥醫門を存す。

藥師堂

藥師堂は同字にあり、曹洞宗紅谷庵の末にして、藥師如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・藥醫門を存す。

阿彌陀堂

阿彌陀堂は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五拾九坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。本堂・庫裏は明治二十二年五月十七日の新築なり。

訖蓮寺

訖蓮寺は字古町にあり、松榮山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・長屋・門を存す。

易性寺

易性寺は字今町にあり、眞宗東西兩本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾九坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・門を存す。

柏原清水

柏原清水は字今町なる三田猪太郎氏の邸内にあり、砂中より湧出し、清冷甘味四時増減なく、淨久の愛用せし所なり。淨久は同家の祖なり、七左衛門といひ、慶長十三年を以て生る、水野庄左衛門の子なり。庄左衛門は豊臣秀頼に仕へしが、淨久の八歳なりし元和元年五月大坂の役に戦死しければ、

三田淨久

淨久は奴婢に扶けられて難を通れ、後大坂に歸りて、伏見吳服町に住し、母方の姓を冒して三田七左衛門と稱し、屋號を大文字屋と號せり。其の母方の姓を冒したるは、蓋し徳川氏を憚りたるに依れるものならん。後、本地の水害に依りて荒敗しけるを回復せんと欲して、代官末吉孫左衛門の柏原船を取立てらるゝに及び、大坂組に加はりて本地に來住し、船持となりて業務に従ひしも、後年家を其の子七左衛門に譲りて隠居し、名を庄左衛門と改め淨久と號せり、不老軒は其の書齋の名なり。資性溫雅、夙に松永貞徳に俳諧を學び、旁狂歌を善くし、貞徳門下の北村季吟・安原貞室と友とし善し。淨久嘗て謂らく、河内は先王の都せし所、古陵墓のある所、名勝巨刹一にして足らざるも、之を記し且圖せるものなきは照代の圖典にあらずやと。乃ち慨然潛を闢き幽を顯はすを以て自ら任じ、畫を能くする者を雇ひ、竹杖草鞋霜露を冒し榛荆を披き、山川林野の間を跋涉し、其の都址・陵域の如きは特に之を舊史に徴し之を古老に詢ひ、百方搜索して全州の勝概を目撃足踐せざるはなく、七八年を経過して初めて一書を編成し、延寶七年洛陽書林西村七郎兵衛正光に依りて出版せらる、即ち河内名所鑑是れにして後人其の恵に浴す。元祿元年八十一歳を以て逝けり、墓は大阪市北區末廣町妙福寺にあり。其の同寺内に墓を建てしは、同寺の開山日容和尚は淨久の叔父なるに依る。淨久に二子あり、長を淨治といひ、次を久次といふ、共に父の箕裘を襲ひて風雅の志に篤く、淨治の句は優に談林の堂に上れりといふ。

正體か金剛山の雪佛	浄久
柴垣のみやこに咲や車ゆり	同
梅の繪は四季天神の詠かな	同
染わけの紅葉やはれき山姫のきりませ縫ひし錦なるらん	同
福の神たつれてこされ我宿は春早々に松たてる門	同
鹿蔵やお春日との、草履取	浄治
見る友も四人張なり月の弓	同

本地は延寶七年徳川氏奉行本多少輔の檢地あり、同年より徳川代官の支配となり、文政九年大坂城代松平伯耆守宗發の役知に轉じ、天保九年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七月南河内縣に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字市村

本地は古來大和川の川床たりしが、寶永元年河道變換の爲の舊河の線路は一帶の砂磧となれり。依て柏原村の人七郎兵衛・七左衛門・與次兵衛・平右衛門(以上四人組と稱す)、市郎兵衛・小兵衛・三郎兵衛(以上三人組と稱す)、忠右衛門・清兵衛・庄左衛門・勝右衛門・三郎兵衛(以上柏原組と稱す)、北條村の人太郎兵衛・善兵衛・徳兵衛(以上北條組と稱す)、攝津國住吉郡菊田村の人又右衛門・勘兵衛(以上菊田組と稱す)、船橋村の人八左衛門・善助・龜六・五兵衛・庄兵衛(以上船橋組と稱す)、丹北郡川邊村の人權左衛門(以上川邊組と稱す)等之が開發に着手し、同五年竣工し、同年八月徳川氏代官櫻井孫兵衛の檢地を受け、志紀郡に屬して市村新田と呼び來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字市村と稱す。字地に中島・南若松といへるあり。

地勢平坦にして南方大和川に沿へるの邊は、本堤及び枝堤共に、東方中河内郡堅下村大字安堂より枝川を挟み來りて本地に入り、枝堤は南に折れて本堤に合す、其の合する曲處に樋門ありて枝川の水を流下す、之を一番樋といふ。兩堤の合して一となる所の本堤に又一樋あり、二番樋といふ。二番樋の下に三番樋あり、二番樋の水は落ちて一番樋の水に合し、字落合に至りて三番樋の水と會して一川となる。是れなん古大和川にして、北方志紀村大字二俣に入り、分れて東西の二派を爲し、東なるを玉串川と云ひ、西なるを長瀬川と云ふ。玉串川は流末東成郡榎本村大字放出に至りて楠根川に入り、長瀬川は同郡

一番樋
二番樋
三番樋

柏原神社

北新開莊村大字鴨野に至りて寢屋川に合す。寶永元年大和川の轉鑿ありしより、舊河道に渠流を存するもの是れにして、當時より若江・河内等の諸郡に於ける七十五ヶ村の用水たり、今も尙昔の如し。

柏原神社は字西大崎にあり、宇賀御魂命を祀れり。創建の年月は詳ならず。もと柏原村百七十一番地要新六の邸内に鎮座ありしが、明治十三年六月二十八日信徒の協議に依りて當所に移轉せり。無格社なりしも、明治四十年十月十八日泉北郡向井村大字遠里小野字萱田池の村社若林神社(天照皇大神・表命・底筒男命・息長足姫命)を合祀すると共に村社に列し、同年十一月二日更に志紀村大字天王寺屋字天王の村社稻荷神社(倉稻魂命)を合祀せり。境内は參百九拾五坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・神輿庫・社務所を存す。氏は大字柏原・志紀村大字天王寺屋・泉北郡向井町大字遠里小野にして、例祭は十月八日なり。

榮久寺

榮久寺は字西原にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

本地は開拓竣功の年より徳川氏代官の支配たりしが、文化十年大久保加賀守忠眞の領地となり、同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字柏原に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正 有租地	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の人口	町制施行 當時の人口	大正元年七月 末日現在人口	大正九年十月一 日調査の人口
柏原	市	一、七二一・四〇〇	四、一〇六	一、五二	一、〇二二	一、六二二	二、〇二二	二、〇二二
市	村	四、八四一・五	五九、二四四	五三三	五、一〇五	五、〇〇三	二、〇二二	二、〇二二
計		一、二、五五二・三八	一、〇四、三五〇	一、七〇五	一、七、一五三	二、六四四	四、〇四四	四、〇四四

第三十五項 志紀村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、田井中村・弓削村・老原村・天王寺屋新田及び二俣新田の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て其の區域に依り一村を設け、村名とすべき著名の稱なきに依り、人民の希望を容れ郡名を採りて志紀村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて志紀郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 田井中

本地は古來志紀郡に屬し、もと田井郷なり、郷名廢して其の名本地に残り、五條田井中村と呼びしが、後、單に田井中村と稱す。舊郷名は和名抄に「志紀郡田井」と記せるもの是れなり。古事紀照神

天皇の段に若野毛二俣王の百師木伊呂辨を娶りて生れし王女に田井之中比賣あり、舊事天孫本紀に物部目古連公は田井連等の祖なりと見え、日本書記天武天皇の條に田井直吉麻呂あり、共に此の田井郷に因みあるものならん。

安傳寺

安傳寺は法音山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・太鼓樓・藥醫門を存す。

空圓寺

空圓寺は眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。

本地は寛文元年より渡邊丹後守吉綱其の幾分を領せしも、其の石高並に他の地頭領主とも詳ならず。寶曆八年に至り、村高八百六拾壹石壹斗七升八合の内、五百參拾五石五斗壹升六合參勺は壓下堀田輝正の采地となり、其の參百貳拾五石六斗六升壹合七勺は徳川氏代官の支配たりしが、堀田氏の采地は同氏世襲して五郎左衛門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、徳川代官の支配地は同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、翌七月南河農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第二大區

三小區に改まりて、同四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第五十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字弓削

本地は志紀郡に屬し、弓削莊と呼びしが、後村名となり、若江郡の東弓削村に對して、西弓削村と稱せしも、後年紀不詳單に弓削村と稱す。本地所祭の弓削神社は、延喜式には舊若江郡に載せらる。思ふに已に記せしが如くも若江郡なりしも、中古以降郡界の錯亂に依りて志紀郡に屬せしものならん。字地に四軒町といへるあり。

弓削神社は字堂垣内にあり、延喜式内の神社にして二座の一なり、可美麻治命・饒速日命・天照皇大神を祀れり。創建の年月は詳ならず。物部氏の其の祖神を祀りしものならん。東弓削の同神社と共に貞觀元年正月二十七日從五位下より從五位上を授かり給へり。一に布都大明神とも呼び、明治五年村社に列し、大正三年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百九拾坪を有し、本殿・拜殿・繪馬所・社務所を存す。末社に稻荷神社・菅原神社・猿田彦神社・琴乎神社あり。氏地は本地及び大

弓削神社

字二俣にして、例祭は十月九日に行はる。境内に延命水といへる清泉あり、如何なる旱天にも涸れしことなく、此の水を口にすれば長命なりと俗傳せり。

淨玄寺は字東口にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾六坪を有し、本堂・庫裏・廊下・藥醫門を存す。

聞法寺は眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百五拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・太鼓樓・藥醫門を存す。

物部守屋稻城の址

物部守屋の稻城の址と稱するは、西北耕地の間なる廣さ貳町餘の字城田是れにして、遺跡の見るべきものなし。河内志に「稻城址在弓削村、物部守屋所據」と記せるは此の地を指せるなるべきも同舊址といへるもの數ヶ所あれば、俄に其れなりとは斷じ難かるべし。(中河内郡長瀬村大字衣掛の條參看)

玄寶屋敷といへるあり、東西四間・南北五間許りにして、玄寶僧都の生れし所なりと傳ふ。玄寶は弓削氏にして、道鏡と同族なり。博學にして特に佛學に深く、資性恬淡名聞を好まず、族人道鏡の稱徳天皇に媚ふるを愧ぢ、諸國に潜遁せしが、會て備中に到りて湯川寺を創建せしといふ。弘仁九年六月八十歳を以て逝けり。

本地村高壹千參百六拾壹石貳斗五升貳合の内、五百石は徳川氏の初めより堂上久我家の領地となり、其の八百六拾壹石貳斗五升貳合は享保十五年より土岐丹後守頼稔の領地となり、兩氏共に世襲し、久我

家の領は同建通に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。土岐氏の領は山城守頼知に至り、明治二年六月七地せり、依て沼田藩の支配に移り、同四年七月十四日沼田縣に改まり、同年十一月十五日群馬縣の當分管轄に轉じ、同月十五日更に堺縣の管轄となり、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日二俣新田と二ヶ村聯合したるの外は、大字田井中に同じ。

大字二俣

本地は古來志紀郡に屬し、大和川の川床たりしが、寶永二年同郡弓削村の市耶右衛門・幾太郎・伊左衛門・若江郡東弓削村の太郎左衛門・六左衛門・清兵衛、及び次右衛門・長太郎・松三郎(以上三人の稱實不明)等開拓に従事して竣工せしかば、寶永六年徳川氏代官雨宮庄九郎檢地し、河流の分派をなせる所なるを以て二俣新田と稱し來りしも、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字二俣と稱す。

本地は寶永年間より徳川氏代官の支配たりしが、文化十年大久保加賀守忠眞の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局の支配に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而し

て同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日弓削村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第五十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字老原

本地は古來志紀郡に屬し、もと井於郷にして、家原村と呼びしが、後老原・東老原・南老原の三村に分れ、老原は更に西老原と呼び來りしが、明治八年五月九日合併して一村となり、單に老原村と稱す。舊郷名は和名抄に「志紀郡井於^倍井乃」と記せるものはれなり。

盛光寺は字秦にあり、家原山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。秦盛光法名祐元なるもの石川郡山田村に於て創立し、九世祐閑に至りて當所に移轉せり。境内は六百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・門を存す。

善照寺は宗道の辻にあり。眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

盛光寺

善照寺

定善寺

家原寺の址

定善寺は字示現にあり、示現山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。境内は貳百四坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。

家原寺の址は西北なる字堂垣内にあり、廣さ壹千參百八拾餘坪の地にして、願念池其の東北を繞れり。寺は天平勝寶八年二月孝謙天皇の智識寺南の行宮に行幸し給ひし時、禮拜し給ひし六寺の一にして、清原院と號し、文珠堂ありて其の文珠會料は、延喜主稅式に「河内國文珠會料二千束」と載せらる。故に往時にありては堂塔伽藍完備の巨刹たりしならんも、世の推移と共に衰頽し、天正年中織田氏の兵火に罹りて灰燼に歸し、文珠堂のみ残りて久しく存せしと傳ふ。今は二三の礎石を殘せるのみ。

續日本記 天平勝寶八年二月戊申、行幸難波、是日至河内國、御智識寺南行宮、己酉天皇幸智識・山下・大里・三宅・家原・鳥坂等七寺、拜佛。

本地村高壹千五百貳石六斗八合の内、南老原の四百拾貳石四斗八升は享保十五年より土岐丹後守頼稔の領地となり、東老原の八百四拾六石九斗六升六合は徳川氏代官の支配となり、西老原の貳百四拾參石壹斗六升貳合の内、貳拾參石貳斗八升五合は徳川氏代官の支配となり、其の貳百拾九石八斗七升七合は大坂定番米津出羽守政恒の役知なりしが、土岐氏の領は同氏世襲して山城守頼知に至り、明治二年六月上地せり、依て沼田藩の支配に移り、同四年七月十四日沼田縣に改まり、同年十一月十五日群馬縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。米津氏の役知は元文五年同丹羽和泉守

氏音の役知に轉じ(同氏の後年月不詳森川・米津等河正番となり、交代役知となり、寶曆元年に至り徳川代官の支配に屬し、以て東西兩老原の全部は同代官の支配に歸し、同八年高木主水正陳の領地となり、同氏世襲して主水正正坦に至り、明治二年六月上地せり、依て丹南藩の支配に移り、同四年七月十四日丹南縣に改まり、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄となる、是に於て舊三村は共に同一管治に歸せり。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日天王寺屋新田と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第五十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字天王寺屋

本地は古來志紀郡に屬し、大和川の川床たりしが、寶永年間和泉の人天王寺屋吉兵衛之を開拓し、天王寺屋新田と稱せしも、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字天王寺屋と稱す。本地は開拓當時より徳川氏代官の支配たりしが、文化十年大久保加賀守忠眞の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同年七月

南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる、而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字老原に同じ。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 町制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月 日國勢調査の人口
田井中	六、一七〇	五、一四二	四六〇	六、二二〇	五〇三	一、〇〇五
弓削	一、五二五	一、九〇一	一、〇〇七	一、二八二	一、〇〇五	一、〇〇五
二俣	三、〇六〇	三、五一一	七〇	四、〇〇五	一一	一一
老原	一、五〇三	一、五八三	七九三	一、二二四	八七七	八七七
天王寺屋	一、三六二	一、五一一	五	一、八二二	六	六
計	一、一七〇	一、三〇七	一、五二二	一、五二七	一、五二二	一、五二二

第三十六項 藤井寺村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、岡村・藤井寺村・野中村の三村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、其の區域に存する長野の舊稱を採りて長野村と名づけ、各村は其の大字となりて志紀郡 屬たりしが、同二

十九年五月四日南河内郡に屬し、翌五月藤井寺村と改稱し、大正四年十一月十日小山村を廢して本村に合併し、同村大字小山・同小山・同津堂は本村の大字となれり。此の舊小山村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、志紀郡の小山村・丹北郡の小山村・同津堂村の三ヶ村は、所屬郡域を異にするも、土壤相接し家屋は相連り、其の情況を同うし利害を共にし、從來一部落たるの姿を爲せるを以て、村民の希望を容れ、其の區域に依り一村を設け、三村中著名の稱なる小山村の名を採りて小山村と名づけ、各村は其の大字となりて志紀郡に屬し、明治二十九年四月一日南河内郡に屬し來りしも、自治の發展を期するには更に藤井寺村と合併するの利なるを認めて合併せしものなり。

大字岡

本地は古來志紀郡に屬せしが、後年紀不詳丹南郡に屬す、もと長野郷の内にして、岡村と稱し、明治八年五月今池新田を本地に合併す。字地に新町・西岡といへるあり、河内志村里の條に「岡屬邑一」と記せるは、此の字地の一を指せるなるべし。而して舊郷名は和名抄に「志紀郡長野」と見ゆるものはれにして、長野は本地附近に於ける古代よりの稱なり。日本書紀雄略天皇十三年春三月の條に「以餌香長野邑賜物部目大連」と見え、姓氏錄河内國諸蕃に「長野連、山田宿禰同祖、魏國人忠意之後也」と見ゆれば、復た長野氏の居りし所ならん。

仲哀天皇御陵

仲哀天皇御陵は南方にあり、惠我長野西陵と稱す。天皇は日本武尊の第二子にして、足仲彥尊と稱し、御母は兩道入姫命なり。即位の二年息長足媛(神功皇后)を納れて皇后とし給ひしが、九年筑紫香椎宮に於て崩御あらせられ、皇后の攝政二年を以て此に葬り奉れり。應神天皇陵に次げる大陵にして、兆城周圍六百五拾貳間、濠池之を繞り、老松樅樹其の中に鬱葱せり。

古事記 仲哀天皇の段 凡帶中津日子天皇之御年伍拾貳歲、御陵在河内惠賀之長江也、

日本書紀 神功皇后の條 二年冬十一月丁亥朔甲午、葬天皇於河内國長野陵

延喜諸陵式 惠我長野西陵、穴門豐浦宮御宇仲哀天皇、在河内國志紀郡、兆城東西二町・南北二町、陵戸一烟・守戸二烟

山陵志 仲哀陵在惠我長野、惠我長野瀆石川而南北長矣、陵居其西偏、故曰西陵、今呼爲仲津山、古來所傳仍仲哀御名也

辛國神社

辛國神社は春日山にあり、春日社と稱せらる。社は延喜式内の神社にして、大阪府神社明細帳には祭神を伊香色雄命・天兒屋根命と記せり。天兒屋根命は後の配祀なれども、舊來の祭神に就き饒速日命なりとの説あり。又社名の辛國は唐國にして、大陸の神を祀れるに基因せりとの説あり。前説の如く饒速日命なりとせば、雄略天皇の朝に長野邑を授かりし物部氏の其の祖を此に祀りしものか、又後説の如く大陸の神なりとせば、長野連の其の祖を祀りしより此の社名を爲せしものか。清和天皇貞觀九年二月廿六日官社に預りし舊社にして、高屋城主島山氏は崇敬して社領貳百石を寄せ、天兒屋根命は南都より同氏の勸請せしものなりといふ。社地を春日山といひ、社を春日社と呼べるは、天兒屋根命配

舊長野神社
舊野中神社

祀後の稱ならん。明治五年村社に列し、同四十一年二月十日大字野中宇豆塚の村社野中神社(素戔鳴命)及び大字藤井寺宇長野の同長野神社(素戔鳴命)の祭神を本殿に合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀せられたる長野神社は延喜式内の舊社にして、式には載せし志紀郡にあり、長野の社名は地名より出でたる稱なるべし。又野中神社も清和天皇貞觀十七年八月二十八日從五位下を授けられし舊社なり。境内は參千壹坪を有し、本殿・拜殿・納屋等を存し、末社に市杵島社・八幡社・稻荷社あり。氏は本地及び大字藤井寺・同野中にして、例祭は十月十七日に行はる。社北に辛國池あり。光乘寺は字北町にあり、栖鳳山と號し、眞宗東西兩本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

光乘寺

本地は元和九年より高木主水正正次の領地たりしが、寶曆八年徳川氏代官の支配に歸し、安永七年更に大坂城代牧野備後守貞長の役知となり、寛政二年再び徳川代官の支配に歸し、同十一年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單

に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月第四十五戸長役場の管轄區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字藤井寺

本地は古來志紀郡に屬せしが、年紀不詳丹南郡に屬す。もと長野郷にして藤井村と呼びしが、後藤井寺村と改稱す、藤は一に葛に作れり。村名は藤井寺の名に因るものにして、舊村名の藤井即ち葛井は、菅野氏の祖先なる葛井氏に因みあるものならんか。

剛琳寺は字古子にあり、紫雲山と號し、眞言宗仁和寺末にして千手觀音を本尊とす。本尊は丈四尺八寸の木像にして千四拾貳臂を備ふ。聖武天皇の勅願に依りて創建せられ、稽文會・稽首勤の父子勅命を奉じて本尊を彫刻し、神龜二年三月藤原房前を勅使とし、僧正行基を導師として開眼供養せしめ給ひし名刹なり。皇室の尊信厚く、平城天皇の御宇、業平朝臣勅を受けて修築し、且庵室を結びて參籠し、花山法皇は西國巡禮の時に御幸あらせられ、清和天皇の御宇菅原道眞も參詣し、降て元弘の頃には後醍醐天皇も叡信あらせられて繪旨を賜ひぬ。然るに明應二年兵燹に罹りて樓門・中門・三重塔・奥の院及び鎮守等を失ひしが、本堂並に寶塔のみは幸にして劫火を免がれしかば、幾許もなくして舊

剛琳寺
(藤井寺)

觀に復するを得たるも、永正七年八月八日の震災に伽藍悉く倒壊して殆んど滅亡の悲境に淪み、寺僧等の諸國に大勸進を爲して再營せしもの現在の堂宇即ち是れなり。後、豊臣秀頼之を修理し、寺領五石を寄附し、徳川氏に至りてもなほ舊に依り來りしが、明治四年一月上地せり。爾後寺運舊の如くならざれども、西國三十三番札所の一として其の名世に現れ、普通葛井寺を以て稱せらる、葛井寺いへるは地名に依りて呼べる俗稱なり。境内は壹千七百七拾五坪を有し本堂・庫裏・臺所・客舎・離座敷・廊下・茶所・浴室・寶庫・土藏・鐘樓・藥醫門・四脚門・樓門・長屋門の外に護摩堂・十一面堂・菩薩堂・納札堂・地藏堂等を存し、本堂背後の庭園内には有名なる聖武天皇御寄附の紫雲燈籠あり、傳へいふ、花山法皇御巡拜の時「參るよりのみをかくるふちゐてら」と歌はせ給ひしに、此の燈籠に紫雲雲霧たりしかば「花のうてなに紫のくも」と繼がせ給ひしと、是れ紫雲燈籠の名の起にして、當寺第一の珍寶たり。又乾位に業平屋敷と呼べる所あり、業平の參籠せし時に結びし庵趾なりといふ。其の附近にはもと旗懸松といへるありて、南北朝戦争の際南軍の旗を懸けしものなりと傳へしも、今はなし。寺寶に三條西實隆筆葛井寺勸進帳・正平九年七月七日の後醍醐天皇繪旨・正平十六年十二月二十三日足利尊氏の奉書・貞和四年十一月の楠正儀の制札・天正八年卯月の織田信長の制札・正平三年八月正行以下の陣中にて手寫せりと傳ふる大般若經數百卷・松虫鈴・海膽楊柳觀音像五軀・土佐將監光信筆葛井寺古伽藍圖・古伽藍修理の瓦等あり。

南溪寺

鉢山

正平三年古戰場

南溪寺は字ヨブカイトにあり、長野山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・藥醫門を存す。

西方に鉢山あり、高さ貳丈七尺周圍壹町四拾八間・廣さ壹反七畝拾六歩、前方後圓の封土にて濠池之を繞り、樹木茂生せり。大字岡の仲哀天皇御陵を距ること拾間許なり、由緒詳ならず。

此の附近は古來幾度の戰場たりし所なるも、其の尤も有名なるは正平三年の戦なり。同年八月足利尊氏は細川顯氏を大將とし、宇都宮・佐々木・赤松等に三千餘騎を附けて楠氏を攻めしめ、顯氏等は同月十四日此の葛井寺に着陣し、此の地より金剛山は七里を隔つるを以て、兵を解きて休息しけるに、正行は謀して之を知り、譽田八幡宮の後より甲兵七百餘騎を率ゐ、菊水の旗を翻して閑かに押寄せ、大に戦ひて賊軍を破れり。戦況等は載せて太平記に詳なるを以て、左に掲記せん。當時兩軍の戦死者を埋めし所なりと傳ふる戦死塚ありしも、開墾せられて今はなし。

太平記 藤井寺合戦の事

楠帯刀正行は、父正成が先年湊川へ下りし時思ふ様あれば、今度の合戦に我は必ず打死すべし、汝は河内へ歸て君の何にも成せ給はんす御機を見はて進せよと申含めしかば、其庭訓を不忘、此十餘年我身の長九符、討死せし郎從共の子孫を扶持して、何にもして父の敵を滅し君の御懐を休め奉らんと、明葉肺肝を苦しめて思ひける、光陰過安ければ年積り正行已に二十五、今年は殊更父か十三年の遠志に當りしかば、供佛施僧の作善如所存致して、今は命惜もと思ひければ、其勢五餘騎を率し時々住吉。

天王寺邊へ打出々々、申島の在家少々焼拂て、京勢の懸るを待たりける、將軍是を聞給て、桶が勢の分際思ふに、こゝそ有らめ、是に邊境を侵し奪ひて、洛中驚き騒ぐこと天下の嘲哂、武將の耻辱也、急、馳向て退治せよとて、細川隆興守顯氏を大將にて、宇都宮三河入道・佐々木六角判官・長左衛門・松田次郎左衛門・赤松信濃守範資・舍弟筑前守範貞・村田・奈真崎・坂西・坂東・菅家一族共、都合三千餘騎河内國へ差下さる、此勢八月十四日の午の刻に藤井寺に着たりける、此陣より桶が館へは七里を隔たれば、縫ひ急々に寄する共、明日か明後日かの間に寄せんすらんと、京勢油断して或は物具を解て休息し、或は馬鞍をおろして休める處に、樂田八幡宮の後なる山陰に、菊水の旗一流ほの見えて、ひた甲の兵七口餘騎聞々と馬を歩ませて打寄せたり、すばや敵の寄せたるは馬に鞍おけ物具せよとひしめきめく處へ、正行眞前に進て喚いて懸入る、大將細川隆興守よりひなは肩に懸けたれ共、未上帯をもしめ得ず、太刀を帯へき隙もなく見へ給ひける間、村田の一族六騎小具足計にて、誰か馬ともなくひたくと打乗て、如雲霞群て控へたる敵の中へ懸入て、火を散してそ戰ふる、され共つゝ、御方なければ、十勢の中に被取籠、村田の一族六騎は一所に討れにけり、其間に大將も物具堅め馬に打乗て、相順ふ兵百餘騎しばし支へて職ふたり、敵は小勢也、御方は大勢也、縱進て懸合するまてはなく共、引退く兵たに無りせば、此軍に京勢總て負ましかりけるを、四國中國より斯集たる業武者前に支へて戦へば、後ろには捨鞭を打て引ける間、無力、將も騎卒も同様に、落行ける、時に乗て時を懸懸ける間、大將已に天王寺・渡部の邊にては危く見まけるを、六角判官・舍弟六郎左衛門返合て討れにけり、又赤松信濃守範資・舍弟筑前守三百餘騎命を名に替て討死せんと、取ては返し、七八度まで踏留て戦けるに、奈真崎も主従三騎討れぬ、粟生田小太郎も馬を射られて討れにけり、此等に度々被支て敵さまて不追ければ、大將も士卒も危き命を助て、皆京へ歸り上りにける、

本地は元和九年より高木主水正次の領地たりしが、寶曆八年徳川氏代官の支配に歸し、文化十年大久保加賀守忠眞の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六

月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる、而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字岡に同じ。

大字野中

本地は古來丹南郡に屬し、もと野中郷にて、郷名廢して野中村と稱す。年紀不詳(寶曆の頃)本地の幾部を割きて野々上村を置けり。舊郷名は和名抄に「丹比郡野中」と見ゆるもの是れなり。西南御陵の邊に木瓜山の稱あり、河内志に眞田の戰場は羽曳野・木瓜山の間にと記せる木瓜山は、此の附近を指せるものならんか。

仁賢天皇御陵は西南字ボヶ山にあり、埴生坂本陵と稱す。天皇御諱は意富祚尊、市邊押磐皇子の御子にして、顯宗天皇の同母兄なり。即位の十一年秋八月正寝に崩じ給ひ、茲に葬り奉る(陵地の字ボヶはの訛りならんといふ)。兆域は周圍參百拾間にして、濠池之を繞り、老松雜木繁茂せり。

仁賢天皇御陵

日本書紀 億計天皇(仁賢)諱大脚字島郡、弘計天皇(同母兄也)幼聰穎才敏多識、然而仁惠謙恕溫慈(中)同御字十一年秋八月庚戌朔丁巳、天皇崩于正殿、冬十月己酉朔癸丑、葬、埴生坂本陵、

延喜諸陵式 埴生坂本陵、石上廣高宮御宇仁賢天皇、在河内國丹比郡、兆域東西二町・南北二町、守戸五烟、御陵の外に古墳多し、其の最も大なるものは足塚及び挾山なり、兩塚とも前方後圓にして濠池を繞

狭山
野中神の
址
満願寺の地
前墓山其の
他の古塚

らし雑木茂生せり。後者は五反壹畝貳拾九歩の廣さなれども、前者は九反四畝貳拾參歩の廣さを有して、一に青山又は豆塚とも呼び、大字岡の辛國神社に合祀せられたる舊野中神社の舊地たると共に、満願寺のありし所なり。満願寺は野中山と號し、聖德太子の建營なりと傳へ、藥師佛及び十一面觀世音菩薩を本尊と爲し來りしが、明治五年廢寺となりて今はなし。其の他南方に前墓山あり、廣さ參反參畝拾歩なり、北方に蕃上山・フジの山・山道あり、西方に稻荷塚あり、西北埴生野村大字野々上に飛地となる所に落塚・割塚あり、東方に東山・蟻山あり、尙東方字ハヒ上りに二ヶ所・字ダルハに一ヶ所ありて、何れも圓塚なり。

淨元寺

淨元寺は字中の町にあり、黒岡山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。黒田清右衛門なるもの剃髮して慶清と法名し、其の居宅を以て佛堂となせしものにて、萬治二年より寺號を公稱せり。境内は貳百八拾坪を有し、本堂・庫裏・客室・鐘樓・門を存す。

淨宗寺

淨宗寺は字寺前にあり、藤井山と號し、眞宗興正寺末にし阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず、境内は貳百八拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・土藏・納家・鐘樓・門を存す。

本地は天正十九年より北條左京太夫氏直の領地たりしが、寶曆九年德川氏代官の支配に歸し、安永六年大坂城代牧野備後守貞長の役知に轉じ、寛政三年再び德川代官の支配に歸し、同十年永井日向守直進の預所となり、天保十一年三たび德川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明

治元年の初め新に御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる、而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區二小區内の五番組に入りし外は、大字岡に同じ。

大字小山

本地は古來志紀郡に屬し、小山村と稱す。字地に堺町といへるあり、河内志村里の條に「小山屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。西に接して大字小山あり、同名なるを以て俗に本地を指して志紀小山と呼び、隣地の小山を丹北小山といふ、所屬郡名を冠せるなり。其の同名にして所屬郡を異にせるは、蓋し上代より志紀・丹比は其の境界を接すれば、もと一邑たりしも、中古郡界の錯亂に依りて分れしものか、將た居民繁殖して分居せしものか、後考を俟つ。

産土神社

産土神社は字乾丁にあり、素盞鳴命を祀れり。由緒詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年十一月六日大字津堂字二の丸の村社八幡神社(品陀)を合祀し、四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百參拾貳坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・神輿庫を存す。末社に琴平神社・稻荷神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十七日なり。

法圓寺

法圓寺は同字にあり、天王山と號し、曹洞宗禪定寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

善光寺

善光寺は字通丁にあり、淨土宗善光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。口碑に依れば、往昔本多善光の佛を負ひて難波より信州に還れる時、道を當國に採りて一夜此の草庵に次せり。住僧其の佛を請ひしも善光肯せず、佛を檀上に置きて續經徹宵しけるに、曉天に至りて佛鉢貳個に分れしかば、善光は其の壹鉢を此に納めて、壹鉢を信州に持ち歸れり、善光寺の稱是れより起れり。後兵燹に罹りて堂宇焼失しければ、慶長十二年僧西譽宗珍之を再興せり。境内は參百參拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

本地は初の徳川氏代官の支配たりしが、天和元年板倉内膳正重種の領地となり、同二年再び徳川代官の支配に歸し、元祿七年戸田山城守忠眞の領地に轉じ、同十四年其の弟麾下戸田土佐守忠章の采地に分與せられ、同氏世襲して振之丞に至り、明治元年の初め沒收せられて、同年十月十九日宇都宮藩の預所となり、同三年三月十九日堺縣の管轄となる、而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十八區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まりて、同四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離

れて獨立し、同十七年七月一日第四十七戸長役場の管理區域に入りて同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 小山

本地はもと丹北郡に屬し、小山村と稱す。東に接して同名大字小山あるが爲め、俗に丹北小山の呼ばる。寶永元年新大和川の開鑿に際し、反別拾參町九反八畝拾壹歩、村高壹百七拾六石貳斗壹升四合の地は同川敷地となる。

妙樂寺は字中町にあり、圓融山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・納家・鐘樓・門を存す。

稱念寺

稱念寺は同字にあり、佛國山寶珠院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。本尊は往時信貴山の寶庫にありしを、大永年中當寺に移せしものなりといひ、延寶三年本堂を再建せり。境内は壹百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門を存す。

轉隨庵

轉隨庵は字裏町にあり、眞言宗高野派野中寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾八坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

長因寺

長因寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五

一至居士

拾參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・太鼓樓・門を存す。

一至居士は本地の人なり、久保宗兵衛重興と稱し、河内名流傳に載せらる。壯年官を求めて大坂城代某侯に仕へて擢用せられしが、侯の遠州濱松に遷封せらるに及び、辭して本地に歸れり。逸話あり當時居士は左の狂歌を侯に呈せり。

あかきたなはままつさしていきしちにあゝわかあしのたちつてとかな

侯は之を惜みて

そのまゝにかたなきしすせ宗兵衛なほめなかけておこそのはま

と返し、遠州に連れ行かんとせられしも、冠を掛けて郷に歸り農を事とし、耕暇には詩を賦し歌を詠じ、悠々自適して談復た富貴青雲のことに及ばず、北方なる大字津堂の城山に登りて眼を聘せ懐を放つて娛み、其の八景を撰みて自ら詩を賦せしが、遂に城山八景詩集を出版し詞林に傳誦せらる。其の八景は曰く、攝津金城、曰く天王浮圖、曰く生駒晴嵐、曰く剛峰積雪、曰く柏原風帆、曰く藤井晚鐘、曰く城山秋月、曰く山下蓮池是れなり、而して居士の碑は其の自書にして本地の墓地にあり、上に壽藏と題し、其の下に左の詩と歌とを並記せり。

老來幾送一郵愁 何日我還快決疣 鄰鬼欲營無極室 問松誰月豫相汲

なつばよも蓬かもとのむしの聲松の嵐もかく當うからし

本地は慶長五年より木下周防守利房の領地となり、元和の初め徳川氏代官の支配に轉じ、天和元年板倉内膳正重種の領地に移り、同二年再び徳川代官の支配に歸し、元祿七年七月戸山城守忠眞の領地に轉じ、同十四年其の弟麾下戸田土佐守忠章の采地に分與せられ、同氏世襲して振之丞に至り、明治元年の初め沒收せられて、同年十月十九日宇都宮藩の預所となり、同三年三月十九日堺縣の管轄となる、而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十九區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まり、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字津堂

本地は古來丹北郡に屬し、津堂村と稱す。傳へいふ、推古天皇の御宇、聖德太子此の地に渡津を設け、堂を建つ、依て津堂の名あり、堂は後兵亂に罹りて烏有に歸せりと。字地に本郷及び出郷といへるあり。寶永元年新大和川の開鑿に際し、反判壹町・村高拾壹石六斗七升六合の地は同川敷地となれり。

小山城址は東方にあり、大字小山との境に近し。高さ六丈・周圍五町にして蓮池之を繞れり、蓋し

小山城址

濠池ならん。安見氏の系譜によれば、寛正三年に逝きし安見備中守清時は、畠山義就に屬して小山城に居り、其の子兵部助清重、孫掃部助清範を経て太左衛門尉友重に至り、永祿九年十一月二十三日三好山城守入道笑岩康長に襲はれ、友重防ぎ戦ひしも終に支ふる能はず、開城して交野城に移れりと記せり。今に三好氏の城址なりといへるは、蓋し當時より三好氏の有に歸して同族の居りし所なるに依れるならん。三十三所圖會に、天正元年織田信長の若江に三好氏を攻むる時、織田信包・瀧川一益五千騎を以て高屋口に備へしは小山城の押えなりと記せるは、當城を指せるものにして、其の落城せしも同年なるべしといふ。口碑に依れば信長の此に攻め來りしは朝の間に、僅二時ばかりの間に陥落せりと。北涯に石窟二あり、狐狸の巢窟なり。其の城のありし所なるを以て俗に城山と呼び、二の丸・三の丸・殿町等の字地を存せるも、其の形は前方後圓にして、正しく古墳なるべし。明治四十五年三月偶然後圓頂上を發掘したるに、長さ壹丈參寸四分・幅四尺九寸・高さ五尺貳寸五分の精巧なる石棺を發見せり。全棺整然として内に朱八升許・琅玕曲玉三箇・管玉貳拾參箇・鏡等を存し、其の外郭との間には刀・劍などあり。石棺は長持形にして、蓋石の重量貳千貫餘に達し、故坪井正五郎博士は壹千年以上のものと鑑定せり。口碑なく傳説なく勿論記録の存するものなければ、其の何人の墳なるかは之を知るに由なきと、一見して其の或は貴顯の陵たらざるかに想到せずんばあらず。古くは傳説等もありしならんも、築城兵亂等の爲め消滅して之を傳へざるは憾むべし。或は此の地の舊志紀郡なるに因みて志紀

古墳

専念寺

王の陵なりとし、又は宿禰の子某の墳なりとするものあれど、共に詳ならず、識者の精査を俟つ。然るに山林壹畝拾歩・原野貳畝拾五歩は、前記發掘物と併せて大正六年十二月三日金貳千參百圓を以て宮内省に買收せらる。其の買收せられたる理由は明ならざれども、調査考證を得たる結果ならんには、保護の途其の宜しきを得るに至るならん。

専念寺は字本丸にあり、眞宗東西兩本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・門を存す。

本地は慶長五年より木下周防寺利房の領地となり、元和三年徳川氏代官の支配に歸し、天和元年板倉内膳正重種の領地に換り、同二年再び徳川代官の支配に歸し、寶永七年戸田山城守忠眞の領地に轉じ、同十四年其の弟麾下戸田土佐守忠章の采地に分與せられ、同氏世襲して飯之丞に至り、明治元年の初め沒收せられて、同年十月十九日宇都宮藩の預所となり、同三年三月十九日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は大字丹北小山に同じ。

大字	野	藤井寺	岡
石高	八三・七二〇	五三・四三〇	七九・〇〇〇
明治八年改正 有租地反別	六三・六三七	四一・八五一	七二・五五三
明治九年一月一日現在人口	六七	三五	八八
町村制施行 町村制施行 當時の人口	七六・三三	三〇・〇一一	八六・六三三
大正元年七月一日 同日見人口	七六	三〇	七六
大正九年十月一日 再調査の人口	七六	三〇	七六

小 山	47,940	80,216	700	49,646	777		
小 北	40,740	38,600	417	41,157	431		
津 堂	40,740	38,317	71	40,438	400		
計	3,960,400	3,811,264	3,156	3,963,420	3,425	3,000	3,777

第三十七項 高鷲村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、丹南郡の南島泉村・南宮村・北宮村・西川村・丹下村、及び丹北郡の島泉村・東大塚村の七ヶ村は其の所屬郡域を異にするも、從來利害を共にし情況を同うし自然一團體の姿をなし、離れ難き關係あり、地形民情合併するを便とするを以て、住民の希望に従ひ其の區域に依りて一村を設け、島泉村と西川村に存する高鷲が原の舊稱を採りて高鷲村と名づけ、各村は其の大字となり、丹南郡に屬し來りしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 南宮

本地は古來丹南郡に屬し、もと丹下郷の内にして、宮村（寛文四年改稱村帳に、北條久太郎領地の部に宮村の名見ゆ）と呼びしが、後

分れて南宮村・北宮村の二ヶ村となれり、本地は其の一なり。一に南丹下の名あり。

正福寺は字丹下山にあり、丹下山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。天文七年三月九日より寺號を公稱す。境内は壹百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下・座敷・鐘樓・門を存す。

本地は文祿三年より北條美濃守氏規の領地たりしが、寶曆八年徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第一大區一小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區一小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 北宮

大津神社

本地は古來丹南郡に屬し、もと丹下郷の内にして、宮村と呼びしが、後分れて北宮村・南宮村の二ヶ村となる、本地は其の一なり。一に北丹下の名あり。

大津神社は中央字丹下にあり、延喜式内の神社にして大宮と稱し、素盞鳴命・天日鷲命・櫛稻田姫命を祀り、創建の年代は詳ならず。本地古來の産土神にして明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十月七日大字東大塚字天神山の村社菅原神社(菅原道真)・大字丹下字西口の無格社日吉神社(大山咋)・植生村大字野々上字久保の村社八幡神社(譽田)、同月十四日同村大字植生野字宮林の同植生神社(天照大神・菅原道真・事代主大神)を合祀せり。境内は四百九拾壹坪を有し、本殿の外に拜殿、幣殿を存す。今の氏は本村及び植生村・丹比村大字檜山にして、例祭は十月八日なり。

念稱寺

念稱寺は丹南村大字丹南融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。元亨年中法明上人本宗弘通の節に、念佛道場として草創せし所なり。明治五年四月廢寺となりしも、同十三年五月十一日復興せり。境内は八拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂あり。本地の管轄及び區畫の變遷は、大字南宮に同じ。

大字西川

番上塚

本地は古來丹南郡に屬し、西川村と稱す。

西方に番上塚あり、高さ參尺・周圍壹町貳拾間にして圓形をなし、頂上は平坦にして松樹雜木を生ぜり。由緒は詳ならず。

本地は元和九年より高木主水正正次の領地となり、同氏世襲して主水正正坦に至り、明治二年六月上地せり、依て丹南藩の支配に移り、同四年七月十四日丹南縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區一小區内の九番組となりし外は、大字南宮に同じ。

大字南島泉

本地は古來丹南郡に屬し、南島泉村と稱す。北に接して舊丹北郡に屬せし大字島泉あり。所屬郡を異にして其の名を同するは、もと同邑たりしも、丹比の分れて丹南、丹北となるとき兩分せられしものか、將た居民蕃殖して分居せしものか、後考を俟つ。

雄略天皇御陵

雄略天皇御陵は東北大字島泉の界にあり、丹比高鷲原陵と稱す。俗に丸山と稱せらる。天皇は允恭天皇の第五子にして、大泊瀬幼武尊と稱し、安康天皇の同母弟なり。生れ給ひしとき神光殿に満ち、長じ給ふに及びて剛健人に過ぎ、能く蠶事を奨められ、殖産の業大に發達せり。在位二十三年にして崩

じ給ひ此に葬り奉れり。兆域は周圍五百四間にして、濠池之を繞り、雜木中一株の古松ありて塚上に挺然たり。御陵の北傍に陪塚隼人の墓あり、封土の高き四尺餘、廣き四拾坪上に四尺許の石碑ありて忠臣隼人墓と刻せらる。享保十五年五月大坂の人並川某の建立にして、一株の古松之を護れり。隼人は天皇の近臣にして、天皇を葬りし時より晝夜哀號し、七晝夜にして死去せしかば、有司墓を陵北に造り、禮を以て之を葬れりといふ。

古事記 雄略天皇の段 御年壹佰貳肆歲、御陵在河内之多治比高鷲也、

日本書紀 雄略天皇の條 二十三年秋七月辛丑朔、天皇寢疾不豫、詔徵對支度、事無巨細、並付皇太子、八月庚午朔丙子、天皇

疾彌甚、與百寮辭訣握手歎、崩于大殿、

同 清寧天皇の條 元年冬十月癸巳朔辛丑、葬于泊瀨天皇于丹比高鷲原陵、于時隼人晝夜哀號陵側、與食不喫 七日而所、

有司造墓陵北、以禮葬之、是歲也大歲庚申。

延三諸陵式 丹比高鷲原陵、泊瀨朝倉宮御宇雄略天皇也、在河内國丹比郡、兆域東西三町・南北三町、陵戸四間、

明教寺は南方にあり、高鷲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺傳に依れば、推古天皇の御願に依りて同天皇二年聖德太子の草創なり。もと鳳凰寺と號せしが、天平寶字八年二月稱徳天皇行幸あらせられ、御駐驛の節祥瑞ありしを以て高鷲山鳳凰堂明教寺の號を賜ひ、天台宗に屬し來りしも、五十三世の後順徳天皇の皇子无品親王彦成王法名慶譽、寛元元年十一月宗祖親鸞に歸依し

明教寺

給ひて眞宗に改めらる、依て同皇子を開基とす。元弘、延元の頃當寺衆徒を引率して楠正成に従ひ勳功を表せしかば、親毫を以て比類なき盡力感賞の一章を賜はる。文治年間以降寺領ありしも、天正元年五月織田信長に堂宇を破却せられ、寺領を沒收せられたる爲め廢絶したるも、同十八年十月豊臣秀吉に往古境内の三分の一を下附され、五奉行より黄金貳拾五兩を寄附せられて堂宇の再建成り、松浦隼人より門外禁制の標を建つることを許さる、其の文書今に残れり。舊館林藩主秋元家の當國丹南丹北・八上三郡にて貳萬七千石を領するに及び、當寺は同家の累代位牌を納められて領内寺院の棟梁たり。境内は四百七拾參坪を有し、本堂・玄關・鐘樓・太鼓樓・門を存す。庭中に鳳凰石と號する古石あり、往古百濟國より聖德太子に獻じたる白雉の死體を同石の下に埋められ、其の位置は當時金堂の南にありて其の拜石たりしが、後行基當寺に詣で、其の由來を聞き、後世疎略の扱ひあらんことを恐れ、自ら其の足跡を彫刻して後世に示せしとなん。寺寶に見眞大師自作自像・當寺舊境内圖・秀吉寄進狀・加藤清正書狀・家康の祈願文等あり。

本地は元祿十四年より廢下堀田助左衛門の采地たりしが、同十五年同遠藤某の采地に屬し、寶永元年京都町奉行安藤駿河守次誠の預所に轉じ、正徳二年秋元但馬守喬知の領地となり、同氏世襲して但馬守禮朝に至り、明治二年六月上地せり、依て館林藩の支配に移り、同四年七月十四日館林縣に改まり、同年十一月十五日栃木縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に埴縣の管轄となる。而して同縣に

て區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第一大區一小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に屬し、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區一小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日丹下村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第四十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字丹下

本地は古來丹南郡に屬し、もと丹下郷の内にして西丹下と呼びしが、後單に丹下村と稱す。舊郷名は和名抄に「丹比郡丹下」と記し、古事記傳には丹下は丹比の下なるべしとせり。

本地は萬治二年より徳川氏代官の支配たりしが、其の後村高貳百七拾四石八斗四升貳合の内、壹百拾石壹斗六升壹合は高木主水正陳の領地となり（村記には元禄十一年よりとせり、略れども元禄五年改高木領寺社帳の事あり、其の後なるべし、天和より元禄の間は主水正陳の時と、因て結一本條の如く記す、且元和九年高木正次）、其の壹百六拾四石八斗六升壹合は寶永二年より秋元但馬守喬知の領地となり、兩氏共に世襲し、高木氏の領は主水正坦に至り、明治二年六月上地せり、依て丹南藩の支配に移り、同四年七月十四日丹南縣に改まり、同年八月二日堺縣の管轄となる。秋元氏の領は但馬守禮朝に至り、明治二年六月上地せり、依

て館林藩の支配に移り、同四年七月十四日館林縣に改まり、同年十一月栃木縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字南島泉に同じ。

大字島泉

本地は古來丹北郡に屬し、上古は丹北高鷲原と呼びしが、後島泉村と稱す。字地に大塚・今在家・西向野といへるあり。天正年間織田信長兵を擧げて當國に入り放火せしかば、本地は爲めに鳥有となりしが、後里民吉村・吉本の二氏主となりて之が回復を謀り、同十九年に至りて漸く其の功を奏し、同年四月四日初めて耕地課賦の書を下渡せられしといふ。

西吟寺は眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和の初年より徳川氏代官の支配たりしが、寶永元年秋元但馬守喬知の領地となり同氏世襲して但馬守禮朝に至り、明治二年六月上地せり、依て館林藩の支配となり、同四年七月十四日館林縣に改まり、同年十一月十五日栃木縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十九區に屬し、同七年一月二十二日第一大區一

小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に屬し、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區一小區となり、同十三年四月十四日八尾郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 東大塚

本地は古來丹北郡に屬し、大塚村と稱せしが、(古老の傳へに依れば、本地は初め羽曳(莊丹北郡保塚村と呼びしことありと) 後年紀不詳分れて東大塚、西大塚の兩村となる、本地は其の一なり。

西興寺は眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。貳拾四坪の境内に本堂・庫裏を存す。

本地の管轄及び區畫の變遷は、大字島泉に同じ。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年七月一日 國勢調査の人口
大	三〇、九五五	二九、七七一	一六九	三六、五二六	一六九	三三	
南	三六、三六〇	三三、六六六	三三三	三〇、〇〇〇	三三三	三三	
北	二七、五〇〇	二七、八〇〇	二二〇	二六、七七七	二二〇	三三	
西							
計	九四、八一五	八七、一三七	五二二	九二、五〇二	五二二	九九九	

南	島	丹	南	計
島	泉	下	島	
三六、三六〇	三六、六六五	二七、八〇〇	九四、八一五	九四、八一五
三三、六六六	三三、三三一	二七、八〇〇	八七、一三七	八七、一三七
二七、八〇〇	二七、八〇〇	二七、八〇〇	八七、一三七	八七、一三七
二二〇	二二〇	二二〇	五二二	五二二
二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	九二、五〇二	九二、五〇二
三三	三三	三三	九九九	九九九
三三	三三	三三	九九九	九九九

第三十八項 埴生村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、伊賀村・埴生野新田・野々上村・向野村の四ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、住民の希望に従ひ埴生野新田の名稱を採りて埴生村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて丹南郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 伊賀

本地は古來丹南郡に屬し、もと丹下郷の内にして伊賀村と稱す。北部はもと見取場と呼び、明和元年より伊賀新田と稱し來りしが、明治八年本地に合併せられたり。

長泉寺は植生山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長三年釋勸請の開基なり。同十八年九月朔日寺號を公稱す。境内は壹百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・納家・門を存す。本地は元和元年より高木主水正次の領地たりしが、寶曆九年徳川氏代官の支配に歸し、安永七年大坂城代牧野備後守貞長の役知に轉じ、寛政三年再び徳川代官の支配に歸し、同十二年永井日向守直進の預所に屬し、天保十二年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十一區に屬し同七、年一月二十二日第一大區一小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月番組廢せられて單に第一大區一小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 植生野

本地はもと丹南郡に屬し、羽曳山の麓なる植生野の地なりしを、寶曆六年手塚采女(不詳)之が開拓

に着手し、同十三年功を竣へ、代官飯塚伊兵衛檢地し、植生野新田と呼び來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字植生野と稱す。字地に中新田・東新田・田中新田といへるあり。羽曳山は東南にあり、東は古市町大字輕墓より西浦村大字西浦及び同藏之内・同尺度を経て喜志村に沿ひ、南方川西村大字甘山に連亘せる一帯の丘阜にして、一に植生野山ともいふ。平尾丘・丹比丘といへるも此の丘脈なり。丘阜に沿へる舊丹南郡の地は古の謂ゆる丹比野にして、同山の西北麓なる山路を植生坂といひ、一に丹比坂の名あり。是れなん謂ゆる古の植生坂なり、坂は仁徳天皇崩御あらせられ、皇太子履中未だ尊位に即き給はざるに、皇弟住吉仲皇子の皇太子を弑せんとして太子の宮を焼きしとき、遁れて太子は此に來り、此の坂より難波を顧望し、火光の盛なるを見て急に馳せて大坂に向ひ、旋轉して大和に入り給ひしを以て、史上有名の所なり。

日本書紀 履中天皇の條 仲皇子不知太子不在而焚太子宮、通夜火不滅、太子到河内國植生坂而觀之、顧望難波、見火光而大驚、則急馳之自大坂向倭、至于飛鳥山、遇少女於山口、云々

古事記 履中天皇の段 爾其弟墨江中王、欲取天皇以火著大殿、於是倭漢直之祖阿知直盜出而乘御馬、令幸於倭、故利乎遲比野而寤、云々

來目皇子の墓は同山の半腹にあり、兆域周圍壹百五拾間參分、面積壹千百拾參坪餘にして、頂上に二株の老松あり。皇子は用明天皇の皇子なり、推古天皇十年春二月征新羅大將軍となりて筑紫に到り、

病を獲て薨じ給へり。仍て周防の娑婆に殯し、後此に葬り給へり。昔は擴口現はれしが、今は兆域を畫して柵を施せり。

日本書記

推古天皇十年春二月己酉朔、以來日皇子爲擊新羅將軍、授諸神部及國造、伴造等并軍衆二萬五千人、夏四月戊申朔將

軍來日皇子到于筑紫、乃進屯島都而聚船輸運軍糧、六月丁未朔己酉云々、是時來日皇子臥病以不果征討、十一年春二月癸酉朔丙

子來日皇子薨於筑紫、仍驛使以奏上、爰天皇聞之大驚則召皇太子・蘇我大臣謂之曰、征新羅大將軍來日皇子薨之其臨大事而不遂

矣、甚悲乎、仍贖于周芳婆娑、乃遣土師連猪手令掌殯事、故猪手連之孫曰娑婆連、其是之緣也、後葬於河内埴生山岡上、

本地は寶曆十三年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同月二十三日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日樫山村と二ヶ村聯合したるの外は、大字伊賀に同じ。

大字野々上

本地は古奈丹南郡に屬し、もと野中郷野中村の内にして野々上の、かみと呼びしが、後（寶曆の頃）分れて一村を爲し野々上村と稱す。字地に茶屋の前、高松といへるあり。姓氏録河内國諸藩に「野上連、河原連

野中寺
（中の太子）

同祖、陳思王植之後也」と見ゆれば、野上氏の居りし所ならん。

野中寺は中央にあり、青龍山と號し、眞言宗金剛峯寺末にして藥師佛を本尊とし、中の太子と稱せらる。推古天皇の御宇厩戸皇子の開基せられし四十六院の一にして、蘇我馬子の創建なり。七堂伽藍完備の巨刹たりしが、南北朝争亂の兵燹に罹りて堂宇坊舎悉く烏有となり、僅に古礎を殘せるのみなりしが、寛文元年阿闍梨覺英の本願に依りて、律宗の僧慈忍和尚之を中興して以て戒律の道場となし、後延享三年九月幕府の許可を得て、一派律宗總本山如法僧坊輪番所となれり。然るに享保年中火を失して、地藏堂を殘せる外堂宇悉く灰燼と化しければ、ついで再建せられたるも、遂に舊觀に復する能はずして明治に及び、律宗並に輪番所を廢して眞言律宗と爲し、高野派中本山格に列して今に至る。境内は參千四百七拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・廊下・客室・書院・居間・浴室・納家・土藏・鐘樓・門を存す。外に觀音堂・經堂・辨天堂・地藏堂等あり。地藏堂に安置せる木造地藏菩薩の立像は烏佛師の作なりと傳へ、大正四年八月十日國寶となる。其の他寺寶多きが中に、壹千數百年以前の鑄造に係れる金銅の彌勒菩薩像、及び鳴き瓦といへるあり。而して境内外に散在せる幾多の殘礎は、何れも往時の盛を語れるものにして、庭前に瑪瑙石あり。又東方に揚子井あり、行基の揚子を以て穿ちしものなりといふ。

法泉寺

法泉寺は字龜ヶ池庵にあり、龜井山と號し、黄檗宗法雲寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。由緒は

西光寺

詳ならず。境内は貳百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。
西光寺は字松林山にあり、埴生山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、由緒は詳ならず。境内は貳百八拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

葛井・船・津三氏の墓

葛井・船・津三氏の墓地は南方字寺山にあり、山は一にゼンシヨウジ山といひ、同三氏の舊墳は其の山に累々せり。國分村大字國分の松岡山古墳も船氏の墓なりとの説あれども、他の二氏の分と共に其の多くは此の山に存せるなるべし。三氏の墓の野中寺以南なる此の寺山にありて、樵夫の爲めに冢上の樹木伐採せられければ、舊に依りて之を禁せられん事を請ひて許可せられしこと、左記の如く日本後記に見ゆれば、當時にありては同氏等に依りて鄭重に保護せられしを知るべし。

日本後記 桓武天皇延暦十八年三月丁巳、正四位下行左大臣兼右衛門督皇太子學士伊勢守菅野朝臣眞道等言、己等先祖葛井・船・津三氏墓地、在河内國丹比郡野中寺以南、名曰寺山、子孫相守累世不替、而今樵夫成市、採伐塚樹、先祖幽魂永失所皈歸、請依舊令禁、許之。

本地は天正十九年より北條左京太夫氏直の領地たりしが、寶曆九年徳川氏代官の支配に歸し、安永六年大坂城代牧野備後守の役知に轉じ、寛政三年再び徳川代官の支配に歸し、同十年永井日向守直進の預所となり、天保十一年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、

同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字伊賀に同じ。

大字向野

本地は古來丹南郡に屬し、もと丹下郷の内にして向野村と稱す。部内は分れて南北の二部をなせり、河内志村里の條に「向野屬邑一」と記せるは、其の南部を指せるなるべし。

専念寺は字橋山にあり、向野山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和二年の頃丹南郡南宮村正福寺三世了頓の次男玄可、故ありて本地に住し、一字を創立したるもの即ち當寺なり。延寶五年十二月三十日本山より寺號を授與せらる。明治六年二月廢寺となりしも、翌七年二月復舊せり。境内は壹百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

西稱寺は字染香山にあり、染香山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・太鼓樓・門を存す。

西北方に島城といへる字地あり、東西二町・南北三町の坦地にして、今は全く畑地なり。里俗傳へいふ、島城の址なりと。然れども城主及び興廢の年月等は詳ならず。

本地村高參百七拾石四斗參升九合の内、參百參拾七石は元和七年より喜多見五郎左衛門勝重の領地

島城址

西稱寺

専念寺

となり、其の參拾參石四斗參升九合は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしが、喜多日氏の領地は元祿二年に至り、岡氏斷絶上地して徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年秋元但馬守喬知の領地となり、岡氏世襲して但馬守禮朝に至り、明治二年六月上地せり、依て館林藩の支配に移り、同四年七月十四日館林縣に改まり、同年十一月十五日栃木縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。本多氏の領は岡氏世襲して主膳正康稷に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字伊賀に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正		町村制施行		大正元年三月一日	
		有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	未日、在人口	國勢調査の人口
伊賀	六七・八五〇		三五	六〇・五二九	三二		
地生野	一〇〇・四六〇		一三三	二七・三三七	一五五		
野々上	三〇・二六六		三三	四・八七六	三六		
向野	三七・三三〇		八六	四・九二三	九七		
計	一三六・九六六		二九・三二一	一、六五	六・五二五	一、八二	二、五九
							三、七六

第三十九項 丹比村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、多治井村・河原城村・野村・樫山村・郡戸村の六ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、村社丹比神社の名を採りて丹比村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて丹南郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

太字多治井

本地は古來丹南郡に屬し、丹比郷の名あり、多治井村と稱す。字地に西多治井・古屋といへるあり、河内志村里の條に「多治井屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。村名の多治井は丹治比の換用にして、丹治比は丹比に同じ、和名抄に多知比と訓す。姓氏錄河内國神別に「丹比連、火明命之後也」と見ゆれば、多比氏の居りし所ならん。

丹比神社は字多治井にあり、延喜式内の神社にして日本總國風土記には「丹比郷丹比神社、所祭彦火々出見尊之御弟火明命」と見ゆ、火明命は丹比氏の祖なれば、此の地に住せし丹比氏の其の祖神を祀りしものなるべし。然るに今は瑞齒別命を祀れり、思ふに後人の多遲比瑞齒別尊號に依りて祭りしものならん。承和十四年十二月に従五位下を・嘉祥三年十月に従五位上を・貞觀元年に正五位下を授かり給ふ。本地及び附近の産土神にして、明治五年村社に列し、同四十年十一月二十三日丹南村大字眞

德專寺

福寺字垣添の村社榛本神社(瑞嶺別命)・同村大字丹上字西山の同菅原神社(菅原道真)、同四十一年一月十四日大字野字北口の同日吉神社(大山昨命)、同年二月六日大字河原城の同菅原神社(菅原道真)、同月二十四日平尾村大字小平尾字宮の同清水神社(伊弉諾命・伊弉册命・瑞嶺別命・九河内稚孫子姫命)を合祀し、同年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百貳拾參坪を有し、本殿の外に拜殿及び社務所を存す。氏地は本地及び大字河原城・同郡戸・同上野、丹南村大字丹上・同眞福寺、平尾村大字小平尾にして、例祭は十月十日なり。

德專寺城址

同寺境内及び其の東南なる伽藍のありし址は、皆古の同寺疆域にして、又松永久秀の據りし德專寺城のありし所なり。東方一帯は東除川に臨み、懸崖削立して頗る防禦に適せるが如し。今も尙其の址を鑿ちて、往々古土器を掘出すことありといふ。

滿德寺

滿德寺は字ハサマにあり、恵日山と號し、眞言宗高野派叡福寺末にして大日如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・經藏・門を存す。外に地藏堂あり。

專入寺

專入寺は字馬場先にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹

西光寺

百八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。
西光寺は字古川にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は文祿三年より北條美濃守氏規の領地たりしが、徳川時代に至りて上地し(本郡北條氏領の内實曆年間數村上地す、蓋し同時なるべし、日寛文四年改帳の北條久太郎領地の部に多治井村あり、依て其後なるを知る、但し村記には詳ならず)、徳川代官の支配に歸し、寛政十年永井日向守直進の預所に屬し、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十一區に屬し同七年一月二十二日第一大區三小區に改まり、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區三小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 河原城

本地は古來丹南郡に屬し、河原城村と稱す。村名は河原城の名に依り、河原の稱は古河原氏の居りしより起りしなるべし。河原氏は姓氏録河内國諸蕃に「河原連、廣階同祖、陳思王植之後也」と見ゆるもの是れなり。

河原城址

河原城址は西方にあり、四方參拾間・高さ四間にして、東は東除川を帯び、今は總て田圃となれり。數十年前里人地を掘りて古城瓦を得しことあり。傳へて河原弘成の據りし所なりといふ。

光明寺

光明寺は公城山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百參坪を有し、本堂・庫裏・廊下・太鼓樓・門を存す。

本地村高五百八拾貳石六斗貳升の内、五拾四石(古檢利兵衛と稱す)は元和九年より高木主水正次の領地となり、其の四百五拾四石七升四合(慶安五年新檢七九郎方と稱す)は慶安年間より麾下堀田五郎左衛門の采地となり、其の七拾四石五斗四升六合(新檢利兵衛方と稱す、内貳拾石八斗九升壹合は明和二年の新田なり)は徳川氏代官の支配たり。寶曆八年堀田氏上地し、天明五年高木氏また上地し、共に徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉じ、同年八月二日更に堺縣の管轄とな

る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字多治井に同じ。

大字 野

本地は古來丹南郡に屬し、野村と稱す。

本地は元和九年より高木主水正次の領地となり、同氏世襲して主水正正坦に至り、明治二年六月上地せり、依て丹南藩の支配に移り、同四年七月十四日丹南縣に改まり、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第一大區一小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區一小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十二戸長役場の管理區域に入りて同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 檜山

本地は古來丹南郡に屬し、檜山村と稱す。

淨願寺は眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず、境内は九拾八坪を有し、本

淨願寺

堂・庫裏・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日埴生野新田と二ヶ村聯合したるの外は、大字野に同じ。

大字郡戸

本地は古來丹南郡に屬し、德專寺莊の名ありしが、後郡戸村と稱す。

本地は、文祿三年より北條美濃守氏規の領地となり、同氏世襲して相模守氏恭に至り、明治二年六月上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字野に同じ。

大字	石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行當時の人口		大正元年三月一日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口	
		有租地	反別	町村制施行	反別	町村制施行	反別	町村制施行	反別	町村制施行	反別
多治井	六九五・九〇〇	六・七二六	四九九	八二・五二八	四九九	二、〇〇六	二、二三五	一、九二六			
河原城	五八二・六〇〇	五・六二九	五〇〇	八三・六二四	五〇〇	二、〇〇六	二、二三五	一、九二六			
野山	四〇〇・七〇〇	四・一〇三	四一〇	五四・六〇一	四一〇	二、〇〇六	二、二三五	一、九二六			
經山	二六〇・二〇〇	一八・六〇八	一五三	一九・九二九	一五三	二、〇〇六	二、二三五	一、九二六			
郡戸	四四三・四〇〇	五九・七〇四	三六	五五・七〇七	三六	二、〇〇六	二、二三五	一、九二六			
計	二、四三三・八〇〇	三六・三三〇	一、九九九	二六六・五二九	二、〇〇六	二、二三五	二、二三五	一、九二六			

第四十項 丹南村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、丹上村・眞福寺村・丹南村・大保村・今井村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、丹南村にはもと丹南藩の陣營あり、且大村なるを以て、其の名を採りて丹南村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて丹南郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字丹上

本地は古來丹南郡に屬し、もと丹上郷の内にして、郷名廢して其の稱本地に残り、丹上村と稱す。舊郷名は和名抄に「丹比郡丹上」と記し、古事記傳には丹比の上なるべしとせり。

法樂寺は字大和山にあり、融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元亨年中法明上人の創建なり。明治七年二月廢寺となりしも、同十三年一月二十日復興せり。境内は壹百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

大座摩池

法樂寺

大座摩池は東方にあり、東西貳百間・南北貳百四間・周圍拾參町貳拾八間にして、池の中央を以て

丹比村大字郡戸との界とす。河内志にも大座摩池は丹上・郡戸二村の間にありと記せり。今は附近三
大字の用水なり。

本地は文祿三年より北條美濃守氏規の領地となり、同氏世襲して相模守氏恭に至り、明治二年六月
上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の
制定あるに及び、同五年二月河内國第二十一區に屬し、同七年一月二十二日第一大區一小區に改まり
て同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區一小區となり、同十
三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄
に轉じ、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四十一戸長役場の管理區域に入りて、
同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字眞福寺

本地は古來丹南郡に屬し、もと丹上郷の内にして眞福寺村と稱す。村名は眞福寺のありしより起れ
り。

西方字垣添はもと樸本神社の鎮座ありし所なり。社は延喜式内の神社にして八幡神社と稱し、應神
天皇を祀り、邑の産土神として里民の崇敬甚だ厚く、眞福寺を宮寺と爲し、後明治五年村社に列し來

樸本神社の
址

眞福寺の址

りしも、同四十年十一月二十三日丹比村大字多治井の丹比神社に合祀せられて、今はなし。社地には
古來樸の大木ありて神代より榮え、應神天皇の皇孫瑞齒別皇子は來りて之を賞し、丹比の樸木と名づ
け給ひしが、後應神天皇を勸請して祭祀するに及び、終に社名に附せられしものなりといふ。

眞福寺の址は北方にあり。寺は聖武天皇の天平年中僧正行基の開基にして、樸木山眞福寺と號して
坊舎三十六院を有し、七堂伽藍巍々として甍を駢べし巨刹なりしが、明徳の頃畠山基國楠氏の餘族と
戦ふに及び、兵燹に罹りて堂宇悉く燒蕩し、唯文珠大師の畫像一幅のみ災禍を免れしを以て、畫像は
之を文珠院に納めしといふ。

文珠院

文珠院は字中濟にあり、融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。元亨年中法明上人の創
建にして、文珠院といへるは前記眞福寺の文珠大師の畫像を納めし後の稱なるべし。明治七年廢寺と
なりしも、同十三年一月二十一日復興せり。境内は八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。
本地の管轄及び區畫の變遷、大字丹上に同じ。

大字丹南

本地は古來丹南郡に屬し、丹南村と稱す。

來迎寺

來迎寺は北方字毘沙門にあり。諸佛山護念院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして、中本山格同派